

平成30年旭市議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月4日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
発議案上程	5
発議第 1号 明智忠直旭市長不信任の決議について	
提案理由の説明	5
質疑、討論、採決	8
議案上程	12
議案第 1号 平成29年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2号 平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について	
議案第 3号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 4号 平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	
議案第 5号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 6号 平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 7号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 8号 平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第10号 旭市道の駅整備基金条例の制定について	
議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第12号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 1 3 号	東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	
議案第 1 4 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	
議案第 1 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号	平成 2 9 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 2 号	平成 2 9 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 3 号	平成 2 9 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について	
報告第 4 号	平成 2 9 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について	
報告第 5 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成 2 9 事業年度の業務実績に係る評価結果について	
報告第 6 号	地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について	
報告第 7 号	私債権等の放棄について	
提案理由の説明並びに政務報告		1 3
議案の補足説明及び報告の説明		2 3
散 会		6 2

第 2 号 (9月6日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 4
説明のため出席した者	6 4
事務局職員出席者	6 4
開 議	6 5
議案質疑	6 5
議案第 1 5 号直接審議 (先議)	1 2 8
決算審査特別委員会設置	1 2 9
決算審査特別委員会委員の選任	1 2 9
決算審査特別委員会議案付託	1 3 0
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告	1 3 0
常任委員会議案付託	1 3 1

散 会	1 3 1
-----	-------

第 3 号 (9月10日)

議事日程	1 3 3
本日の会議に付した事件	1 3 3
出席議員	1 3 3
欠席議員	1 3 3
説明のため出席した者	1 3 3
事務局職員出席者	1 3 4
開 議	1 3 5
一般質問	1 3 5
6番 米 本 弥一郎	1 3 5
20番 高 橋 利 彦	1 4 8
9番 高 木 寛	1 8 2
11番 宮 澤 芳 雄	1 9 6
7番 有 田 惠 子	2 0 4
散 会	2 2 7

第 4 号 (9月26日)

議事日程	2 2 9
本日の会議に付した事件	2 2 9
出席議員	2 2 9
欠席議員	2 3 0
説明のため出席した者	2 3 0
事務局職員出席者	2 3 0
開 議	2 3 1
決算審査特別委員長報告	2 3 1
質疑、討論、採決	2 3 3
常任委員長報告	2 3 5
質疑、討論、採決	2 3 7

議案上程	240
議案第16号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
提案理由の説明	240
議案の補足説明	241
質疑、討論、採決	241
事務報告	242
閉 会	243

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 片 桐 文 夫 | 2番 | 平 山 清 海 |
| 3番 | 遠 藤 保 明 | 4番 | 林 晴 道 |
| 5番 | 高 橋 秀 典 | 6番 | 米 本 弥一郎 |
| 7番 | 有 田 恵 子 | 8番 | 宮 内 保 |

9番 高木 寛
11番 宮澤 芳雄
13番 島田 和雄
15番 伊藤 房代
17番 景山 岩三郎
19番 佐久間 茂樹

10番 飯嶋 正利
12番 伊藤 保
14番 平野 忠作
16番 向後 悦世
18番 木内 欽市
20番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	監査委員	堀江 通洋
秘書広報課長	伊藤 義隆	行政改革推進課長	小倉 直志
総務課長	飯島 茂	企画政策課長	阿曾 博通
財政課長	伊藤 憲治	税務課長	石毛 春夫
市民生活課長	宮負 賢治	環境課長	井上 保巳
保険年金課長	遠藤 茂樹	健康管理課長	木内 喜久子
社会福祉課長	角田 和夫	子育て支援課長	小橋 静枝
高齢者福祉課長	浪川 恭房	商工観光課長	小林 敦巳
農水産課長	宮内 敏之	建設課長	加瀬 喜弘
都市整備課長	鵜之沢 隆	下水道課長	高野 和彦
会計管理者	松本 尚美	消防長	川口 和昭
水道課長	加瀬 宏之	庶務課長	栗田 茂
学校教育課長	佐瀬 史恵	生涯学習課長	高安 一範
体育振興課長	花澤 義広	監査委員局長	伊藤 義一
農業委員会事務局長	赤谷 浩巳		

事務局職員出席者

事務局長	大矢 淳	事務局次長	池田 勝紀
------	------	-------	-------

開会 午前10時 0分

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思ます。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

7番、有田恵子議員、8番、宮内保議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

再開 午前10時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 平野忠作 登壇）

○議会運営委員長（平野忠作） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第3回定例会議事日程その2をご覧くださいと思います。

日程第4の後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） これより私は、明智忠直旭市長の不信任決議案についての提案理由の説明を行います。

私は、明智市長が、孫の事件が明らかになった時点で清く身を引いていたら、当然のことながらこうした不信任決議案など提出することはありません。市長の孫が犯罪者、それも警察官という市民を守る立場の者が、未成年の女の子ばかりを狙った破廉恥な行為を繰り返していた前代未聞の事件で、市民はいまだにおぞましく思い、恥ずかしい感情を抱えています。我々議員も市民と全く同じ思い、考えであります。

市民からは、市長はいつやめるんだと問われ、やめるつもりはなさそうだと答えると、市民からは、どうしてやめさせないと責め立てられます。近隣の市町村を訪ねると同様の問いかけがあり、肩身の狭い思いをしています。孫の起こした事件が明らかになった時点で、市

長、あなたが清く市長をやめていたら、市民も議会もその時点で一区切りつけることができ、それ以上恥ずかしさを覚えることはなかったはずです。

市民の皆さん、議員の皆さん、自分の娘や孫がこうした警察官で懲戒免職となった明智市長の孫の破廉恥事件の被害者になったとき、犯人に対してどのような感情を抱きますか。

孫の起こした事件は、7月20日に判決がありました。求刑は懲役3年6か月、判決は懲役3年、執行猶予では一番長い5年の執行猶予つきの判決でした。_____

_____しかし、執行猶予がついただけで無罪放免ということではありません。これは刑の執行が猶予されたことで、有罪が確定したことです。

事件については、新聞報道や裁判を傍聴した多くの市民が知っていると思いますので、詳しくは触れません。この破廉恥事件では、本人の自供は16件でした。ほかの事件とは違い、多くの被害者が泣き寝入りして、裁判で取り上げられた被害者は3人でした。いずれも未成年の少女であり、裁判で取り上げられると実地検証や裁判で再度忌まわしい事件を思い出し、自分の心の傷が張り裂ける思いをしたくなく泣き寝入りしたものであります。

_____その母親は、検察側の証人として、この5月の裁判に出廷し、ここは皆さんによく聞いてほしいのですが、検察官の問いかけに、事件が発覚した今年初めから今に至るまで、_____から一度の謝罪も受けたことがないと証言

しました。1代離れた孫、大人の起こした事件で自分と事件は関係ないと切り捨てる明智市長ですが、長男とも関係がないのでしょうか。養育に責任がないと言って、孫の不良行為、非道、無道を知りながらそのまま放置する祖父があるとは考えられません。知れば必ず正しい道を歩むことの大切さ、正直に生きることの必要性を言って聞かせるでしょう。同じ敷地に暮らす長男の息子です。明智市長がかわいがらないはずはありません。そのかわいがった孫が破廉恥な言語道断な犯罪を繰り返し、自分とは1代離れているから、大人の起こした事件で無関係とのまるっきり他人事のような明智市長の論法が世間に通用するのでしょうか。

裁判では、_____検事は初め4年を求刑しました。裁判では一般的に、求刑4年には、初犯であっても執行猶予はつけないそうです。4年以下の求刑でなければ執行猶予にならないことを知って、それまでは被害者に謝罪の一言もしませんでした。その後、_____市の被害者との示談が成立し、求刑を3年6か月に縮めました。_____市民の皆さんは市長をどう思うでしょ

きない人が、市政のかじ取りができるわけがありません。市民との信頼関係を悪化させ、市を不利益な方向に進ませていることは誠に遺憾であります。どうか速やかにおやめいただいて、旭市民の名誉を守る道を歩んでいただきたいと思います。

以上、旭市議会は明智忠直市長を信任しない理由であり、ここに明智忠直市長の不信任決議案を提出するものであります。

議員の皆さんも、市民からの耳の痛い話を再三聞かされているものと思います。市民に対して胸を張れる皆さんの良識ある判断を切望します。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

なお、高橋利彦議員の発言の中で、一部不穏当と思われる発言がありましたので、後刻、録音データを調査の上、必要な措置を講じることにいたします。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となっております本件につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、発議第1号について討論に入ります。

初めに、原案に対して反対の討論はありませんか。

宮内保議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（8番 宮内 保 登壇）

○8番（宮内 保） 私は、発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議について、反対の立場から討論を行います。

市長の不信任要件は、市長自らの行為が市政運営や市民生活に重大な影響を及ぼした時に成立するものであり、提案された理由は、不信任とする要件に全く当たるものではないと考えます。

提案理由にあった事実行為に対し、明智市長は、本年第1回定例会一般質問において、市民の皆様にご迷惑とご心配をかけているということをし訳なく思い、市政運営に影響の出ないように誠心誠意市政に取り組んでいくと述べております。

明智市長においては、平成21年に市長に就任以来9年にわたりその手腕を発揮し、数々の行政課題を乗り越えてきました。その中でも、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のときは、迅速な対応と一日でも早い復旧復興に向け被災者支援、道路の復旧、そして津波避難施設の整備などに当たられました。また、紙おむつの支給、子どもの医療費の無料化などの少子化対策や小・中学校の耐震補強、農業後継者や担い手に対する育成支援など数々の施策への取り組みは高く評価されるべきものであると考えます。

したがって、今後も引き続き6万6,000人の市民の負託に応えるべく日々の職務にご尽力をいただき、なお一層の堅実な行財政運営に務められ、旭市の将来にわたる持続的な発展を目指されるよう強く要望いたします。私の反対討論といたします。

○議長（島田和雄） 次に、賛成の討論はありますか。

木内欽市議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 私は、よもやこういう席に立とうとは考えてもおりませんでした。ただいまの反対討論を聞いて、ちょっと違うんじゃないかなという自分の思いからこの席に立たせていただいております。

今回の事件では、確かに市長に刑事法、民事法、一切の法的責任はございません。しかしながら、報道で旭市長の名前が出て、多くの市民がみっともない、嫌な思いをしている以上、少なくとも市民に対しては説明と謝罪という道義的責任を果たす必要があります。

また、

以上の道義的責任及び_____を全うするために、先ほどの反対討論では、一般質問に

答える形で述べたにすぎません。正式に市民と議会に謝罪をしていただきたいと、こう思っておりました。

提案者の高橋議員とは多少違います、私は。いきなりその時点でやめる必要はないと私も考えておりました。謝っていただければ、謝った人にそれ以上責めるというようなことは私の信条に合いませんので、そんなつもりは毛頭ございません。ですから、私は判決が下りたら当然そういう正式な謝罪があるものだ、こう思っておりました。一切今までの一般質問でも発言はしてまいりませんでした。そう思っていたからです。ところが、不信任決議のこの話が出てからでさえ、市長は自ら事をおさめようとする努力をしてこなかった。

私どもも、大変有権者からは責められることもございます。今や市長だけではなく議会議員全員をリコールするという話も出ていることはご存じなことでしょう。本来であれば議会での謝罪で済む話が、ここまで大きくなってしまって大変残念であります。

被害に遭われた女性には何の落ち度もないわけであります。被害者感情、市民感情を考慮して、本来は、高橋議員にはこの不信任も出してほしくなかったんです。でも、出された以上、私どもは賛成、反対、これを表明しなければなりません。

大変心苦しいですが、被害者感情、市民感情を考慮して、やむなく私は賛成票を投じます。苦渋の決断であります。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

林晴道議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（4番 林 晴道 登壇）

○4番（林 晴道） 旭市議会4番議席の林晴道でございます。

まず、この発議の提案理由に関しましては、市政に直接的な関与をしないものと理解しておりますが、しかし、当議会においては毎回取り上げられており、議会運営のあり方や、特にその議事進行に対しては疑念を抱いており、甚だ遺憾であります。

また、そのことにより市民の関心が高まってしまっているようで日増しに激化しており、多くの市民から疑心暗鬼の声を伺うので、市政運営に支障を来さないか不安を感じております。

この提案理由のようなことが今後も当議会で発言をされることは、多くの方々に苦痛を与え傷つけるおそれがあると僕は思いますので大変悩みに悩み抜きましたが、ここで発言をさせていただき、この議決をもって当議会の議論に終止符を打つとの一心で、昨晚、発議の賛成者の署名をいたしました。

この議決後からは、議会本来の議事運営と健全な発言許可がなされ、活発的な議論ができるよう願っております。

これ以上傷つき、苦しむ一般の方を出したくないので、公人である市長においては、どうかこの苦渋の思いをご理解賜りたいと思います。

昨年も今年同様、暑い夏でした。あの暑い市長選挙を明智陣営の一人として汗を流した者として、議会では議論を交わし、市長室では意見交換をさせていただき、最近めっきり声をかけられなくなりましたけれども、懇親会等の席では大いに語りたいと願っています。やはり悩み苦しんでいるであろう市長に、僕からの最大限のエールを送らせていただき発言を終わります。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

有田恵子議員、発言を許可します。ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 私は、この件に関して裁判を傍聴してまいりました一人でございます。

法廷で母親は極刑を求めました。そして泣きました。旭市の市民の方にあとよろしく申し上げますと言葉を託されました。

反対討論の中で、市長は災害復興、あれもやった、これもやった。それはそれで結構でございます。私はこの政治というもの、この政務活動というもの全て、この教育委員会があるわけですから、子どもの教育というのがこの政治、市役所の政務の中に含まれているわけでございます。

この裁判の中で最大の、私も泣きましたけれども、一度もこの母親、娘、謝罪がないということでございます。この心の問題でございます。あれもやった、これもやった、市政に支障はなかった、そんな問題ではございません。じゃあ、なぜ教育委員会があるんですか、学校があるんですか。全部含まれているわけです。今、日本で一番大事なところは、子どもの教育でございます。その_____市、本当に近くでございます。教育の最高の指導者である市長、子どもの命を守る一番陣頭に立ってやらなければならない立場におられるわけです。私は、この謝罪のないというところ、裁判を見守り続けてきましたけれども、ここには私はもう許せないところ、私も泣きました。やはり心のある市長、それが誠の市長であると私は思います。

したがって、今回、高橋議員の不信任案、これに賛成いたします。

以上です。

○議長（島田和雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

市長の不信任の議決については、地方自治法第178条第3項の規定により、特別多数議決を要する案件でありますので、その表決については、議員定数の3分の2以上の議員が出席し、その出席議員の4分の3以上の同意を必要といたします。また、この場合は議長も表決権を有していますので、念のため申し上げます。

ただいまの出席議員は19名であり、議員定数の3分の2以上です。また、その4分の3以上は15名です。

発議第1号、明智忠直旭市長不信任決議について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成4名、4分の3に達しません。

よって、発議第1号は否決されました。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第7号までの報告7件を一括上程いたします。

- 議案第 1号 平成29年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7号 平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8号 平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 9号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第10号 旭市道の駅整備基金条例の制定について
- 議案第11号 旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第14号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第15号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 平成29年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 2号 平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 3号 平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 4号 平成29年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 5号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度の業務実績に係る評価結果について
- 報告第 6号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況について
- 報告第 7号 私債権等の放棄について

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、ここに平成30年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第8号までは、平成29年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成29年度旭市一般会計決算についてでありまして、歳入総額302億2,967万1,482円、歳出総額293億3,654万6,680円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,731万7,784円を差し引いた実質収支は、7億6,580万7,018円となりました。

議案第2号は、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算についてでありまして、歳入総額24億4,699万1,372円、歳出総額24億4,699万1,372円、歳入歳出同額となりました。

議案第3号は、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についてでありまして、事業勘定は、歳入総額102億6,853万3,333円、歳出総額98億2,209万4,635円、差し引き4億4,643万8,698円となりました。施設勘定は、歳入総額8,798万317円、歳出総額8,092万9,486円、差し引き705万831円となりました。

議案第4号は、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についてでありまして、歳入総額5億8,251万7,725円、歳出総額5億7,114万7,301円となり、差し引き1,137万424円となりました。

議案第5号は、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額49億2,828万8,646円、歳出総額48億5,168万9,976円、差し引き7,659万8,670円となりました。

議案第6号は、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額6億1,165万4,178円、歳出総額5億3,778万8,426円となり、差し引き7,386万5,752円となりました。

議案第7号は、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算についてでありまして、歳入総額1億323万3,987円、歳出総額9,070万9,089円、差し引き1,252万4,898円となりました。

議案第8号は、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり

まして、年度末の給水状況は、給水件数2万403件、普及率は87.1%、年間給水量は595万8,377立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支における事業収益は15億2,709万4,477円、事業費用は12億8,939万217円となり、当年度純利益は2億3,770万4,260円となりました。

資本的収支については、収入8,717万1,640円に対し、支出は2億98万5,248円となり、収支不足額1億1,381万3,608円は減債積立金等8,841万3,608円で補填し、なお不足する額2,540万円については、平成29年度同意済企業債の未発行分2,540万円をもって翌年度に措置するものとしたしました。

なお、決算の認定と併せて、当年度末未処分利益剰余金21億4,519万3,545円のうち4,240万4,260円を減債積立金として、1億9,530万円を建設改良積立金として処分することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を280億8,100万円とするものであります。

議案第10号は、旭市道の駅整備基金条例の制定についてでありまして、道の駅「季楽里あさひ」の施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第11号は、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、コンビニ交付サービスの開始に向けて、個人番号カードを利用して、印鑑登録証明の発行ができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、管理戸数の改正を行うものであります。

議案第13号は、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、議員の定数及び選挙の方法に関する規定を改正するもので、関係地方公共団体と協議するにあたり地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、市有自動車による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、

現委員のうち、平成30年12月31日をもって任期満了となる委員の、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、岩井明廣氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

報告第1号は、平成29年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第2号は、平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第3号は、平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第4号は、平成29年度旭市公営企業決算における資金不足比率について、それぞれ報告するものであります。

報告第5号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度の業務実績に係る評価結果についてでありまして、同法人の平成29事業年度における業務実績の評価がまとまったことから、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第6号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の事業経営状況についてでありまして、同法人の平成29年度の事業経営状況及び平成30年度の事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第7号は、私債権等の放棄についてでありまして、旭市私債権等管理条例に基づき、平成29年度の私債権等の放棄について、議会に報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

はじめに、農業について申し上げます。

水田農業については、需要に即した米づくりを進めるため、飼料用米への転換を推進してまいりました。この結果、取り組み人数は、昨年度に比べやや減少したものの、取り組み面積は昨年並みの約446ヘクタールとなりました。

園芸農業については、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を活用し、安定生産や品質向上を図るための施設整備や省力機械の導入について取り組む農家に対し、支援を行っているところであります。

次に、産業まつりについて申し上げます。

11月11日、海上コミュニティ運動公園において旭市産業まつりを開催いたします。市内外から大勢の方にご来場いただき、秋の一日を楽しんでいただくとともに、市内の農水産物・商工業製品を中心とした地元特産物の販売・PRを行う場にしたいと考えております。

次に、商業振興について申し上げます。

プレミアム付共通商品券については7月1日、2日の2日間にわたって販売され、1セッ

ト1万1,000円相当を7,000セット、総額7,700万円分を完売しました。

また、12月には、さらに1万セット、総額1億1,000万円相当を販売いたします。

商品券の使用期限は6か月間としており、短期間での消費喚起に繋がることを期待するものであります。

次に、労政について申し上げます。

今年度が初めての試みとなります合同就職面接会&会社説明会が、旭市雇用対策協議会とハローワーク銚子の共催により、6月22日に開催されました。参加企業16社に対して47名の参加があり、今後の企業の人手不足解消と求職者への支援に繋がるものと期待しております。

また、旭市雇用対策協議会が開催した合同企業説明会の継続事業として、企業訪問が実施され、近隣の高校生35名が、合同企業説明会に参加した企業10社を訪問して、社内見学や実際の業務について体験しました。

市としても、総合戦略の基本目標の1つである「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」の実現と若者定住の一助になることを期待しております。

次に、夏期観光について申し上げます。

矢指ヶ浦、飯岡の両海水浴場と市営海浜プールについては、夏休み期間を中心に44日間にわたり開設し、事故もなく無事終了することができました。

夏期イベントについては、飯岡海岸に会場を移したあさひ砂の彫刻美術展をはじめ、サマーフェスタ in 矢指ヶ浦、今回30回を迎えた旭市いいおかYOU・遊フェスティバル、旭市七夕市民まつり、矢指ヶ浦復興イベントが行われました。

今年は、台風や悪天候の影響により、プログラムの内容を一部変更して開催することが多く、入込み数が伸び悩む結果となりましたが、訪れた多くのお客様には、旭の夏を楽しんでいただけたものと思っております。

これらの事業運営にご協力をいただきました、各イベント実行委員会、観光物産協会など関係機関の皆様には、心から感謝を申し上げる次第であります。

また、先日、日本財団と一般社団法人日本ロマンチスト協会から、飯岡灯台が恋する灯台に、旭市が恋する灯台のまちに認定されました。

これは、灯台をロマンスの聖地と位置づけて観光資源とし、地域活性化につなげようとする取り組みで、全国で42基の灯台が認定されており、千葉県内では飯岡灯台が初めてとなります。飯岡灯台と隣接する上永井公園は、すでに市を代表する観光資源であります。この認定を機会にさらに市外の方にも訪れてもらえるよう、PRしてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

2020東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーのルートについては、7月4日に、旭市・銚子市・匝瑳市・山武市・横芝光町の4市1町により、当地域が聖火リレーのルートとなるよう、県に要望してまいりました。

県東部の4市1町は、国の進めるホストタウン登録や県が推進する「おもてなしCHIBAプロジェクトin九十九里・外房～ビーチ・クリーン・キャンペーン東京2020～」などに賛同・協力をしてきたところでもあります。

当地域を聖火リレーが通ることによって、地域の活性化、観光客の誘致、自然環境の保全が図られ、東日本大震災の被災者も勇気づけられるものと考えております。

未来（あした）への道1000km縦断リレー2018については、青森から東京まで、東日本大震災の被災地をランニングと自転車をつなぐリレーにより、震災の記憶の風化を防ぐとともに人々の絆を深めることを目的として行われ、今回で第6回目となります。8月5日、6日に旭市をゴール及びスタート地点として通過いたしました。ゴール式後のウェルカム交流イベントにおいては、ゲストランナーとの交流を図るとともに、特産の飯岡貴味メロンの無料配布を行うなど、旭市をPRいたしました。

千葉県中学校卓球大会については、8月19日に総合体育館において開催され、145チーム、49校が参加し、約1,000人の選手による熱戦が繰り広げられました。

世界ジュニア卓球選手権大会男女日本代表選手選考会については、今年は第1次選考会から総合体育館で実施され、8月28日から31日の4日間で18歳以下のランキング上位選手や各全国大会上位の選手、男女各32名が参加いたしました。

また、今月14日から16日には、最終選考会が総合体育館で開催され、優勝者の男女各1名に、世界ジュニア卓球選手権大会への出場権が与えられます。

第9回旭市民体育祭については、10月7日に東総運動場において開催いたします。採点種目やオープン種目のほか、小学生の吹奏楽や郷土芸能など、多くの市民が参加し楽しむことで、一体感が高まるような大会にしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

本市の教育・保育・子育て支援の充実を図るための旭市子ども・子育て支援事業計画が来年度に計画期間を終えることから、第2期計画の策定に向けた子育てに関するニーズ調査を、年内に実施する予定であります。調査については、旭市に住民登録がある小学生以下のお子さんのいる全世帯へアンケート用紙を郵送いたします。子育てに関する生活実態や市へのご

意見・ご要望等を把握し、計画に反映させたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、5月末に着工し、平成31年1月の完成を目指して、順調に進捗しております。

次に、文化振興について申し上げます。

第14回旭市民音楽祭については、市民参加型事業として、8月5日に東総文化会館を会場に17団体、225名の参加により開催いたしました。嚶鳴小学校と三川小学校による吹奏楽やコーラス、ピアノ、ロックの演奏なども披露され、会場から盛大な拍手が送られました。

また、第13回あさひのまつりについては、10月14日に東総文化会館で開催いたします。今年も9団体166名が参加する予定でありますので、皆様のご来場をお待ちしております。

次に、交流事業について申し上げます。

農業交流事業については、今年も7月30日から8月3日までの5日間、ジェフユナイテッド市原・千葉レディース所属の中学生の選手13名が、市内の農家4軒に宿泊しながら、農作業を体験しました。

また、旭スポーツの森公園においてサッカー教室を開催し、市内スポーツ少年団等との交流を行いました。受入れ農家と関係団体の皆様に改めてお礼申し上げます。

旭市・茅野市児童交流事業については、7月31日から8月2日までの3日間、市内小学生33名が姉妹都市の茅野市を訪問し、児童との交流を深めました。

沖縄交流事業については、合併後13回目を迎え、6月28日から30日までの3日間、市内3小学校から、児童20名が中城小学校を訪問しました。また、中城村からは、11月8日から3日間、18名の児童が旭市を訪れる予定となっております。

これらの事業を通して、文化や歴史、自然体験などの相互理解を深め、豊かな人間性を育むとともに、姉妹都市の一層の友好親善を図ってまいります。

ドイツ交流事業については、7月28日から8月3日までの7日間、デュッセルドルフ市から、卓球技術向上を目指す11歳から16歳までの男女8名の選手とコーチ2名が、本市を訪れました。旭市を含む県内の選抜チームとの交流試合や東京都にある日本のトップレベル競技者用トレーニング施設であるナショナルトレーニングセンターなどでの練習、旭市内観光や書道など、様々な交流が行われました。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

市のイメージアップキャラクター「あさピー」の活動を応援するあさピーサポーターズを

7月に発足し、会員の募集を開始いたしました。

ゆるキャラグランプリでのあさピーの応援や市のイメージアップ・知名度向上を図ることを目的としており、あさピーを通じて、市の魅力や出来事などを、口コミやインターネット等により情報を発信することが主な活動内容となります。8月末現在の会員数は、560名となっております。

また、ゆるキャラの総選挙である「ゆるキャラグランプリ2018」に今年もエントリーをいたしました。あさピーの8月末現在の順位は、全国でのエントリー総数909中第20位、千葉県でのエントリー総数25中第1位であります。

投票期間は11月9日まで。引き続き市民の皆様に投票を呼びかけてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、工事予定の1.2キロメートルのうち、総堀線から北側へ355メートルを、今月、入札執行する予定となっております。

飯岡海上連絡道三川蛇園線の整備については、今後、整備を進める飯岡バイパス南側区間において、道路用地となる土地改良事業の創設非農用地が確定したことから、最終的な道路線形などを調整しているところであります。

南堀之内バイパスの整備については、工事予定箇所の発注準備を進めており、未取得地については、引き続き地権者にご協力が得られるようお願いしているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線の未取得の用地を、引き続き地権者にご理解とご協力が得られるようお願いしており、旭地域の椎名内西足洗線は、計画どおりに用地取得を進めております。工事については、横根三川線の起点である県道飯岡一宮線付近から北側へ310メートルと、椎名内西足洗線の工事予定620メートルのうち、椎名内地先の290メートルを、今月、入札執行する予定となっております。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、工事予定の340メートルのうち、280メートルを8月に発注したところであり、引き続き早期完成に向けて努力してまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設、森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

広域ごみ処理施設については、7月20日に工事を開始し、現在造成工事を行っており、建

設工事については、平成31年1月から始まる予定となっております。

広域最終処分場については、本年度、施設建設に関する入札を予定していることから、現在、入札手続き等の準備を進めております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成33年3月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地区懇談会については、市の主要事業や財政状況など、市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合い、ご意見やご提案をいただくために行うもので、本年度は、10月15日から市内5か所で開催いたします。

この懇談会に、より多くの皆様にご参加いただき、今後の市政の進展に結び付けていきたいと期待するものであります。

次に、防災について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、一昨日に、いいおか潮騒ホテル北側グラウンドをメイン会場とし、飯岡地域の住民の皆様をはじめ、関係団体の参加により実施いたしました。

また、昨年同様、かんぼの宿や津波避難タワー、新たに整備した日の出山公園など、沿岸地域の津波避難施設への自主避難訓練も併せて実施いたしました。

今後も、このような実践的な訓練を行うことにより、地域住民の連帯意識の高揚を図り、災害に強い地域づくりを進めてまいります。

次に、コンクリートブロック塀の調査について申し上げます。

6月18日に発生した、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震により、小学校のプールのコンクリートブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

この事故を踏まえ、6月下旬に市所有の121施設において緊急調査を実施したところ、現行の建築基準法に不適合なものが小・中学校において10校16か所、その他の施設で8施設8か所あることが判明いたしました。

そのうち道路沿いのブロック塀など危険性の高い9か所について、早急に工事を発注し、撤去・改修を進めているところであります。

また、小・中学校のプールのブロック塀9か所については、現在、危険のないようバリケードを設置しており、今後、撤去・改修を行うための補正予算を、本定例会に計上するものであります。

次に、防犯について申し上げます。

防犯対策の推進として、犯罪の発生が懸念される場所等への防犯カメラの設置と、公用車へのドライブレコーダーの搭載を随時進めてまいりましたが、これらの映像の提供に係る協定を、10月に旭警察署と締結することといたしました。

この協定の締結により、警察署への迅速な映像提供による捜査支援が可能となり、市民のさらなる安全安心の醸成が図られるものと考えております。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

現在、各種申請手続き等を含む実施設計業務に取り組んでいるところでありますが、来年10月1日から消費税が10%に引き上げられる予定であることから、現在の税率8%が適用される平成31年3月31日までの建設工事の契約締結に向けて、準備を進めているところであります。

次に、学校跡地利用について申し上げます。

旧海上中学校及び旧飯岡中学校跡地の利活用については、昨年10月に設置した旭市旧中学校跡地利用検討委員会において、協議・検討を行ってまいりました。これまでに5回の会議を開催し、8月30日には、委員長より検討委員会としての意見を取りまとめた報告書を提出していただいたところであります。今後はこの報告書を踏まえ、若者が集まり、にぎわいを取り戻すための観光・交流拠点となるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

本構想の計画予定地については、千葉県が行う土地改良事業の受益地からの除外に伴う、事業の計画変更について、現在、所定の手続きを行っているところであります。

本構想の実現にあたっては、民間活力を導入することで、より魅力が増すものと考えており、事業主体の公募に関する事項等について検討していただくため、旭市生涯活躍のまち推進協議会を設置いたしました。

協議会の委員には、市議会議長、旭中央病院理事長、商工会長、市民代表、学識経験者等に就任していただき、6月28日に1回目の会議を開催して以来、これまで3回の会議を開催し、検討していただいております。今後も、委員の皆様から多くのご意見をいただきながら、より魅力のある構想とし、実現に向けて取り組んでまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（島田和雄） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

はじめに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、ご登壇願います。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成29年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧いただきたいと思っております。

こちらの資料です。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

1の決算規模ですが、平成29年度一般会計の決算額は、歳入が302億2,967万2,000円で、前年度と比べて26億4,480万9,000円、8.0%の減、歳出が293億3,654万7,000円で、前年度と比べて18億7,734万2,000円、6.0%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,731万8,000円を差し引いた実質収支は、7億6,580万7,000円となりました。

次に、2ページをお願いいたします。

2の歳入の決算額です。

第2の1表は、歳入の構成比の推移を表したもので、平成29年度の決算では、割合が一番

多いのは地方交付税で29.8%、2番目は市税で25.3%となっております。

続いて、3ページに移りまして、第2の2表は、歳入の主な4項目について決算額の推移を表したものです。

平成29年度は、前年度と比べて、市税は2.7%の増、地方交付税は3.2%の減、国県支出金は12.0%の増、市債については7.6%の減となっております。

それぞれの額は、下の表に記載のとおりです。

次に、4ページをお願いいたします。

3の歳出の決算額ですが、第3の1表は、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きい順に申し上げますと、民生費、総務費、衛生費、公債費、教育費、土木費の順となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、46.0%で前年度と比べて2.9ポイント上昇しており、これに、物件費、補助費等、維持補修費を加えた経常的経費の割合は70.9%で、1.7ポイント低下しております。

経常的経費の割合が低下した主な要因は、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う退職手当負担金清算金の減により、補助費等が減少したことによるものです。

また、投資的経費の割合については、畜産競争力強化対策整備事業等により、前年度と比べて1.7ポイント上昇しております。

次に、6ページをお願いいたします。

4の財政の弾力性です。

第4表は経常収支比率の推移を表したもので、平成29年度の経常収支比率は88.8%で、前年度の86.2%と比べて2.6ポイント上昇しています。

次に、7ページに移りまして、5は、将来の財政負担であります。上のグラフ第5の1表は、健全化判断比率の一つで、実質公債費比率の推移を表しています。

平成29年度の決算では8.5%となり、前年度の8.6%と比べて、0.1ポイント改善しております。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、旭市の数値は、これらの基準を大きく下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率の推移を表しています。

これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、第三セクター等も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成28年度に続き、平成29年度も将来の負担額を上回る充当可能財源等が見込まれるため、比率は算出されませんでした。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第3号で説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

第5の3表は、市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。

市債の現在高は、平成29年度末で273億5,213万8,000円となり、前年度と比べて3億6,611万4,000円減少しています。

次に、9ページに移りまして、第5の4表は、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

平成29年度の棒グラフをご覧ください。

短い方が一般会計のみ、長い方が全会計合わせたものです。初めに、短い方のグラフですが、一般会計の平成29年度末の市債現在高273億5,213万8,000円に対して、交付税算入見込額は239億5,994万円で、その割合は87.6%となっており、市の実質負担額は年々減少しております。

長い方のグラフの全会計では、平成29年度末の市債現在高537億2,155万円に対して、交付税算入見込額は318億9,206万7,000円で、その割合は59.4%となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

6は、基金の現在高です。

第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成29年度末における一般会計の基金の総額は177億7,390万3,000円で、前年度と比べて19億8,628万5,000円増加しております。

増の主な要因は、財政調整基金をはじめ公共施設等整備基金、地域振興基金の増によるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように、186億9,096万1,000円となっております。

以下、11ページから21ページまでは、昨年と同様に決算のデータを表示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、23ページ以降の、主な施策に関する事項は、29年度決算における主な施策の事業概

要を、決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも、後ほどご覧いただきたいと思
います。

以上で、資料による説明は終わりました、次に決算書によりご説明いたしますので、お手
元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

1 ページから15ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表であります
ので説明は省略して、16ページの歳入から説明いたします。

16ページをお願いいたします。

表の形式が左右の見開きとなっております、これからの説明でページ番号をお示しする
際は、左ページだけで申し上げることが多くなりますが、説明する内容につきましては、右
ページを中心にご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの平成28年度との差引増減は、先ほど説明いたしました決算に関する説明
資料の12ページに記載してありますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、まず、1 款の市税です。収入済額は76億4,432万5,796円で、前年度比2億373
万7,561円、2.7%の増となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は、収入済額3億2,982万8,000円で、前年度比6万2,000円の減となっ
ております。

3 款利子割交付金は、収入済額1,048万9,000円で、前年度比380万5,000円、56.9%の増と
なっております。

4 款配当割交付金は、収入済額4,034万8,000円で、前年度比1,102万7,000円、37.6%の増
となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額4,720万3,000円で、前年度比2,554万円、
117.9%の増となっております。

20ページをお願いいたします。

6 款地方消費税交付金は、収入済額11億2,708万6,000円で、前年度比3,994万5,000円、
3.7%の増となっております。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1億3,127万9,000円で、前年度比4,319万4,000円、
49.0%の増となっております。

8 款地方特例交付金は、収入済額3,665万2,000円で、前年度比382万円、11.6%の増と

なっております。

9款地方交付税は、収入済額が89億9,624万9,000円で、前年度比2億9,547万7,000円、3.2%の減となっております。

内訳としましては、備考欄の1普通交付税が79億6,695万4,000円で、前年度比3億6,275万円、4.4%の減となっており、減の主な要因は、合併算定替の縮減や地域経済・雇用対策費の減などによるものです。

一方、備考欄の2特別交付税は10億2,929万5,000円で、前年度比6,727万3,000円、7.0%の増となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額952万3,000円で、前年度比67万円、6.6%の減となっております。

22ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額3億8,130万8,081円で、前年度比2,463万2,140円、6.1%の減となっており、減の主な要因は、第3子以降の学校給食費を無料化したことによるものです。

12款使用料及び手数料は、収入済額6億5,974万3,013円で、前年度比13万2,059円の増となっております。

少し飛びまして、26ページをお願いいたします。下のほうになります。

13款国庫支出金は、収入済額29億1,354万5,712円で、前年度比1億1,623万7,859円、3.8%の減となっております。

また少し飛びますが、30ページをお願いいたします。下の方になります。

14款県支出金は、収入済額24億5,950万2,882円で、前年度比6億9,353万2,833円、39.3%の増となっております。

また、少し飛びまして、36ページをお願いいたします。下の方になります。

15款財産収入は、収入済額4,703万7,108円で、前年度比137万2,977円、2.8%の減となっております。

38ページをお願いいたします。一番下になります。

16款寄附金は、収入済額3,332万7,398円で、前年度比1,462万8,769円、78.2%の増となっております。

40ページをお願いいたします。

17款繰入金は、収入済額3億8,890万1,120円で、前年度比7,182万877円、22.7%の増と

なっております。

増の主な要因ですが、2項1目の庁舎整備基金繰入金を繰り入れたことなどによるものです。

42ページをお願いいたします。

18款繰越金は16億6,059万1,714円、前年度比11億4,712万557円、40.9%の減となっております。

19款諸収入は、収入済額10億1,213万1,658円で、前年度比19億8,211万9,898円の大幅な減となっております。

減の主な要因は、前年度には、旭中央病院の地方独立行政法人化に伴う千葉県総合事務組合からの退職手当負担金清算金20億5,819万3,000円があったことによるものです。

次に、46ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額23億60万円で、前年度比1億8,830万円、7.6%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について款ごとに、主な事業をご説明いたします。

なお、歳入と同様、平成28年度との差引増減は、決算に関する説明資料の14ページに記載してありますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、決算書の50ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億3,059万3,983円で、前年度比662万9,105円、2.8%の減となっております。

次に、52ページをお願いいたします。一番下になります。

2款総務費は、支出済額54億9,587万679円、前年度比3,994万8,262円、0.7%の減となっております。

翌年度繰越額は、継続費の4,011万5,784円で、内容は新庁舎建設事業です。

少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

1項1目一般管理費の備考欄9公共施設等整備基金積立金5億18万4,109円は、平成28年度に続いて、積み立てを行ったものです。

少し飛びまして、73ページをお願いいたします。

上の段の、6目財産管理費の備考欄2財政調整基金積立金は、平成28年度の剰余金など、8億1,156万9,614円を積み立てたものであります。

次に79ページをお願いいたします。

7目企画費の備考欄9ふるさと応援基金積立金3,232万9,165円は、前年度比1,384万3,694円、74.9%の増となっております。

次に87ページをお願いいたします。やはり上の段です。

10目地域振興費の備考欄8地域振興基金積立金9億2,877万5,278円は、合併特例債のソフト分の枠を限度額まで活用し、積み増しを行ったものです。

その下、11目庁舎建設費の備考欄1新庁舎建設事業5,484万5,116円は、新庁舎建設に向けた基本設計図書の作成を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから28ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額86億3,518万3,571円で、前年度比1億5,886万663円、1.8%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の1億4,850万9,000円で、内容は、地域密着型サービス拠点等整備事業です。

少し飛びまして、117ページをお願いいたします。

1項1目社会福祉総務費の備考欄11臨時福祉給付金給付事業、繰越明許1億5,154万9,929円は、国の消費税増税に伴う低所得者対策として実施されたものです。

少し飛びまして、125ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費の備考欄10自立支援給付事業11億7,257万7,394円は、障害者の日常生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などを行ったものです。

また、少し飛びまして、141ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄16民間教育・保育施設改築等事業9,012万4,000円は、民間の保育施設の改築事業に対して補助金を交付したものです。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の29ページから40ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、152ページをお願いいたします。下になります。

4款衛生費は、支出済額41億9,926万4,433円で、前年度比18億2,849万5,242円の大幅な減となっております。

これは、少し飛びまして、163ページをお願いいたします。163ページの上の段です。

1項1目保健衛生総務費の備考欄11の旭中央病院負担金で、前年度にあった千葉県総合事

務組合からの退職手当負担金清算金20億5,819万3,000円の減によるものです。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の41ページから48ページに記載しております。

次に、飛びまして、186ページをお願いいたします。中段になります。

5款労働費は、支出済額167万4,065円で、前年度比6万9,584円、4.3%の増となっております。

次に、同じ186ページの下になります。

6款農林水産業費は、支出済額16億3,835万2,023円、前年度比6億9,389万5,494円、73.5%の増となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の9億1,174万9,000円で、内容は、畜産競争力強化対策整備事業と農業基盤整備事業の2件です。

少し飛びまして、201ページをお願いいたします。201ページの上の段になります。

1項3目農業振興費の備考欄19産地パワーアップ事業、繰越明許2億4,127万5,000円は、ちばみどり農業協同組合の集出荷場整備に対する補助金であります。

203ページをお願いいたします。一番上になります。

4目畜産振興費の備考欄4畜産競争力強化対策整備事業は、備考欄5の繰越明許分と合わせて5億9,023万8,000円で、前年度比4億2,218万2,000円の増となっております。事業の内容は、畜産農家の収益力や生産基盤を強化するために必要な施設整備に対する補助金であります。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の49ページから55ページに記載しております。

次に、少し飛びまして、210ページをお願いいたします。

7款商工費は、支出済額3億7,634万6,410円、前年度比878万8,168円、2.4%の増となっております。

増の要因ですが、少し飛びまして、219ページをお願いいたします。

1項3目観光費の備考欄2観光資源創出プロモーション事業が1,512万1,415円で、前年度比658万5,039円の増となっております。これは主に、昨年7月に全国公開されたアニメ映画「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」に連動した市の観光PRを行ったものです。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の56ページから58ページに記載しております。

次に、また少し飛びまして224ページをお願いいたします。

8款土木費は、支出済額19億8,463万1,947円、前年度比3億9,558万7,047円、16.6%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が2億3,578万円、事故繰越しが729万円となっております。

繰越明許に係る事業は4件で、道路新設改良事業、冠水対策排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、及び震災復興・津波避難道路整備事業です。また、事故繰越しに係る事業は、道路維持補修事業の1件であります。

少し飛びまして、233ページをお願いいたします。

2項3目道路新設改良費の備考欄5旭中央病院アクセス道整備事業は、備考欄6の事故繰越し分と併せて1億2,019万3,380円、前年度比2億16万8,391円の減となっております。

この事業に限らず道路関係の事業につきましては、用地買収の進捗が決算額の増減に影響しております、

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の59ページから66ページに記載しております。

次に、また少し飛びまして、248ページをお願いいたします。下の方になります。

9款消防費は、支出済額11億9,608万6,084円、前年度比2億9,396万1,471円、19.7%の減となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費の8,463万円で、内容は、津波避難施設整備事業です。

少し飛びまして、257ページをお願いいたします。

1項2目非常備消防費の備考欄5消防庫整備事業1,728万3,780円は、消防庫の改築を1棟と、解体工事を2棟行ったものです。

その下、備考欄6消防団車両整備事業2,321万5,020円は、小型動力ポンプ付積載車3台を更新したものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の67ページから69ページに記載しております。

次に、260ページをお願いいたします。下のほうになります。

10款教育費は、支出済額27億1,227万8,472円、前年度比3億3,679万4,918円、14.2%の増となっております。

増の主な要因としては、少し飛びまして、283ページをお願いいたします。上のほうです。

3項1目学校管理費の備考欄5中学校大規模改造事業、繰越明許費4億8,244万3,000円の支出があったため、内容は、第一中学校校舎の大規模改造工事と干潟中学校屋内運動場の防災機能強化工事であります。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の70ページから76ページに記載しております。

次に、また大きく飛びまして、336ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、今年度の支出はありませんでした。

次に338ページをお願いいたします。下のほうになります。

12款公債費は、支出済額28億5,410万8,013円で、前年度比1,495万3,794円、0.5%の減となっております。

最後に340ページをお願いいたします。

13款諸支出金は、支出済額1,215万7,000円、前年度比1億6,751万5,000円、93.2%の大幅な減で、減の主な要因は、海上配水場の増池工事に係る水道事業会計への出資金が減少したことに加え、それを翌年度に繰り越したことによるものです。

以上で議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

議案第2号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

本会計につきましては、旭中央病院が平成28年度から地方独立行政法人への移行に伴い、病院事業債の借入れ及び償還については市を経由する必要があるため設置した特別会計です。

決算書343ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額24億4,900万円に対しまして、歳入及び歳出の決算額は24億4,699万1,372円となりました。歳入歳出決算の内訳につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

352ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目貸付金元利収入は、収入済額22億4,699万1,372円です。これは、病院事業債の元利償還分として、地方独立行政法人から本特別会計に納められたものです。

2 款 1 項 1 目病院債は、収入済額 2 億円です。これは、旭中央病院が医療機器等の購入のため必要な財源として、市が新たに借り入れたものです。

356ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目貸付金は、支出済額 2 億円です。これは、法人への貸付金で、市が借り入れた病院事業債をそのまま法人に貸し付けたものです。

2 款公債費は、支出済額22億4,699万1,372円です。

1 項 1 目元金は、支出済額17億9,472万8,775円です。

2 目利子は、支出済額 4 億5,226万2,597円です。これらは、支出済額借入金の元金及び利子支払費で、歳入で収入されました貸付金元利収入をそのまま償還に充てるものです。

358ページをお願いします。

実質収支に関する調書は、歳入歳出それぞれ24億4,699万1,000円です。

平成29年度末の地方債残高ですが、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料をお願いします。

2、病院事業債現在高、表の右下、219億3,108万7,734円となりました。

以上で、議案第 2 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第 3 号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成29年度の事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は 1 万1,764世帯で、前年度と比べ562世帯、4.6%減少し、被保険者数は 2 万1,949人で、前年度と比べ1,578人、6.7%減少しております。

なお、平成30年度以降、国保は県が財政の運営を担う広域化へと移行いたしましたので、旧制度による決算は今回が最後となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書によりご説明いたします。

359ページをお開きください。

事業勘定の歳入決算額は102億6,853万3,333円で、前年度比3.3%の減となり、歳出決算額は98億2,209万4,635円で、前年度比3.5%の減となりました。

飛びまして、368ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額4億4,643万8,698円のうち、2億3,000万円を財政調整基金へ積み立てまして、残額2億1,643万8,698円を次年度へ繰り越すものでございます。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

378ページをお願いいたします。

初めに、歳入になります。

1款国民健康保険税の収入済額は23億3,676万3,381円、前年度比3.8%の減であります。収納率は75.3%、前年度と比較しまして2.95ポイント上昇しております。また、不納欠損額は2億674万4,124円、収入未済額は5億6,023万6,240円となっております。

380ページ中段をお願いいたします。

4款国庫支出金は20億7,494万465円、前年度比14.5%の減となりました。主な要因は、被保険者数に比例しまして医療費が減少したことによるものです。なお、平成30年度の国庫支出金は、過年度の追加交付分を除きまして県の歳入となっております。

382ページをお願いします。

5款療養給付費等交付金は、65歳未満の方のうち、退職被保険者の医療費に対する交付金で、収入済額は1億6,313万8,817円、前年度比15.8%の増であります。増加要因は、前々年度の平成27年度精算分が増加したためでございます。こちらも、平成30年度からは県の歳入となりました。

6款前期高齢者交付金は、65歳以上75歳未満の加入率が高い場合に交付されます。収入済額は19億2,081万3,679円、前年度比36.5%の増であります。増加要因は、こちらも前々年度精算の増と、前期高齢者の加入割合が高くなったということによるものです。同じく30年度からは県の歳入となっております。

7款県支出金は6億2,742万8,296円、前年度比6.4%の減であります。県支出金は大幅改正となり、医療に係る歳出が全額交付されるようになりますので、30年度からは大きく増額となります。

384ページをお願いします。

8款共同事業交付金は、県内市町村の共同事業でありまして、22億4,141万5,564円、前年

度比10.5%の減であります。要因は、被保険者数に比例し医療費が減少したためでございます。なお、30年度からは県が財政運営主体となるため、共同事業は廃止となりました。

10款繰入金は5億9,784万4,855円、前年度比30.3%の減であります。減少要因は、当初計上していましたがその他一般会計繰り入れを実施せずに予算執行が行えたためでございます。

386ページをお願いいたします。

11款繰越金は2億1,849万4,899円、12款諸収入は8,744万7,805円で、主なものは、保険税に係る延滞金や、後期高齢者に対する特定健診の受託収入などがございます。

続きまして、歳出になります。

392ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は4,367万794円、前年度比16.3%の増であります。増加要因は、広域化対応の電算システム改修によるものでございます。

394ページをお願いします。

2款保険給付費は53億9,253万77円、前年度比3.5%の減であります。主な要因は、被保険者数に比例し医療費が減少したためでございます。新制度におきましては、医療費の増加に対しましても全額県より交付されることとなります。

398ページをお願いします。下段になります。

3款後期高齢者支援金は12億2,565万7,939円、前年度比4.3%の減であります。なお、30年度からは県が支出することとなりました。

400ページをお願いします。

4款前期高齢者納付金は460万8,621円であります。これは、前期高齢者交付金を受けるかわりに、負担調整額を納めるものでございます。こちらも、30年度からは県の支出となります。

下段になります。

6款介護納付金は5億5,071万1,831円、前年度比5.5%の減であります。こちらも同様に、30年度からは県の支出となります。

402ページをお願いします。

7款共同事業拠出金は23億3,670万6,969円、前年度比7.6%の減であります。30年度からは、共同事業は廃止となっております。

8款保健事業費は1億1,869万4,676円で、主な事業は特定健診や人間ドックの費用などがございます。

406ページをお願いします。

11款諸支出金は1億4,937万9,400円で、前年度に比べ大幅に上昇しております。これは、精算による国への返還金が増加したためでございます。

恐れ入りますが、369ページへお戻りください。

次に、施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,798万317円で、前年度比2.0%の増となり、歳出決算額は8,092万9,486円で、前年度比0.8%の増となりました。

374ページをお願いします。

歳入歳出差引残額705万831円のうち、400万円を財政調整基金へ積み立て、残額305万831円を次年度へ繰り越すものであります。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

飛びまして、414ページをお願いします。

歳入になります。

1款診療収入の収入済額は7,226万9,033円、前年度比3.1%の増となっております。受診者の増によるものです。

416ページ中段をお願いします。

6款繰入金は1,239万4,000円、7款繰越金は290万6,117円であります。

8款諸収入は32万4,770円で、主な内容は、介護保険の意見書料などがございます。

続いて、歳出になります。

422ページをお願いします。

1款総務費の支出済額は4,489万1,610円、前年度比0.1%の増であります。

424ページをお願いします。下段になります。

2款医業費は3,581万9,651円、前年度比2.5%の増であります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成29年度の被保険者数について申し上げます。

後期高齢者医療の年間平均被保険者数は9,383人で、前年度比76人、0.8%ほど増加しております。今後も増加が継続するものと思われまます。

それでは、決算書によりご説明いたします。

431ページをお開きください。

歳入決算額は5億8,251万7,725円で、前年度比4.3%の増となり、歳出決算額は5億7,114万7,301円で、前年度比5.3%の増となりました。

436ページをお願いします。

歳入歳出差引残額1,137万424円は、平成30年度へ繰り越すものであります。

決算内容の主なものにつきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

440ページをお願いします。

歳入になります。

1款保険料の収入済額は4億284万1,600円で、前年度比6.8%の増となりました。収納率は99.5%であります。不納欠損額は31万6,700円、収入未済額は248万7,100円となっております。

2款繰入金は1億6,021万3,424円で、徴収事務に係る経費と保険料の軽減分に対する県・市負担分を繰り入れたものであります。

3款繰越金は1,624万9,396円、4款諸収入は321万3,305円で、前年度比87.8%の増となっております。保険料還付金収入の増加によるものです。

続きまして、歳出になります。

446ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は1,476万1,977円、前年度比3.7%の増となっております。

2款広域連合納付金は5億5,451万1,424円、前年度比5%の増となりました。これは、徴収した保険料と保険料軽減分の繰入額を納付するもので、増加要因は被保険者数の増によるものです。

448ページをお願いします。

3款諸支出金は187万3,900円で、歳入でご説明いたしました保険料の還付金でございます。

以上で、議案第4号の補足説明を終わりとさせていただきます。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成29年度末における介護保険の状況についてご説明いた

します。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 番の高齢者人口等でございますが、この資料は平成30年3月末の状況を、第6期介護保険事業計画及び前年度の状況と比較したものとなっております。

上から2行目のB欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者数は1万9,292人で、前年度比258人の増となり、伸び率は1.4%となりました。

3行下になります。

65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は29.2%で、前年度比0.7ポイントの増となりました。

要介護認定者数は2,948人で、前年度比59人の増、伸び率は2.0%となりました。

一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は14.7%で、前年度比0.1ポイントの増となりました。

以下、2番は介護度別認定者数、次に2ページへ移りまして、3番、介護保険料、4番、所得段階別第1号被保険者数、続いて3ページになります。5番、保険料納付状況、6番、保険給付費のサービス別支出状況となっております、記載のとおりでございます。後ほどご覧いただきたいと思えます。

それでは、ここからは決算書をご用意ください。

決算の内容につきましては、前年度と比較しながら主なものをご説明いたします。

451ページを、お願いいたします。

歳入歳出予算額50億2,500万円に対しまして、歳入の決算額は49億2,828万8,646円で、前年度と比較しまして2.4%の増となりました。

歳出の決算額は48億5,168万9,976円で、前年度と比較しまして3.4%の増となり、歳入歳出の差引残額は7,659万8,670円となりました。

次の452ページから456ページの歳入歳出決算の内容につきましては、457ページからの事項別明細の中でご説明いたします。

続いて、458ページと459ページは、歳入の総括表ですので説明を省略いたしまして、460ページの歳入から順を追ってご説明いたします。

それでは、460ページをお願いいたします。

1 款保険料の収入済額は10億1,168万1,578円で、前年度と比較して1.9%の増となりました。収納率は96.0%で、前年度と同率となっております。

1 項 1 目第 1 号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は 9 億1,587万1,000円となります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,987万8,500円となります。

3 節過年度分普通徴収保険料の収入済額は593万2,078円となります。

2 款国庫支出金の収入済額は11億529万8,723円で、前年度と比較しまして27万798円の微増となりました。内容としましては、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれのルール分となります。

3 款支払基金交付金の収入済額は12億8,646万1,127円で、前年度と比較しまして1.2%の増となりました。この内容としましては、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分となります。

462ページをお願いいたします。

4 款県支出金の収入済額は 7 億384万5,373円で、前年度と比較しまして0.5%の増となりました。この内容は、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分となります。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、介護保険事務費繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金並びに 2 項 1 目の介護保険給付費準備基金からの繰入金でありまして、6 億9,462万6,000円の収入済額は、前年度と比較しまして4.5%の増となりました。

464ページをお願いいたします。

7 款繰越金の収入済額は 1 億2,014万6,020円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入の収入済額は617万4,180円で、内訳といたしましては、延滞金が5,400円、第三者納付金が53万437円で地域支援事業利用収入が546万9,900円、雑入が16万8,443円で、備考欄記載のとおりとなります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次の466ページと467ページは歳出の総括表ですので、説明は省略いたしまして、468ページの歳出から順を追ってご説明いたします。

それでは、468ページをお願いいたします。

1 款総務費の支出済額は5,758万4,598円で、主な経費は介護保険関係事務費、介護保険料

賦課徴収に係る経費及び認定審査会、認定調査費等でございます。

470ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,603万638円で、審査回数は115回、審査件数は3,374件でした。

2目認定調査費は、認定調査に係る経費1,368万8,474円で、調査件数は3,509件でした。

472ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は44億7,136万7,903円で、前年度比5,598万1,968円の増で、伸び率1.3%となりました。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,641人、地域密着型サービスが530人、施設サービスが636人で、合わせて2,807人となりました。

1項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費で、主なものは、1目居宅介護サービス給付費が14億2,270万2,198円の支出済額となりました。

2目地域密着型介護サービス給付費は5億9,749万7,349円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症高齢者グループホームや地域密着型通所介護等が該当いたします。

474ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費は18億3,152万4,197円で、月平均の施設入所者数は636人でした。

6目居宅介護サービス計画給付費は2億4,704万4,769円で、ケアプラン作成費となります。

2項介護予防サービス等諸費は3,632万9,322円で、これは要支援者の保険給付費となります。

476ページをお願いいたします。一番下になります。

3項1目審査支払手数料は341万8,950円で、これは国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、対象件数は6万8,379件でした。

次に、478ページをお願いいたします。

4項高額介護サービス等費は8,542万5,732円で、これは利用者負担が高額になった時に支給するもので、対象件数は8,167件でした。

480ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は2億2,094万2,740円で、これは低所得者対策としての補足給付に係るもので、月平均利用者数は515人となりました。

482ページをお願いいたします。

4款基金積立金の支出済額は3,422万7,358円でした。これは前年度剰余金等と利子分を積

み立てたもので、平成29年度末の介護保険給付費準備基金の残高は2億2,372万2,553円となりました。

5款地域支援事業費の支出済額は1億9,685万8,387円となりました。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額は1億1,200万3,525円となりますが、これは平成28年3月からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始により、要支援者等の保険給付費から移行したものととなります。

次に、486ページをお願いいたします。

3項1目包括的支援事業費の支出済額は3,650万9,487円で、この事業の主なものは、備考欄2番総合相談・支援事業の13節委託料500万円で、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものでございます。

488ページをお願いいたします。下段になります。

4項1目任意事業費の支出済額は2,501万2,001円で、主なものとしましては、備考欄記載のとおり、1番、家族介護用品給付事業、次に、491ページにいきまして、3番、配食サービス事業、4番、介護給付費適正化事業等となります。

492ページをお願いいたします。中段になります。

6款諸支出金の支出済額は9,165万1,730円で、主なものとしましては、1項2目償還金9,047万435円で、平成28年度保険給付費の精算による国・県、支払基金及び一般会計への返還金となります。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

494ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は、記載のとおりとなりますので、詳細の説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 高野和彦 登壇）

○下水道課長（高野和彦） 議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、公共下水道事業の状況についてご説明申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

表の一番上、下水道の状況です。平成29年度の普及率は、行政区域内人口B 6万6,156人に対して、処理区域内人口A 6,405人で9.7%となっており、前年度比0.1ポイント増となっております。また、水洗化率は、処理区域内人口A 6,405人に対して、使用人口C 4,309人で67.3%、前年度比1.7ポイント増となっております。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

決算書の495ページをお願いいたします。

平成29年度旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入6億1,165万4,178円、歳出5億3,778万8,426円で、歳入歳出差引残額は、500ページでございますが、7,386万5,752円となりました。

歳入歳出の決算額の主な内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。504ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金は、受益者負担金で、収入済額909万1,600円でございます。なお、収納率は41.3%で、前年度比21.6%減となりました。

2款使用料及び手数料は、主に1項1目下水道使用料で、収入済額1億166万6,716円、収納率は99.0%で、前年比0.1ポイント増となっております。

3款国庫支出金は893万7,000円で、平成29年度から平成30年度で策定する公共下水道ストックマネジメント計画策定に係る補助金であり、補助率は2分の1です。

5款繰入金は3億9,400万7,000円で、全体事業費から使用料等の特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

6款繰越金は7,365万6,571円で、前年度繰越金でございます。

506ページをお願いいたします。

8款市債は2,370万円でありまして、下水道事業に係る地方債でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

510ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は8,241万7,983円で、公共下水道事業に係る人件費及び事務経費でございます。

512ページをお願いいたします。

2 款事業費は、支出済額 1 億4,478万1,948円でございます。

1 項管理費は 1 億2,259万6,432円で、主なものは、備考欄 1、13節委託料の運転業務委託料、汚泥等運搬処理業務委託料等で施設維持管理に係る経費でございます。

不用額の3,073万9,568円の主な内容といたしましては、運転業務委託料の入札執行残や光熱水費が少なかったこと等によるものでございます。

514ページをお願いいたします。

2 項の工事費は、支出済額2,218万5,516円でございます。主な内容といたしましては、13節委託料、調査・設計委託料で、公共下水道ストックマネジメント実施方針策定支援業務委託に1,787万4,000円、15節工事請負費は、公共ますを設置していない土地の宅地化に伴う公共ますの設置に406万800円でございます。

3 款公債費は 3 億1,058万8,495円でありまして、起債借入金の償還金でございます。内訳といたしましては、元金支払費が 2 億3,749万9,975円、利子支払費7,308万8,520円でございます。

最後に、518ページをお願いいたします。

実質収支に係る調書であり、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 7 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） それでは、議案第 7 号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、農業集落排水事業の普及状況について説明をさせていただきます。

資料は、お手元の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料になりますので、よろしくをお願いいたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

1 の普及状況ですが、一番上の表は江ヶ崎地区と琴田地区を合わせたもので、平成29年度の処理区域内人口は、定住人口と流入人口を合わせたもので1,969人となりました。本年 3 月末の使用人口は1,458人で、普及率は74.1%になっております。

それでは、決算書についてご説明申し上げますので、決算書の519ページをお願いいたし

ます。

平成29年度決算ですが、歳入歳出予算額 1 億5,200万円に対しまして、歳入決算額は 1 億323万3,987円で、執行率は67.9%となりました。歳出決算額につきましては9,070万9,089円で、執行率は59.7%となりました。

次に、内容につきまして、決算事項別明細書によりご説明いたします。

528ページをご覧ください。

歳入です。

1 款分担金及び負担金の新規加入に係る受益者分担金はなく、529ページ右側にあります収入未済額498万8,000円は過年度分で、未納件数は江ヶ崎地区が 6 件、琴田地区が 7 件でございます。

次に、2 款使用料及び手数料の収入済額1,732万3,646円は処理施設の使用料で、徴収率は98.9%です。収入済額の内訳ですが、江ヶ崎地区は現年度分が1,149万4,062円で、過年度分は15万4,832円です。琴田地区は現年度分が562万5,720円で、過年度分は 4 万9,032円でございます。

次に、3 款県支出金の収入済額2,347万8,000円は農業集落排水事業補助金で、江ヶ崎地区の管路施設改修事業に係るものでございます。

4 款繰入金の収入済額3,071万8,000円は、全体事業費から使用料などの特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れたものです。

5 款繰越金の1,185万8,143円は、前年度繰越金であります。

6 款諸収入の25万6,198円は、消費税及び地方消費税還付金であります。

530ページをご覧ください。

7 款市債の1,960万円は下水道債で、江ヶ崎地区の管路施設改修事業に係るものです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

534ページをご覧ください。

続きまして、歳出になります。

1 款総務費の支出済額は794万472円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費になります。

2 款事業費の支出済額6,358万4,422円は、江ヶ崎地区、琴田地区それぞれの処理施設の維持管理費と資源循環事業費、並びに工事費になります。また、翌年度繰越額は繰越明許費で、江ヶ崎地区において実施しております管路改修工事に係るものでございます。

536ページをご覧ください。

一番下の工事費は、県道旭笹川線に埋設してあります江ヶ崎地区の管路の改修工事を実施したものです。工事延長は201メートルでございます。

次に、538ページをご覧ください。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で、支出済額は1,918万4,195円です。借り入れ先は、財務省財政融資資金及び地方公共団体金融機構で、平成29年度末の地方債残高は2億1,716万3,594円です。

4款繰出金は、歳入の受益者分担金を一般会計へ繰り出すものですが、29年度は収入がなかったため繰り出しはございません。

540ページをご覧ください。

最後に、実質収支に関する調書になります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況からご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目になりますが、平成29年度は、岩井地区、三川地区、横根地区及びニ地区などに、配水管布設工事を実施いたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万7,637人、給水件数は2万403件となりました。普及率は87.1%で、前年度と比較しますと0.7ポイントの増となっております。年間給水量は595万8,377立方メートルで、前年度と比較しますと14万9,364立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は566万5,178立方メートルとなり、前年度と比較しますと5万8,923立方メートルの増となっております。

有収率は95.1%で、前年度と比較しますと1.4ポイントの減となっております。

建設状況は、建設改良工事として岩井地区、三川地区、横根地区及びニ地区に、口径50ミリメートルから150ミリメートルの耐震型配水管を延べ878.54メートル布設いたしました。

経理状況につきましては、この後の決算状況の中でご説明申し上げます。

前に戻りまして、1ページをお開きください。

それでは、平成29年度の決算報告書でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額15億7,785万5,000円に対し、決算額16億4,348万9,439円となり、収入率は104.2%となりました。内訳の第1項、営業収益の主なものは水道料金であり、第2項の営業外収益は一般会計補助金などで、決算額はそれぞれ記載のとおりです。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額14億2,836万円に対し、決算額13億9,606万6,401円となり、執行率は97.7%となりました。内訳の第1項営業費用は受水費、減価償却費、人件費などで、第2項の営業外費用は企業債の利息などで、第3項の特別損失は過年度損益修正損であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額2億817万7,000円に対し、決算額は8,717万1,640円となり、収入率は41.9%となりました。内訳は、第1項企業債、第2項出資金、第3項補助金は、主に海上配水場耐震補強工事にかかわるもので、第4項の負担金は、消火栓設置や配水管布設工事に対する一般会計からの負担金で、第5項は給水申し込み納付金となります。決算額は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、支出の部ですが、第1款資本的支出は、予算額4億1,800万1,000円に対し、決算額は2億98万5,248円となり、執行率は48.1%となりました。内訳の第1項建設改良費は配水管布設などの拡張工事費、海上配水場耐震補強工事、配水管切り回し工事などの改良工事費、飯岡配水場塩素滅菌設備更新工事などの固定資産取得費であり、第2項企業債償還金は建設改良費などに係る企業債償還元金で、第3項その他資本的支出は国庫補助金消費税相当額返還額で、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

2ページの一番下の欄外になりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1,381万3,608円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額961万5,688円、減債積立金4,075万590円、過年度分損益勘定留保資金3,804万7,330円で補填し、なお不足する額

2,540万円については、29年度同意済企業債の未発行分2,540万円をもって翌年度に措置するものでございます。

続いて、3ページの損益計算書をご覧ください。

1の営業収益は、2列目の数字になりますが、14億7,177万9,999円、2の営業費用は12億7,585万1,287円、差引営業利益は3列目の1億9,592万8,712円となりました。

続いて4ページをご覧ください。

3の営業外収益は、2列目になりますが、5,531万4,478円、4の営業外費用は1,353万6,338円、差し引きは3列目になりますが、4,177万8,140円のプラスとなり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億3,770万6,852円となりました。

6の特別損失は、3列目になりますが、マイナス2,592円で、前段の経常利益に加えますと2億3,770万4,260円が平成29年度の純利益となり、当年度未処分利益剰余金は21億4,519万3,545円となります。

次に、5ページの剰余金計算書をご覧ください。

表の左の資本金の当年度末残高は、一番下になりますが、17億5,031万8,001円となりました。

表の中ほどになりますが、資本剰余金合計欄の当年度末残高は12万2,640円となりました。右から2列目の、利益剰余金合計欄の当年度末残高は25億8,789万3,545円となりました。

表の一番右の資本合計は、資本金と剰余金の合計であり、当年度末残高は一番右下になりますが、43億3,833万4,186円となりました。

6ページの剰余金処分計算書をご覧ください。

剰余金処分計算書の内容につきましては、表の右、未処分利益剰余金の当年度末残高21億4,519万3,545円のうち当年度純利益2億3,770万4,260円を、減債積立金に4,240万4,260円、建設改良積立金に1億9,530万円、それぞれ積み立てるものでございます。

次に、7ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計となります。資産合計額は、一番右の列73億6,005万2,833円となりました。

次に、負債の部ですが、3、固定負債と次のページになりますが、4、流動負債、5、繰延収益の合計である負債合計は30億2,171万8,647円となりました。

次に、資本の部ですが、6、資本金、7、剰余金の合計額は、次の10ページの下から2行目に記載してあります。資本合計43億3,833万4,186円となり、これに前のページの負債合計を

加えますと、負債と資本の合計は73億6,005万2,833円となり、資産合計と一致します。

続きまして、12ページをお開きください。

(2)は議会議決事項であり、内容は記載のとおりでございます。

続きまして、13ページ、2、工事でございますが、(1)は建設工事の概況であり、内容は記載のとおりでございます。

15ページは年間の業務量であり、16ページは事業収入に関する事項、17ページは事業費に関する事項で、それぞれ前年度比較で記載してございます。

18ページになりますが、4、会計(1)は、重要契約の要旨でございます。

続いて、19ページになりますが、(2)は、企業債及び一時借入金の概況で、イ、企業債の概況は記載のとおりでございます。

20ページから21ページまではキャッシュ・フロー計算書であり、内容は記載のとおりでございます。

次の22ページから27ページまでは収益費用明細書であり、科目ごとの明細となっております。

次の28ページは固定資産明細書、続きまして29ページは企業債明細書となっております、内容は記載のとおりでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長(島田和雄) 水道課長の補足説明は終わりました。

ここで、平成29年度旭市一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

堀江通洋監査委員、ご登壇願います。

(監査委員 堀江通洋 登壇)

○監査委員(堀江通洋) 監査委員の堀江です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告いたします。

平成29年度旭市一般会計及び病院事業債管理特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業の公営企業会計の各決算審査の結果について報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計の決算について審査を実施いたしました。

審査については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、関係

諸帳簿、証書等を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求め、さらに例月現金出納検査、定期監査等の結果も踏まえて、慎重に行いました。

審査の結果、一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数については、関係書類と符合し正確でありました。また、予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正になされたものと認められました。公営企業会計の事業運営についても、健全で効率的な運営であると認められました。

初めに、一般会計歳入については、全庁的に債権回収に取り組んだ成果が本年度も収納率の向上に表れています。しかし、歳入全体では、依然として多額の収入未済額及び不納欠損額が生じており、市民負担の公平性と貴重な自主財源を確保するため、引き続き効果的な収納対策により収入未済額及び不納欠損額の縮減になお一層の努力を求めます。

次に、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況の審査については、関係書類の計数はいずれも正確で、基金の設置趣旨に沿って適正に運用されているものと認められました。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率から成る健全化判断比率及び資金不足比率の審査において、いずれの比率も良好な状態にあり、財政運営が法令等の趣旨に沿って適切になされていることを確認いたしました。

具体的には、実質公債費比率は8.5%となっており、前年度の8.6%から0.1ポイントの改善が図られています。将来負担比率についても、将来負担額を充当可能財源等が上回ったために比率は算出されず、前年度に引き続き良好な状態であると認められました。

また、資金不足比率の審査においても、資金不足額が生じていないため、比率は算出されず、特に指摘すべき事項はありません。

次に、水道事業について申し上げます。

本年度の損益計算書から経営状況を見ると、当年度純利益は、前年度と比べ21.3%増加しています。これは、経営利益が28.4%増加しているためです。

経営分析表を見ると、安定性を示す自己資本構成比率は87.6%で、前年度と比べ2.6ポイント上回っており、企業の収益性を示す総収益対総費用比率も、望ましいとされる100%を超え118.4%で、前年度と比べ3.4ポイント上回っており、財政の健全性はおおむね良好であり、財政全般でおおむね健全な構造が維持されています。

事業収益の根幹である給水収益は、人口減少に伴う給水人口の減少や市民の節水意識の向上、節水機器の普及等により、今後の大きな伸びは期待できないと考えられます。一方、老朽化した施設の更新や耐震化対策の推進などに継続的な費用負担が見込まれ、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと予想されることから、公営企業として効率的な経営と収益の確保に努め、今後も健全な経営基盤の強化と、安全・安心で良質な水の安定的な供給により、市民サービスの向上に努められることを望みます。

最後に、国及び地方を取り巻く社会情勢が厳しい中、平成28年度から普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が始まり、国の財政支援のさらなる減少が見込まれます。本市におけるまちづくりの指針である旭市総合戦略に基づき、急速な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、市民の誰もが将来にわたって住み続けたいと思えるまちづくりに結びつくよう、着実な施策の展開を図り、健全で維持可能な財政運営に努め、旭市のさらなる発展と市民福祉の向上に寄与されることを要望して、監査委員の総意といたします。

○議長（島田和雄） 監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第9号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,500万円を追加し、予算の総額を280億8,100万円とするものです。第2条の債務負担行為の補正については、後ほど説明いたします。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、内容は事項

別明細書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為の補正です。生涯活躍のまち形成事業について今後、事業主体の公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額を明示することが必要なため、表に記載のとおり債務負担行為を設定するものです。

次の5ページと6ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、7ページの歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入について順を追ってご説明しますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、14款2項2目民生費県補助金519万1,000円の追加は、介護施設等整備事業交付金の増によるものです。

3項4目教育費委託金10万円の追加は、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業費委託金を新規計上するものです。

15款1項1目財産貸付収入600万円の追加は、道の駅施設貸付料を新規計上するものです。

2目利子及び配当金61万5,000円の追加は、株式会社季楽里あさひ株式配当金を新規計上するものです。なお、これら財産収入に計上した額については、この後歳出で説明します道の駅整備基金積立金の財源となるものです。

8ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金2,158万1,000円の追加は、留保しておりました繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

19款5項5目雑入151万3,000円の追加は、市有物件損害保険金保険年金課分の計上によるものです。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出になります。

9ページをお願いいたします。

2款1項3目文書広報費173万2,000円の追加は、文書管理費の増で、適正な文書管理を行うための仕分けや梱包作業用品の購入費について計上するものです。

7目企画費661万5,000円の追加は、道の駅整備基金積立金を新規に計上するもので、財源については歳入のところでご説明したとおり、道の駅施設貸付料及び株式会社季楽里あさひ株式配当金を充てるものです。

12目諸費210万6,000円の追加は、防犯対策事業の増で、防犯カメラの増設費用について計上するものです。

3款1項3目国民年金事務費151万3,000円の追加は、国民年金事務費の増で、公用車による物損事故に関する損害賠償金について計上するものです。

10ページをお願いいたします。

同じ3款の2項3目生活支援費519万1,000円の追加は、地域密着型サービス拠点等整備事業の増で、平成29年度からの繰り越し事業である地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金の補助単価引き上げによる補助額の増分を計上するものです。

8款4項1目住宅管理費498万8,000円の追加は、市営住宅改修事業の増で、神西住宅及び双葉団地において当初解体を予定していた住宅以外にも空き家が生じたことから、当初分と合わせて解体撤去を行うための費用を計上するものです。

10款2項1目学校管理費1,145万7,000円の追加は、小学校施設改修事業の増で、建築基準法の基準を満たしていない小学校8校のプールのブロック塀の改修費用を計上するものです。

最後に、11ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費129万8,000円の追加は、中学校施設改修事業の増で、小学校と同様、建築基準法の基準を満たしていない第一中学校のプールのブロック塀の改修費用を計上するものです。

2目教育振興費10万円の追加は、中学校教育振興費の増で、東京オリンピック・パラリンピックを活用した教育の推進校として第二中学校が指定されたことから、これらの教育推進のための費用を計上するものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第10号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

本基金は、道の駅季楽里あさひの施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源に充てるため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案の条文をご覧ください。

第1条は、基金の設置について規定するものです。

第2条は、基金の積み立てについて規定するものです。

第3条は、基金の管理について、第4条は、基金の運用から生じる運用益金の処理について規定するものです。

第5条は、基金の処分についてでありまして、基金は、道の駅の施設の維持補修、拡張等に要する経費の財源として活用することを規定するものです。

第6条は、委任事項について規定するものです。

附則の施行期日につきましては、公布の日からとするものです。

以上で、議案第10号の補足説明を終わりにします。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第15号について市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 宮負賢治 登壇）

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、まず、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、平成31年2月からのコンビニ交付サービスの開始に向けて、個人番号カード、通称マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明の発行ができるよう所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、現在、印鑑登録証明を取得するためには、旭市印鑑条例第13条の規定により、印鑑登録証明申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を添付して市長に申請することになっておりますが、コンビニ交付サービスでは、マイナンバーカードを使って市長へ申請することになりますので、必要な規定を第13条第2項として加えるものです。

なお、コンビニ交付サービスの開始後は、平日だけではなく土日でも全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で、マイナンバーカードを使い、暗証番号等必要事項を入力して証明書を取得できるようになります。

この条例の施行は平成31年2月1日からとなります。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち1名が平成30年12月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるもの

です。

議案第15号で推薦したい方は、旭市ハの99番地15にお住まいの岩井明廣氏、昭和24年12月23日生まれの方です。岩井明廣氏は、平成25年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

また、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。なお、委員の任期は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、お配りした新旧対照表の2ページをご覧ください。

本議案は、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、別表に規定されております神西住宅の戸数を11戸から6戸へ、双葉団地の戸数を47戸から43戸へ改めるものです。

神西住宅は昭和40年度から42年度、双葉団地は昭和36年度から44年度にかけて建築され、両住宅とも耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面でも支障を来している状況にあります。このような状況を受け、当該市営住宅については新規募集を停止し、空き家になった住宅から用途廃止を行っており、今回9戸の用途廃止を行うものです。なお、用途廃止後は解体撤去を行う予定となっております。

以上で、議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

本案は、東総広域水道企業団規約第6条、議員の定数及び選挙の方法について改正をする

ための協議について議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表の3ページをご覧ください。

東総広域水道企業団規約第6条、議員の定数及び選挙の方法となります。現行の議員定数を5人から8人に、選挙の方法の「及び関係市町の議会の議長」を「、関係市町の議会の議長及び関係市町の副市町長又は関係市町の議会の議員から当該関係市町の長が指名する者」に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日とするものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

去る平成30年7月9日、保険年金課職員が郵便物発送業務のため、市の公用車を運転し干潟郵便局駐車場に進入する際、前方から直進する大網白里市在住の方が運転する車両を見落とし右折した結果、対向車両に衝突し破損をさせた損害に対し、相手方との交渉の結果、和解及びこれに要する損害賠償額151万2,003円を支払うべく、議会の議決を求めるものです。

なお、損害賠償につきましては、全額が保険金により支払われますことをご報告いたします。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 報告第1号、平成29年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告を申し上げます。

初めに、1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

A列の積立ですが、運用利子6,132円を積み立てております。

B列の基金現在高の合計欄は、6,751万5,306円でございます。

C列の返還につきましては、6月に23万円、12月に65万円の計88万円が返済され、旭市奨

学基金の貸付金は完済となりました。

D列の貸付残高でございますが、貸付金が完済となりましたので、残高はございません。

E列の預金残高の合計欄は、6,751万5,306円でございます。

旭市奨学基金については、平成30年3月29日に基金残高の全額6,751万5,306円を取り崩し、基金を廃止いたしました。その後、この取り崩した全額について育英基金に振り替えておりますので、ご報告をいたします。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第2号について保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 遠藤茂樹 登壇）

○保険年金課長（遠藤茂樹） 報告第2号、平成29年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

表のほうをご覧くださいと思います。

B欄に記載の基金現在高は、平成28年度末と同額の1,000万円となりました。新たな積み立てはございません。

貸し付けの状況でございますが、C欄下段の貸付件数は27件で、総額220万円の貸し付けを行っております。

返済につきましては、D欄下段のとおり、27件全てにおいて返済が完了しておりますので、F欄の預金残高は1,000万円となっております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第3号、報告第4号について財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第3号及び報告第4号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第3号、平成29年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について申し上げます。

この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものであります。

1枚めくって、表をご覧ください。

まず、算定項目1の実質赤字比率であります。これは、一般会計に係る実質赤字額の標

準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字であったため該当いたしません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含む全ての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも黒字であったため、これも該当いたしません。

なお、これらの2つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表しております。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の、標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る8.5%となっております。昨年度の8.6%と比べますと0.1ポイント改善しまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度の決算以降、10年連続で改善しております。

次に、4の将来負担比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合、第三セクター等までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。本年度も昨年度と同様、将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、比率として算定されず、該当なしとなりました。

以上のとおり、平成29年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。続いて、報告第4号、平成29年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について説明申し上げます。

この資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告するものであります。

やはり、1枚めくって、表をご覧ください。

平成29年度の旭市の資金不足比率については、資金不足が生じた公営企業会計はありませんので、全て該当いたしません。なお、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表しております。

以上のとおり、平成29年度は、全ての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第5号、報告第6号について企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） 報告第5号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29年事業年度の業務実績に係る評価結果について地方独立行政法人法第28条第5項の規定により報告いたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29事業年度が終了し、法人から1年間の業務実績が市に提出され、地方独立行政法人法第28条第1項及び第3項の規定に基づく評価がまとまったことから、本議会に報告するものです。

資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院平成29事業年度業務実績に係る評価結果の1ページをご覧ください。

ローマ数字のI、年度評価の考え方になります。2段落目になりますが、評価の際には、法人から提出された報告書を基に、同病院評価委員会からの意見書を踏まえて進捗状況を確認し、評価基本方針に基づき評価を行っております。

（1）評価の基本方針についてになりますが、記載されております①から⑦までの、これら7つの方針に基づき評価しております。

次に、（2）年度評価の方法についてですが、年度評価につきましては、当該年度計画に定めた事項ごとに行う項目別評価と、業務実績の全体について行う全体評価を併せて行っております。

1、項目別評価の方法ですが、項目別評価は、中項目評価、大項目評価の手順で行っております。

2ページをお願いします。

①中項目評価は、法人による小項目・細項目に係る自己評価結果を検証し、年度計画の中項目ごとの達成状況について評価しております。

②大項目評価は、中項目評価の結果を踏まえ、年度計画の大項目ごとの達成状況について評価しております。

なお、評価基準につきましては、中項目・大項目それぞれS、年度計画を大きく上回っている、A、年度計画を上回っている、B、年度計画をほぼ予定どおりに実施している、C、年度計画を下回っている、D、年度計画を大きく下回っており改善が必要であるの5段階で

の評価となっております。

2、全体評価の方法につきましては、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な達成状況について評価を行っており、評価基準につきましては、S、計画を大幅に達成し、または計画より大幅に進んでいる、A、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいる、B、おおむね計画どおりに進んでいる、C、計画をやや下回り、または計画よりやや遅れている、D、計画を大きく下回り、もしくは計画よりも大幅に遅れ、または財務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められるまでの5段階評価となっております。

次に、ローマ数字Ⅱ、全体評価をご覧ください。

(1) 評価結果になります。全体の評価結果はA、計画をやや超えて達成し、または計画よりやや進んでいるでありました。

3ページをお願いします。

(2) 判断理由ですが、業務実績については、3つの大項目ともA評価、年度計画を上回っているでした。法人は、地域の中核的な基幹病院として救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供を担いつつ、地方独立行政法人制度の特徴である柔軟性・機動性を最大限に生かし、収益の確保と費用の節減に取り組んだ結果、平成29事業年度の当期純利益は、当初の計画を大きく上回る15億6,800万円の黒字となり、安定した経営基盤が構築されております。

また、法人の運営管理体制としては、全病院的に取り組んだ第三者機関による医療機能評価において高い評価を受けたことから、業務運営の改善及び効率化の仕組みが確立されているものと判断するなど、平成29事業年度の業務実績は、中期目標・中期計画の達成に向けて作成された年度計画を上回っているものと判断しております。

(3) 評価委員会委員からの意見、指摘事項などがございますが、法人の自己評価結果は、やや抑制的な箇所もあるが妥当なものであるや、高いハードルをクリアしていると感じた。今後もこのレベルを維持できるよう努力を継続されたいなど、記載の意見がございました。

4ページをお願いします。

ローマ数字Ⅲ、項目別評価から6ページにかけて、3つの大項目ごとの評価結果、判断理由、評価委員会委員からの意見、指摘事項などが示されております。なお、各項目の詳細につきましては、別添平成29事業年度業務実績に係る評価結果をご覧くださいと思います。

以上で、報告第5号の補足説明を終わります。

続きまして、報告第6号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の平成29年度の事業経営状況及び平成30年度の事業計画について地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

では、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業経営状況について申し上げます。資料、平成29年度事業報告書になります。

1ページをお開きください。

1には現況が、2ページの2には病院の概要が記載されております。

3ページになります。

3には組織図が、4は財務諸表の要約、財務情報、事業に関する説明につきましては4ページから20ページにかけて、年度計画に定めた項目についてどのように取り組んだのか記載されております。

なお、決算関係につきましては、次の資料、財務諸表等により説明いたします。

では、資料を2枚めくっていただき、1ページ、2ページをお願いいたします。貸借対照表になります。

左側1ページは資産の部になります。固定資産と流動資産で、有形固定資産や現金及び預金などで、合計552億3,536万7,822円です。

右側2ページになります。

負債の部は固定負債と流動負債で、独法移行前の地方債償還債務や退職給付引当金、未払金などで、負債の部合計は413億8,312万9,078円。その下の純資産の部は、資本金及び資本剰余金、利益剰余金を合わせた純資産の部合計138億5,223万8,744円となり、一番下の負債純資産の合計は552億3,536万7,822円となりました。

続いて3ページ、4ページをお願いいたします。損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

3ページ、営業収益合計は359億6,335万8,836円、営業費用合計は349億5,788万4,063円、営業利益は10億547万4,773円となりました。

4ページになります。

営業外収益合計は6億5,491万2,155円、営業外費用合計は4億5,368万5,486円、経常利益は12億670万1,442円となりました。

また、臨時利益合計は4億5,156万5,442円、臨時損失合計は9,004万3,631円で、一番下から2行目、当期純利益は15億6,822万3,253円となりました。

5 ページをお願いします。キャッシュ・フロー計算書になります。

下から 3 行目、資金減少額は、三角20億862万5,892円、一番下、資金期末残高は、119億7,019万7,005円となりました。

6 ページをお願いします。利益の処分に関する書類になります。

当期総利益15億6,822万3,253円につきましては、全額積み立てております。

7 ページをお願いします。行政サービス実施コスト計算書になります。

一番下の行、行政サービス実施コストは20億3,991万1,162円となりました。

8 ページから12ページまでは注記事項、13ページから27ページまでは財務諸表の附属明細書、28ページは、消費税を含む決算報告書になります。

続きまして、次の資料、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院平成30年度計画になります。こちらにつきましては、今年度病院が取り組む事項が項目ごとに記載されております。

10ページをお願いします。

第4、予算になりますが、単位は100万円です。

1、予算です。収入計376億9,200万円、11ページになります。支出計377億4,700万円です。

2、収支計画ですが、収益の部計374億700万円。

13ページをお願いします。費用の部計368億1,000万円、表の一番下になりますが、総利益は5億9,700万円です。

3、資金計画になります。資金収入及び14ページ資金支出はそれぞれ527億8,100万円となっております。

以上で、報告第6号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の説明は終わりました。

報告第7号について行政改革推進課長、登壇してください。

（行政改革推進課長 小倉直志 登壇）

○行政改革推進課長（小倉直志） 報告第7号、私債権等の放棄について補足説明を申し上げます。

この私債権等の放棄につきましては、旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定に基づき、平成29年度に放棄した私債権等の内容を同条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の表に放棄した債権について各債権ごとに放棄した事由と件数、金額を掲載しております。内訳といたしましては、市営住宅家賃が3件、39万7,900円、土地貸付料が2件で30万3,588円、学校給食費が2件で、4万8,210円、水道料金が45件で、54万6,684円となり、

全体としては合計52件で、129万6,382円の債権を放棄いたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

以上をもちまして本日の日程は、全部終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は、6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時24分

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
追加日程 議案第15号、直接審議（先議）
- 日程第 2 決算審査特別委員会設置
- 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 片桐文夫 | 2番 | 平山清海 |
| 3番 | 遠藤保明 | 4番 | 林晴道 |
| 5番 | 高橋秀典 | 6番 | 米本弥一郎 |
| 7番 | 有田恵子 | 8番 | 宮内保 |
| 9番 | 高木寛 | 10番 | 飯嶋正利 |
| 11番 | 宮澤芳雄 | 12番 | 伊藤保 |
| 13番 | 島田和雄 | 14番 | 平野忠作 |
| 15番 | 伊藤房代 | 16番 | 向後悦世 |

17番 景山岩三郎

18番 木内欽市

19番 佐久間茂樹

20番 高橋利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革 推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博通	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て 支援課長	小橋静枝	高齢者 福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	大矢淳	事務局次長	池田勝紀
------	-----	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第15号までの15議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

ここで、執行部に申し上げます。

議案第1号の質疑の通告によりますと、質問項目が多岐にわたっておりますので、質問項目の順番どおりに答弁をしてください。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） おはようございます。

それでは、議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について質問いたします。

まず、34ページ、14款2項3目1節の農業費県補助金についてでございます。

予算現額20億8,899万5,000円であるのに対し、収入済額が10億8,237万6,999円であり、予算と収入済額の差が約10億円もあります。事業によっては今年度に繰り越した事業もあるかと思いますが、10億円もの差がありますので、その理由をお尋ねいたします。

次に、201ページ、農業振興費の産地パワーアップ事業補助金についてでございます。

決算額2億4,127万5,000円で国の補助金とありますが、またこの先機械設備が壊れた場合、同じ補助金が使えるのか、また、あるのかをお尋ねいたします。

議案第1号につきましては、以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、34ページの農業費県補助金につきまして回答を申し上げます。

予算と決算での差が10億円あるとのことで、その理由でございますが、事業の繰り越しに伴い財源を翌年度に繰り越したもの、事業量の減により補助金も減額になったものが主な理由でございますが、まず、事業の繰り越しに関する主な補助金でございますが、35ページですか、備考欄14にあります畜産競争力強化対策整備事業費補助金でございます。こちらが8億6,453万1,000円の減となりました。

次に、事業量の減による主な補助金でございますが、こちらは備考欄7の「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金ほか5事業でございます。金額が1億3,321万1,000円の減となったものでございます。

次に、（2）の201ページ、産地パワーアップ事業補助金につきまして、同じような補助事業を使えるのか、または何かあるのかというようなご質問でございますので、そちらについてご回答を申し上げます。

産地パワーアップ事業をはじめとして、国庫補助事業の場合、既存の機械等、代替として同種、同能力のものを再度導入するというような更新と言われるような事業の場合は、事業の対象とならないケースが結構多くあります。

ただし、国庫補助事業や県補助事業において、事業の実施に当たってその当時のメニューで採択要件等合うようなものがあれば、再度補助事業として申請を行いまして実施することが可能かと思われま。現にそういった事業で更新を行っている施設もJAのほうで一つあるかなというふうに向っております。

まず、事業費が高額となりますので、市単独とかそういったもので想定されないので、我々のほうといたしましては農林水産省のほうで設けております事業のほうの活用を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 最初に、農業費県補助金についてでございますが、畜産競争力強化対策整備事業補助金8億4,000万円強ですか、弱ですか、減額になったということなんですけれども、その要因をちょっと教えていただければと思います。

それと、パワーアップ事業補助金についてでございますが、これも確かに国の制度がこの

先どういものがあるか分からないのはごもつともだと思います。しかしながら、本市の基幹産業は農業でありますので、この施設からは、固定資産税も本市に高額な納税があると思われま。その中で、国・県ということではなく、市として何か検討すべきだと考えまが、いかがでしょう。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めま。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、畜産競争力強化対策整備事業の主な内容、要因といいまるか、そういったものにつきましては、うまい千葉の豚肉生産協議会が行っていま畜舎の整備等の内容で、畜舎整備に当たりまして、すのこという部材がありまして、そちらのほうが生産量に対しまして需要量が大きく超えている関係で、納品が遅れているといふようなことで、施設の整備のほうが遅れてしまつたといふようなものが主な原因でございま。

それと、あと産地パワーアップ事業のほうの事業、市のほうの事業としてはどうかといふようなお話でございまが、その点につきましては、また国の事業と県の事業以外に市の補助といふものをどうかといふことであるので、そういった対象になる事業があるかどうか、そういったものの状況によりまして、また市のほうでも検討していきなといふふうを考えておいま。

現時点では、まだどうなるかといふのは全く見えない時点ではございまるので、基幹産業の農業を振興する上では、我々農水産課を担当する者としては、そういったものも検討していきなといふふうには考えておいまるので、どうぞよろしくお願いいたしま。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、林晴道議員。

○4番（林 晴道） まず初めに、本日未明、北海道で大規模な地震が起きました。また、一昨日は四国から関西地域にかけて大型の台風、そのことによつて多くの方が被災をされておいま。心よりお見舞いを申し上げますとともに、日本人の心といいまるか、地域のきずなで皆さんで乗り越えていただきたいと、そのように思つておる次第でございま。

また、市長におかれましては、震災列島の日本でございま。いつ本市においても震災の被害があるか分かりません。備えをしっかりといただきたいと、そのように執行の皆さんにも申し上げたいと、そのように思ふ次第でございま。

それでは、議案第1号の平成29年度旭市一般会計決算の認定について、まず決算書の17ページ、1款1項にございま市税の不納欠損について質問をいたしま。この人数及び欠

損額の理由として、具体的な内容を伺います。

同じく、2項の固定資産税の不納欠損について質問をいたします。件数及び人数と欠損額の理由を伺いたいと思います。

次に、37ページ、15款にごございます財産収入の収入未済額が226万3,132円となっておりますが、徴収対策とその内容について具体的に伺いたいと思います。

次に、47ページ、20款1項市債の状況について質問をいたします。補足説明では、収入済額23億60万円が前年度比1億8,830万円、これは7.6%の減とのことでありましたが、その具体的な理由を伺います。

次に、129ページ、備考欄の6、老人クラブ活動推進事業について質問をいたします。この中に、すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金がございますけれども、対象クラブの数及び会員数の状況とその内容と効果について伺います。

次に、219ページ、備考欄19にあります旭市観光物産協会補助金について質問をします。この補助金額1,160万円の具体的な内容について伺います。

同じく、備考欄13にあります観光プロモーション支援業務委託料について質問をいたします。業務委託料921万5,640円の具体的な内容と効果について伺います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第1号、林晴道議員の決算についてのうち、17ページの市民税の不納欠損額についてと、あと固定資産税の不納欠損額についての件数及び理由についてということでお答えさせていただきます。

まず、17ページの市民税の欠損額7,055万5,461円に対して、個人市民税が人数で700人、あと下の法人市民税、これが人数で18名おります。欠損額の理由といたしましては、個人市民税については生活困窮、無財産、居所不明という形が多くなっております。法人市民税につきましては、会社の経営悪化、あるいは倒産等によるものでございます。

続きまして、固定資産税の不納欠損額につきましては273名で、欠損額が9,408万2,027円となっております。これにつきまして、主な理由といたしまして相続放棄、会社経営の悪化等が原因となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは37ページの財産収入の収入未済額についてお答えいたします。

まず、収入未済の内容ですけれども、こちらの未済額につきましては226万3,132円ということですが、普通財産の土地貸付料がございます。それと、市営住宅及び雇用促進住宅の駐車場使用料の未済額の合計でございます。

内訳といたしましては、普通財産の土地貸付料の未済額が208万532円、市営住宅及び雇用促進住宅の駐車場使用料の未済額が18万2,600円となっております。

併せまして、徴収対策のほうがどうなっているのかというご質問でございます。

徴収対策といたしましては、督促状や催告書の送付、夜間を含めての戸別訪問等を実施しております。その上、滞納者の資産や生活状況等の財産調査を行い、法的措置等も視野に入れ、未納額の縮小に努めているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、47ページの市債について、前年度と比較して減額となっている理由についてお答えをいたします。

全体の減額の中で、増となっているもの、減となっているもの、両方ございますけれども、三つに分けて申し上げます。

まず、合併特例債でございますけれども、合併特例債につきましては、前年度と比べて増になっております。増の額としては4億6,000万円ほど増になっております。9本ほど29年度の決算ではございました。

一方、減額となっているものとしまして、二つありまして、その一つが臨時財政対策債でございます。臨時財政対策債については、前年度比で4億円の減でございます。

もう一つのくくりとしまして、そのほか緊急防災事業等がございますけれども、そのくくりとしましてマイナス2億4,860万円と、こういった原因でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、私のほうからは（5）P129、老人クラブ活動促進事業について回答いたします。

すこやかシニアクラブ旭組織強化対策事業補助金は、平成29年度新設された補助金です。新設老人クラブ、1クラブについて10万円を5クラブに、新規会員1人当たり2,000円の支

給が185人分を各単位クラブに支給しました。また会員勧誘パンフレットの作成費として11万円で、合わせて98万円の支出となっております。

効果は、新設クラブ5、新規会員が185人となっております。補助金によって新規設立のクラブの促進や新規加入につながっていると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから219ページの観光物産協会の補助金について、この内容についてご説明いたします。

観光物産協会への補助金は1,160万円でございます。旭市観光物産協会は、平成27年5月にオール旭市で観光、物産の振興に取り組むために結成された組織であります。財源の内訳としましては、市からの補助金に加え、会員からの会費で活動しております。

物産協会の主な活動内容としましては、市の観光PRのための観光ポスターの作成、広告の制作、情報誌等への掲載、それから配布、それと県内の主要な観光イベントへのPRとしての参加、それから自主的な事業としましては鍋まつり等、市の特産品を生かした食のイベントの開催、そのほかにYOU・遊フェスティバルや七夕市民まつりなど、市を代表するイベントへの開催の支援を行っているところでございます。

続きまして、219ページの観光プロモーション支援業務委託料の内容についてご説明いたします。

観光プロモーション支援業務委託料921万5,640円は、昨年度アニメ映画化されました「打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？」の原作地である旭市を広くこの映画に絡めてPRするために、プロモーション業務の企画、運営にかかわる業務を業者に委託したものでございます。

業務の内容としましては、映画のロケ地案内のARアプリの製作、また映画のロケ地をバスツアーでめぐるモニターバスツアーの開催、観光マップの作成、配信、スマートフォン専用旅行アプリへの特集記事の掲載、これらをプレスリリース配信、以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、順次再質問を行います。

まず、市民税の不納欠損額についてですが、地方交付税が減額される中で、一般財源をしっかりと確保しなければなりません。市税は貴重な自主財源であるにもかかわらず、7,055万5,460円も不納欠損としております。税の公平、平等の観点から見て、滞納者に対し

てどのような徴収対策を行い、このような不納欠損としたのか伺います。

次に、2項の固定資産税の不納欠損額についてですが、9,408万2,027円といった欠損額となっております。実態調査の具体的な内容とその所有者の住所地状況を伺いたいと思います。

次に、財産収入の収入未済額についてですが、実態調査の具体的な内容と、最終的には法的措置をとらざるを得ないということで、そのような形に残念ながらなろうかなというふうにと思いますが、その点、どのようなことでどのような実績がこれまでであるのかを詳しく伺いたいと思います。

次に、市債の状況の中の臨時財政対策債ですが、国で定めた限度額であるのに、なぜ借入れを限度額までしないのか、その理由を伺います。

次に、老人クラブ活動推進事業についてですが、老人クラブ活動等の社会活動推進事業補助金についてですが、この具体的な内容について伺います。また、ここにあるすこやかシニアクラブと老人クラブとで名称が違いますが、どのような使い分けをしているのか教えてください。

次に、旭市観光物産協会補助金についてですが、先ほどは事業の内容について伺いました。その具体的な業務とその効果について伺います。

それから最後に、観光プロモーションの支援業務委託料についてであります。先ほど答弁漏れがありますので、この部分を伺いたいんですが、PRの効果についてを詳しくお尋ねしておりますので、説明願います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 林晴道議員の再質問に対してお答えいたします。

まず、市税の滞納状況について、徴収状況はどうかということなんですけれども、徴収状況につきましては、各ごとに滞納整理という形で預金調査、あるいは電話催告等により実施しておりまして、各班ごとに地域を持ちながら確実にいき、そういった方について面談等を行いまして、生活状況の改善、アドバイスとかいろいろやりまして、それで調査し、担税力のない方については執行停止という形で行い、欠損という形で、3年したら欠損という、そういう調査を、滞納処分をしてございます。

また、市県民税あるいは固定資産税についても同様な形で滞納処分調査を行いまして、執行停止をかけて、随時不納欠損という形になっております。

あと、続きまして、固定資産税についての住所地等につきましては、個人についてはいろいろな形で相続等が発生して、他県、他市にわたっておりますので、こういった状況というのはちょっと今のところ把握してございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、財産収入の収入未済額について再質問ということで、実態調査の内容及び法的措置の具体的な内容ということでお答えいたします。

実態調査の内容ということですが、実際には、土地の貸付料の未納者でいきますと11名いらっしゃいます。11名のうち、先ほど申し上げましたように戸別訪問等を行っているんですけども、行った上で夜間等も行っても会えない。それで明かりもついていないというような形で、11名のうち数名は居住の実態がないというようなこともございます。

そういった意味も含めまして法的措置のほうなんですけれども、実際今年度になりまして、全く会えない、あるいは督促等をして全く連絡がないという方に対しまして、法的措置に移らせていただくことになりましてということで、文書等を発送いたしました。

そうしましたら、結果としまして11名のうち4名の方が分納を始めてくださいました。それと、全て納付をしていただいた方が1名ございます。それと、納付の約束を取りつけられた方が1名、合計6名の方に法的措置に至らないまでで結果がある程度出ているということになります。

残り5名の方には、生活の実態もなさそうですし、それに連絡も全くとれないという状況がありますので、その辺のところをこれから調査して、法的措置に持っていくような形になるのかなと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市債の中で、臨時財政対策債を発行可能額まで借りなかった理由についてお答えをいたします。

発行可能額につきましては、29年度は9億5,452万6,000円という額が国から示されたところございまして、予算額とほぼ同じぐらいの額となっていたところございまして、借りる額を決めるに当たりまして、29年度の決算見込みを立てまして、その状況を勘案して、可能な範囲で発行額を抑制したものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、老人クラブについて回答いたします。

老人クラブ活動等社会活動促進事業についてですけれども、これについては単位クラブの補助金としてお配りしているもので、1クラブ当たり4万6,000円を58クラブに、1人当たり、1会員当たり150円を1,840人に支給させていただきました。これと併せて市老連の事業補助金として96万2,400円を支給しております。

それで、名称についてなんですけれども、すこやかシニアクラブ旭については、これは愛称としてこの名前を使っておりまして、正式な名称が老人クラブといった形になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、観光物産協会の事業の内容ということでよろしいでしょうか。観光物産協会のほうでは、PR事業としまして観光ポスター——市の観光ポスター、夏の観光ポスターでございます。を作成しまして、これをJR、首都圏のJR駅120駅、それから千葉県内のJRの駅52駅にこの観光ポスターを配布してございます。

また、あさひ冬の鍋まつりとしまして、平成29年12月から30年2月まで鍋まつりを実施しまして、13店舗の参加をいただきまして、利用者が5,519名いたということでございます。

それから、旭市の豚肉をおいしく食べられるお店を紹介するというところで、ザポークマップを制作しまして、こちらのほうには15業者が入っておりますが、こちらを市内のほうへ広く配布してPRを図ったところでございます。

このほかPRとしましては、成田市の成田空港で行っております「AIRPORT MARKET 空市」のほうに参加しまして、市の観光PRをしているところでございます。

このほかに、袋公園の桜まつりの事務局の支援、それからサツキ展の支援、それから先ほど言いましたが、いいおかYOU・遊フェスティバル、それから七夕市民まつりの運営支援を行っております。

効果としましては、先ほど鍋まつりのほうでは5,519名の方がいらっしゃいましたが、各イベント等の支援等ありまして、市の観光の振興に役立っているものと考えているところでございます。

続きまして、観光プロモーション支援の効果ということでよろしいでしょうか。

まず、その中で、先ほどの事業の中で、ロケ地をめぐるバスツアーを開催いたしました。このロケ地をめぐるバスツアーのほうでは、今年に入ってからですが、2月、それから3月の2回、ロケ地めぐりのバスツアーを開催いたしました。この中で、2月は29名、それから3月は48名の方々が参加いただきました。

この中で、各映画のロケ地をめぐるまして市の観光PRを図ったところでございますが、その後に実施をしましたアンケートの中でも、ぜひ市のほうへまた訪れたいと半数以上の方のアンケートをいただいております。

あと、すみません。ARアプリ等の接続数等のほうについては、ちょっと今資料がございませんので、後ほどご紹介したいと思いますが、相当数の接続があったと聞いております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再度質問をいたしますが、市民税の不納欠損額についてですけれども、滞納者に対して滞納期限後というか納付期限後ですか。どのような時間、どのようなタイムスケジュールで財産調査等を行い、その後差し押さえなどを行う行程になるのかを伺いたいと思います。

次に、固定資産税の不納欠損額についてですが、滞納繰り越し分においては収入済額5,817万6,889円、それに対しまして、欠損額が9,057万6,376円となっております。ほかの欠損額は収入額より少ないのに対して、これ欠損額非常に多いということなんですが、その具体的な理由を伺いたいと思います。

次に、財産収入の、先ほど実態調査から法的措置というところで、法的措置の案内を出したら結構解決につながっていったということでありましたが、分かるようでしたら、近年の法的措置を実施した実績等が分かれば、直近3か年でも構いませんので、お知らせいただきたいと、そのように思います。

それから、老人クラブ、これ正式名称であって、すこやかシニアクラブというのは愛称なんでしょうか。我々がどちらで呼んだほうが正しいのか、その辺のところをちょっとご教授いただけたらありがたく思います。

また、最後になりますが、観光プロモーションの支援業務委託事業、これ1,000万円近い予算、決算が出ておりますけれども、なかなか事業実績ですか。その辺の説明は頂戴しておりますんですが、再三再四申し訳ない。伺いたいのは、PR等を行った効果を担当課として、肌感覚でも構いませんので、どういうものなのかというのを伺いたいとそのように思いま

す。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林晴道議員の再々質問に対して答弁申し上げます。

まず、市県民税についてのタイムスケジュールということなんですけれども、納期限、これ法定納期限、あるいは各納期ごとに各税目ごとに納期が違ってございます。それにつきまして、20日を経過したものについては督促状という形で発布している。これは各納期ごとについて全部行っております。

まず、この督促状を発布しない限り、滞納整理、処分の執行はできないということは、まず大前提でございます。それによりまして、まず督促状によりまして、大半の方が納付していただくことにはなっております。

それでもまだ、なおかつ何かの諸事情で納付できない方については、今度は催告という形で、税目を全部まとめた形で催告を発布してございます。この催告については、年6回から8回ほど催告、それはやる年度によってちょっと回数が違ってございます。

それで催告に際しまして、まだちょっと納付がない方については、電話催告等も実施、さらにしてございまして、今度呼び出し、差し押さえ予告という形で、各滞納者には予告通知を差し上げてございます。その予告通知の前には、預金調査をしますとか、そういう形で預金調査あるいは給与調査、そういうのも実施してございます。

なお、そういう形でやってもまだちょっと滞った方については、給与調査等、あるいは預金調査等につきまして差し押さえを執行すると、そういうタイムスケジュールの流れになっております。

また、あと国民健康保険税の収入額5,800万円につきまして、不納欠損が9,500万円、ちょっと多いじゃないかというお話をいただきましたけれども、すみません、固定資産税です。固定資産税につきましては、もともと現年が払えない方がこの滞納繰り越しで、調定額といたしまして4億2,000万円ほどあります。

そのうち、収入が5,800万円、約20%弱ぐらいの収納ということになるかと思っておりますけれども、そういった形で、取れない方から財産調査、差し押さえして徴収した金額がこの金額ということになっております。

以上でございます。

あと、すみません。先ほど1番目で質問した市民税の人数なんですけれども、700とお答

えしましたけれども、法人分を加えて718で訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、再々質問に対してお答えいたします。

まず最初に、先ほど私5名の方が居住の実態が見られないと申し上げてしまったんですが、5名のうち、内訳は申し上げませんが、居住の実態があるのに連絡がとれないという方もございます。訂正させていただきます。

それと、直近3か年程度での法的な措置の実態はどうなっているかというご質問でございました。それに対しましては、土地を貸し付けしてその土地にその方の住居が建っているという状況ですので、借地借家法等の絡みもありまして、かなり法的な処分というのは慎重に、あるいは困難な部分というのもございます。

それで、土地貸し付けに関しましての法的処分というのは、これまでほぼ行われてきておりません。先ほど、一番最初、内訳で申し上げました市営住宅等の駐車場に関しましてですが、今年度、市営住宅等の部屋そのものの明け渡し請求ということが、これは私どもの所管外なんですけれども、それを裁判所に申し立てまして、それが認められまして、実際に明け渡しを執行したという例が今年度1件ございます。

したがって、それは部屋そのものが明け渡しされましたので、土地貸付料としてカウントしております駐車場の使用料につきましても、明け渡しをしていただいて、使用契約は破棄され、それで残った滞納分を請求しているというような状況がございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、老人クラブの名称についてお答えいたします。

どちらで呼んだほうがいいかということなんですけれども、加入パンフレットを作っておるんですけれども、加入パンフレットでも、すこやかシニアクラブ旭を前面に出して作成しております。ということで、私的にも、すこやかシニアクラブ旭で呼んでもらったほうがいいのかなど。これについては、老人クラブの役員さん方もそのような話を会合で話ししていたのを記憶にあります。

あと、これからすこやかシニアクラブ旭に入ってもらう方、若手の老人の方なんですけれども、そういう方に対しても抵抗感が少ないのかなというふうに、ちょっと私自身も同年齢として考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、先ほどのARアプリの接続数につきまして、これは今年に入りましてですが、2月1日から3月18日までの実績報告のほうで報告いただきました。この中で、4,266回ページを見られたということでございます。

それと、効果でございますが、この映画の舞台がYOU・遊フェスティバルでございました。このYOU・遊フェスティバルが昨年の数字ですと14万6,000人という数字でございます。平成28年に比しまして3,000名ほど人数が伸びております。これも映画の効果によるものかと思えます。

それと、舞台になりましたもう一つの灯台でございますが、この刑部岬展望館のほうの入込み数が平成29年度は31万8,300人、28年が30万2,400人、1万5,800人ほどの増加がございました。これも映画による効果が大きいものかと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定についての質問をいたします。

まず、29ページ、保健衛生費国庫補助金についてであります。予算額に対して収入額が非常に少ない理由についてお尋ねします。

次に、47ページ、臨時財政対策債についてであります。これは林晴道議員の質問で、私の聞こうと思ったことが答弁されておりますが、次の質問ができないので、改めてこれは質問します。この臨時財政対策債ですか。予算9億5,000万円に対して収入済額が5億円、そういう中で、平成29年度の臨時財政対策債の発行可能額は幾らなのか。また、発行可能額に対し、限度額を借り入れしたのか。先ほどの答弁、また再度お願いしたいと思います。

次に、55ページ、14節自動車借上料について95万2,560円ですか。これは具体的な内容について、57ページ、弁護士等委託料について、具体的な内容についてお尋ねします。

61ページ、庁舎改修工事について、これは319万6,800円ですか。具体的な内容についてお尋ねします。

65ページ、職員研修費について、29年度の研修の内容、回数、参加職員数についてお尋ね

します。

73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてであります。この生涯活躍のまちですか。この三つの事業タイプがあります。そういう中で、匝瑳市では先駆け、先駆的なタイプの事業となっておりますが、本市ではどの事業のタイプなのか、また具体的な内容についてお尋ねします。また、その事業タイプごとの交付金はどのようになっているのか、お尋ねします。

85ページ、市民まちづくり活動支援事業補助金についてであります。この具体的な内容、それから補助金の目的及び件数についてお尋ねします。

93ページ、青色申告会補助金について、具体的な内容とその効果についてお尋ねします。

117ページ、被保護者就労支援事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

同じく117ページの飯岡福祉センターについてであります。改修工事の具体的な内容センターの具体的な事業内容についてお尋ねします。

119ページ、臨時福祉給付金について、具体的な内容及び対象者数並びに給付者数についてお尋ねします。

137ページ、子ども医療扶助費についてであります。この具体的な内容及び対象者数、該当者数についてお尋ねします。

同じく137ページ、出産等祝金についてであります。この具体的な内容、それから件数及び昨年度と比較して増加している要因についてお尋ねします。

153ページ、生活保護扶助費について、28年度と比較すると5,000万円ほど増加しているが、増えた理由について。

171ページ、特定不妊治療費助成金について、具体的な助成の内容についてお尋ねします。

195ページ、新規就農総合支援事業補助金について、具体的な内容と28年度と比較して260万円ほど増えている理由について。

215ページ、補償金について、この具体的な内容について。

227ページ、地籍調査事務費について、この具体的な内容及び現在の地籍調査の状況についてお尋ねします。

231ページ、道路舗装改修工事について、この件数及び地域ごとの件数並びに延長についてお尋ねします。

同じ231ページ、道路新設改良事業について、改良、排水、舗装の件数及び地域ごとの件数についてお尋ねします。

243ページ、旭スポーツの森公園整備事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

253ページ、返還金について、具体的な内容についてお尋ねします。

321ページ、キャンプ場改修工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

325ページ、機械器具費について、この具体的な内容についてお尋ねします。

これで1回目の質問は終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、29ページ、循環型社会形成推進交付金が予算に対して収入額が少ないという理由についてお答え申し上げます。

この補助金は、市の合併処理浄化槽設置促進事業に対する国の交付金でございます。平成25年から29年までの5か年計画事業として承認され実施していたものでございます。国及び県の補助率はそれぞれ事業費の3分の1となります。計画総事業費は6,919万円で、国の交付限度額は2,306万3,000円の計画でございました。

平成29年度当初予算額は618万3,000円で、国からは4月に568万7,000円の内示がございました。しかし平成29年度は5か年計画の最終年度でありますので、過去にいただいた交付額合計をしまして、交付限度額を超えないよう調整するということでもございました。過去4年間の国からの交付額が2,273万4,000円ございまして、このうち536万4,000円が事業の実績よりも多く交付されていたため、多い分を29年度に調整するということになりました。

平成29年度の事業費、支出のほうは1,720万6,000円の実績がございまして、国からいただける本来の3分の1の交付額が569万3,000円でもございました。ここから、先ほど申し上げました多くいただいている余剰金536万4,000円を引いた結果、32万9,000円、これが29年度、国からの交付金となった次第でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 47ページの臨時財政対策債についてお答えいたします。

先ほどの林晴道議員のご質問に対する答弁と重複いたしますが、平成29年度の臨時財政対策債の発行可能額は9億5,452万6,000円でございます。これに対して実際に借り入れた額は5億円で、発行可能額までは借り入れておりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから55ページ、自動車借上料についてお答えいたします。

これにつきましては、市長車のリース料でございまして、リース契約の期間は平成29年2月1日から平成34年1月31日までの5年間で、リース料は月額7万9,380円です。

契約に当たりましては、事後審査方式制限付一般競争入札を行い、千葉トヨタ自動車株式会社と契約しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から4番目、57ページ、弁護士等委託料、決算額105万8,400円の具体的な内容ということで答弁をさせていただきます。

まず、市における事務処理、紛争、事件等に関する法律的問題を明らかにするため、弁護士と委託契約を締結し、いわゆる顧問弁護士料として、1か月当たり4万3,200円で、年額51万8,400円を支出しております。

それから、29年度は本年1月に市を被告とする公文書の不開示決定に関する取り消し請求事件が千葉地方裁判所に提起されたことから、顧問弁護士に訴訟代理人として事件を委任したものでありまして、着手金として54万円を支出したところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、61ページ、庁舎改修工事について、工事内容は具体的にはとのお尋ねでございました。

この庁舎改修工事の内容につきましては、海上支所の電源関係、高圧引き込み設備の改修工事を行ったものです。具体的には、6キロボルトの高圧ケーブル及び高圧負荷開閉器の交換を行ったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、6番目、65ページの職員研修について、29年度の研修内容、回数、参加職員数をということで答弁をさせていただきます。

まず、29年度は、委託による研修は5件ございます。

まず1点目、人事考課基礎研修、回数は7回、7日間、参加人数は延べ275人、2点目、新規採用職員コーチング研修、回数1日、参加人数は11名、それから3点目、ハラスメント

研修、回数1日、参加職員数は103名、4点目、ワークライフバランス研修、回数1日、参加職員数87名、5点目、行政コミュニケーション研修、回数は1日、参加職員数25名。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてお答えいたします。

まず最初に、具体的な内容ということでございました。昨年度、委託しました内容といたしましては、都市住民マーケティング調査として都市住民の意向把握、ウェブアンケート、意見交換会の実施、ワークショップを開催しております。

そのほか、導入機能、事業内容の詳細検討として、参画可能性のある事業者に対する具体的なニーズ、条件の把握、さらには事業推進組織の検討として公募方法の検討、準備支援等を委託しております。

先ほど、匝瑳市の例を出しまして事業型という。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） うちのほうは、まちなか型という形とエリア型という形で、交付金については匝瑳市のほうと差は……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それは、うちのほうも同じで。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） それについて、ちょっと資料を用意させてください。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、先ほどの事業タイプということで、三つの事業タイプのうちどれかということでしたが、旭市の事業タイプは横展開型ということで認定を受けております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） じゃ、答弁お願いします、再度。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 先駆型については4億円、横展開と隘路型については1億円ということ。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ハードについては……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） ハードとして、原則的には2分の1以内ということになっております。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページの備考欄3、市民まちづくり活動支援事業の19節市民まちづくり活動支援事業補助金についてご説明いたします。

市民まちづくり活動支援事業は、市と市民団体がそれぞれ責任を持って行動する協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業として、市民の福祉向上や公益上の必要性のある事業を行う市民団体に対して補助金を交付するものです。

この補助制度は、スタート支援とステップアップ支援の二つがあり、スタート支援は団体の自立を支援するもので、設立から2年以内の団体が事業開始に必要とする費用などに対し

て、10分の9以内で10万円を限度として補助するものです。ステップアップ支援は、新たなまちづくり事業やこれまでの事業を拡大する場合など、必要な経費に対して10分の8以内で30万円を限度として補助するものです。

補助回数は、スタート支援とステップアップ支援を合わせて最大で5回ですが、5回目の補助率は10分の5以内となります。上限は30万円です。

補助件数につきましては、平成29年度はステップアップ支援のみで10団体です。

以上です。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、93ページの青色申告会の補助金について、具体的な内容と効果ということで、申し上げさせていただきます。

青色申告会の補助金につきましては、市内各4地区会に22万8,000円を交付してございます。

内容ですが、公平で合理的な税制の確立並びに事業経営及び社会の健全な発展に資するために、会が行う記帳、決算等税務に係る相談及び指導、研修や説明会など、青色申告会の推進対策などに関する事業を運営する支援として補助を行っているものでございます。

次に、効果ということでございますけれども、会の事業が活発になり青色申告が普及することにより、適正な申告及び納期限内納付が促進され、ひいては収納率向上につながるということで見込まれるものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、(10)から(12)の3点について回答いたします。

初めに、(10) P117、被保護者就労支援事業についてに回答いたします。

決算書の117ページの備考欄の7、被保護者就労支援事業200万円でございますけれども、この事業は平成27年度より生活保護法に基づく必須事業であり、事業費の4分の3が国からの負担金によるものです。

内容といたしましては、生活保護受給者のうち就労阻害要因が少なく、就労していない方等を対象として、就労支援員が就労に関する必要な支援を行うものです。

(11) P117の飯岡福祉センター運営事業について回答いたします。

飯岡福祉センターは、旭市社会福祉協議会が指定管理者となっております。また、修理の

ほうなんですけれども、昨年度、真空式温水ヒーターの更新工事で644万7,600円、浴室の改修工事で313万2,000円、給水ポンプユニット交換工事で129万6,000円で、合計1,087万5,600円の改修工事を行っております。センターの事業内容としましては、施設全体の管理と入浴施設とふれあい広間の管理運営であります。

(12) 臨時福祉給付金給付事業について回答いたします。

この臨時福祉給付金は、国の平成28年度第2次補正予算で計上されたもので、経済対策分と呼ばれる給付金です。消費税率引き上げの影響を緩和するため、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して、1人当たり1万5,000円を支給いたしました。

旭市では、支給に対する準備を平成28年度に行い、平成29年4月3日から受付を開始いたしました。支給対象者数は1万1,909人、申請受付は9,811人、支給決定者数が9,793人、不支給決定者は18人で、支給率は82%でありました。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、子育て支援課からは（13）、137ページ、子ども医療扶助費について、そして（14）、同じく137ページ、出産等祝金についての質問にお答えいたします。

まず、子ども医療費扶助費についてです。

本事業は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部または一部を助成することにより、子どもの保健の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るものです。

具体的には、平成29年度はゼロ歳から中学3年生までのお子さんの保険診療分に係る入院、通院、調剤等の医療費を助成し、保護者の市民税所得割の課税区分に応じて無料または300円の自己負担をいただいております。

助成方法は、基本的には申請に基づいて交付した旭市子ども医療費助成受給券を医療機関窓口でご提示いただき、当該負担区分に応じた自己負担金のみをその場で精算していただく現物給付にて実施しております。

また、資格更新は毎年8月1日を基準に実施しておりますが、平成29年8月1日現在の交付対象者は7,996人、これに対し受給券の交付者数は7,933人で、交付率は99.2%となっております。

なお、未申請者に対しては、たびたび文書にて申請を促しております。

続きまして、出産等祝金についてお答えいたします。

近年、急激な少子化が進む中、出産等を奨励、祝福し祝金を支給することで、子どもの健やかな成長を願うことを目的としております。また、支給対象者は、1年以上前から旭市に継続して住民登録を有し、かつ現に居住している者で、第2子以降を出産した際に支給対象となります。

支給金額は、第2子は10万円、第3子以降が20万円で、出産の日から1年以内に市長に申請し、住民登録や市税等に滞納がないなどの要件を満たしていれば支給されます。また、旧制度の経過措置といたしまして、出産祝金の支給を受けた方で、第3子以降のお子様が小学校入学の際に、5万円の入学祝金を支給しております。

平成29年度の支給件数は、第2子が173件、第3子以降が72件、入学祝金が78件ございました。前年度と比較いたしますと、第2子が36件の増加、第3子以降が5件減少、入学祝金が18件増加しております。

本制度は、平成28年4月から第2子出産を助成対象に加え、毎月申請月の翌月に支給しております。したがって、初年度の28年度は、第2子の支給につきましては実質11か月分の内容となっております。このようなことから、29年度について支給件数が増加している状況でございます。

子育て支援課からは、以上でございます。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうからは、(15) P153、生活保護扶助費について回答いたします。

平成29年度の生活扶助費は6億5,135万6,188円であります。平成28年度は7億496万9,827円で、差し引き5,361万3,639円の減となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） 私からは、(16) P171、特定不妊治療費助成金についての具体的な内容についてお答えいたします。

特定不妊治療費助成金は、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療、体外受精、顕微授精に要する費用の一部を助成するもので、旭市では平成26年度から始めました。

助成額は、特定不妊治療に要した費用から千葉県特定不妊治療費助成額を引いた額の2分の1となります。限度額につきましては、1年度当たり10万円を限度としております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から（17）、195ページの新規就農総合支援事業補助金についてお答えいたします。

1点目、具体的な内容につきましてではありますが、国の農業次世代人材投資事業で、次世代を担う農業者を目指す方の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置づけられ、原則として45歳未満で独立、自営就農する認定新規農業者に対しまして、国が市を通じて年間150万円を最長5年間交付する事業となっております。本市では、29年度は6件の交付を行いました。

2点目の、平成28年度と比較し、平成29年度が262万5,000円増加した理由についてでございますが、平成28年度と29年度の交付者数は、交付対象者、同じ6件でございますが、平成28年度の交付対象者に年度途中で終了する方が2件、交付開始するものが1件でありましたので、年度内満額の支給ということがありませんでしたので、比較しまして262万5,000円が少なくなったというようなことでございます。

以上であります。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから（18）、215ページの補償金について、具体的な内容ということでお答えいたします。

まず、この補償金でございますが、こちらは旭市中小企業融資条例に基づきまして融資したものとしまして、業績不振等により返済不能になった場合、取り扱い金融機関は千葉県信用保証協会に対しまして代位弁済の請求を行います。この代位弁済の請求がありましたら、千葉県信用保証協会はこれを審査の上、認めた場合は取り扱い金融機関に対して代位弁済を実行いたします。

この代位弁済をした額に基づきまして、一定の額を市として損失補償ということで補償したものでございます。本件は1件で、64万1,800円でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課から3点、（19）の地籍調査事務費から（21）までの道路新設改良事業について3点を説明したいと思います。

最初に、（19）のP227、地籍調査事務費についてお答えします。

初めに、具体的な内容と、次に現在の状況を順序立てて説明したいと思います。

具体的な内容につきましては、最初に13節の委託料58万320円についてですが、これは地籍調査データ修正業務委託料で20万880円、それと電算機保守委託料30万7,440円の2業務でございます。

地籍調査データの修正業務委託料は、地籍情報管理システムにより管理しております登記済み地籍簿データ、旧干潟町地域なんですけれども、これが14.64平方キロです。これの1年間分の所有者や地籍図の変更などの修正を行ったものでございます。

次に、電算機保守委託料につきましては、地籍情報管理システムの保守業務でございます。

次に、14節の使用料及び賃借料の70万560円については、地籍情報管理システムの賃借料でございます。

次に、現在の状況はという質問です。

地籍調査の現在の状況につきましては、干潟地域及び鎌数地区3地区のうち1地区について登記まで完了し、残る3地区が調査済み地区で未登記となっている鎌数地区の2地区です。これは、平成29年12月に県へ調査内容の認証請求を提出しているところでありまして、今年度中に認証を受け、その後法務局が登記を行う予定となっております。

すみません。訂正がございます。先ほど地籍調査データ修正業務委託料、13節の委託料が58万と申し上げました。これは訂正します。失礼しました。50万8,320円です。訂正しておわび申し上げます。

以上が地籍調査の事務費の内容でございます。

次に、P231の道路新設改良事業についてお答えします。

件数と地域ごとと延長ということです。

それでは、内容についてお答えしたいと思います。舗装や道路構造物の補修等を行う道路維持補修工事が58件、台風等により被災した道路のり面等の復旧を行う道路等の災害復旧工事が22件で、合計で80件でございます。工事の総延長は4,126.8メートルです。

次に、地域別の内訳としましては、旭地域が28件で1,108.3メートル、海上地域が13件で492.6メートル、飯岡地域が22件で372.9メートル、干潟地域が17件で2,153メートルです。

次に、(21)のP231、同じページです。

道路新設改良工事についてお答えします。

これも道路改良工事と道路排水整備工事、新設工事の内訳、地域ごとということですので、お答えしたいと思います。

内訳としましては、道路の拡幅等を行う道路改良工事が地区ごとで、旭市が5地区ございます。海上地域が1地域です。

次に、道路排水工事です。これが旭地域が6地区、海上地区が6件、飯岡が2件、干潟が4件、それと道路舗装が旭地区が4件でございます。トータルの合計では、全部で28件ということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私からは、（22）、243ページの旭スポーツの森公園整備事業の具体的内容についてお答えします。

この事業は、公園内の芝生広場外周の園路が供用開始後20年以上経過し、一部舗装が劣化するなどして利用に当たり危険もあったことから、舗装部分の打ち替えを行ったものであります。

工事実施箇所については、健康増進等を目的にウォーキングやランニングで利用する方が多いことから2か年で工事を計画しており、平成29年度は、園路全体の延長約600メートルのうち約半分の360メートル、面積でいきますと1,725平方メートルを施工いたしました。工事費は1,598万4,000円です。

残りの区間については、本年度に発注し7月に工事が完了しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、253ページ、返還金についてご回答させていただきます。

ちば消防共同指令センター運用開始に伴いまして、平成22年度から平成24年度にかけて実施しました消防救急無線のデジタル化に伴う共同整備の工事について、千葉県市町村振興協会から助成を受けて事業を実施しました。

当該工事に係る入札で談合が行われたとして、市町村負担金の一部が損害賠償金相当額として旭市を含む共同処理団体であります各市町村へ返還されました。ちなみに、旭市への返還額は2,184万6,300円であります。これらのことにより、千葉県市町村振興協会から各市町村へ、返還金のうち当該工事に係る助成金相当額を返還するよう依頼がありましたので、旭市の助成金相当額1,022万9,795円を返還したものであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、私のほうから（24）、321ページ、キャンプ場改修工事について、具体的な内容についてご説明申し上げます。

管理棟及び実習棟の屋根、外壁、ウッドデッキの塗り替え、これを主たる工事といたしまして、その他工事として管理棟と実習棟の間のひさしの撤去、管理棟ウッドデッキの床材の一部交換、エアコンの室外機を覆うフェンスの撤去を実施いたしました。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、（25）、325ページの機械器具費について具体的な内容をお答えいたします。

決算額の359万6,400円の内訳は、東京オリンピック事前キャンプ地誘致を進めるため、卓球台8台の購入費212万7,600円と既存の卓球台8台の天板交換費で146万8,800円になります。

卓球台8台の購入につきましては、東京オリンピックで使用される天板の色のもので、パラリンピックの車椅子でも対応可能な卓球台を購入いたしました。

また、卓球台天板の交換につきましては、老朽した天板を交換するもので、こちらもオリンピック対応のものにいたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、29ページの保健衛生費国庫補助金についてであります。これは5か年の事業という中でこういうことになったということですが、本来であれば、補正して減額すべきであったのではないかと思います。なぜ減額しなかったのか。

それから、次の47ページ、臨時財政対策債であります。結局予算編成の中で、借りなくてもいいからということで借りないということのお話でありましたが、今までのここの説明、答弁では、臨時財政対策債は交付税に算入されるから借りなくちゃ損だと。また、臨時財政対策債については、2回入って出が1回だから得だとかいう、ここの答弁であったんですよ。

そういうものをなぜ借りなかったのか。そんな中で、じゃ、この臨時財政対策債を借りなかったら、その借りない分はどういうふうになるのか。交付税で算入されるのか、それとも損してしまうのか、その辺お尋ねします。

それから、55ページの自動車借上料、これは市長車ということですが、議長車となぜ金額が違うのかお尋ねをします。

それから、57ページ、弁護士等委託料についてであります。これは弁護士の顧問料と、

それから着手金だということですが、今弁護士はどこの弁護士に委託しているのか。それから、この着手金50万円、これはえらい高い金額だと思うんですが、その辺をお尋ねします。着手金で50万円かかったら、また今度は成功報酬取られるわけですよ。ですから、その辺をお尋ねします。

それから、職員研修でございますが、いろいろやったようでございますが、29年度は前年度と比べると400万円ほど減っているわけなんです。この減らした理由と、それから減らした研修内容ですか。これについてお尋ねします。

それから、73ページ、生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてであります。いずれにしても、これは市長の肝いりでやっていると思うんですよ。そんな中で、やはり市が計画を作っているときに何が何だか分からない計画じゃなく、やっぱり実態に即した計画を作ってもらいたいと思うんです。そういう中でどういうふうに考えているのか。

それから、85ページですか。市民まちづくり活動支援事業補助金でございますが、市と市民団体が一緒になった中でまちづくりをしていこうということですが、どういうまちづくりを目指しているのか、その辺をお尋ねします。それから、そんな中で、この成果ですか。成果についてお尋ねします。

それから、93ページ、青色申告会補助金についてでございますが、この補助金は、行革の削減の対象となっていないのか。なっていないとしたら、その理由についてお尋ねします。

それから、117ページですか。被保護者就労支援事業ですか。これ28年度と比較しますと半額なんです。減った理由についてお尋ねします。

それから、117ページ、飯岡福祉センター、これは風呂が主体だと思うんですが、その中で、地域ごとの利用者数ですか。それをお尋ねします。

それから、119ページ、臨時福祉給付金でございますが、支給者が82%ということで、かなり低いんですが、未支給者ですか。この方々に対してどのような対応をとったのか。要は広報不足だと思うんですよ。そんな中で、全員に支給できるシステムを考えるべきでないのか。それをどのようにしたのかお尋ねします。

次に、137ページ、子ども医療扶助費ですか。これは全部、一部ということですが、その中で、補助対象の決算額と支給件数と、それから市単独部分の決算額と支給件数についてお尋ねします。

次に、153ページの生活保護扶助費ですか。私、先ほど1回目の質問では増加しているということで質問しましたが、私の間違いで減っています。そんな中で、どの部分が減ったの

か具体的にお尋ねします。

それから、171ページですか。特定不妊治療費助成金、10万円を限度ということでございますが、これはどのぐらいかかるのか。いろいろ対象者によっても違うでしょうけれども、最高どのぐらいかかるのか。そして、旭市でこの制度を利用した結果についてどういうふう
に把握しているのか、旭市で、対象者の。

それから、195ページですか。新規就農総合支援事業補助金、この増えた理由は分かりました。その中で、29年度は6件ということでございますが、毎年このぐらいの新規就農者であった場合、旭市の農業、どういうふうになっていくのかお尋ねします。

それから、215ページ、補償金についてでございますが、先ほどの答弁で、中小企業への融資ですか。この関係で倒産した人がいたからということでございましたが、私、保証協会に加盟していれば、全額それは保証協会が補填すると思ったんですよ。そんな中で、じゃ、この一般の普通の保証協会であれば、全額補償するんじゃないですかね。

それから、じゃこの中小企業の融資の関係でございますが、今、事業ごとの各限度額、事業ごとのね。それから旭市としての市内業者への貸し付け限度額、どのぐらいあるのかお尋ねします。

それから、地籍調査事務費でございますが、これは先ほど干潟地区の関係ということでございましたが、干潟地区は既にもう10年以上前に全部告知終わらして、土地の面積も確定しているわけなんですよ。それに何で今も経費を使うのかお尋ねします。これ全て終わっていれば、この経費必要ないと思うんですよ。それをお尋ねします。

それから、231ページの道路舗装改修工事ですか。先ほど、件数、延長を聞きましたが、これは地区からの要望に対しての達成率はどのぐらいになっているのかお尋ねします。

それから、231ページ、道路新設改良事業について、これも同じく地区からの要望に対しての達成率をお尋ねします。

それから、243ページ、旭スポーツの森公園整備事業、600メートルほどやるということで、半分やったということでございますが、じゃ、この年間の利用者はどのぐらいになっているのか。昔、だいぶ少ないという話を聞いていましたので、それをお尋ねします。

それから、321ページ、キャンプ場改修工事についてでございますが、この市内、市外の人
数と利用形態ですか。これをお尋ねします。

それから、325ページ、機械器具費についてであります。これは卓球台の購入等ということ
でございますが、その中で、オリンピックの事前キャンプ地云々の中で、かなり予算を

使っているわけなんです、じゃ、オリンピックの事前キャンプですか。その現在の予測ですか。それをお尋ねします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、再質問にお答えいたします。

決算書29ページ、保健衛生費国庫補助金のうち、循環型社会形成推進交付金の額をなぜ減額補正しなかったかということに対してお答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、当事業、29年度は5か年計画の最終年度でありまして、交付金額調整のため、予算額の歳入が減額となるであろうことは見えておりました。一方、県との協議におきまして、国の予算との兼ね合いもあるが、事業実績があれば交付金の増額は可能であるということをございました。

29年度は、例年より事業申請申し込みの進捗が早く、また、事業実績も多くなることを見込めたため、より多い交付金をいただける可能性もあったため、国の交付金額が最終決定するまで歳入の減額補正は行わないこととしたものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） では、47ページの臨時財政対策債に対する再質問にお答えをいたします。

臨時財政対策債につきましては、借りなかった分も含めて発行可能額の全額を発行したと仮定して、その償還額が後年度に交付税算入されます。したがって、借りなくても損するということはありません。

以上です。

○議長（島田和雄） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから55ページ、自動車借上料についてお答えいたします。市長車と議長車のリース料が違うのはなぜかということでございますけれども、市長車と議長車につきましては、同じ条件で2台合わせて入札を行っておりまして、その結果月額15万8,760円でした。この2分の1、7万9,380円が月額で、その12か月95万2,560円、これは市長車も議長車も同じでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからの回答2件続くことになります。

まず、1点目、（4）番の57ページの弁護士等委託料につきまして、先ほどのご質問で弁護士は誰かということと、着手金について高いのではないかとといったご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、事件を委任した弁護士は、千葉市中央区に事務所を置きます古宮明弁護士でございます。弁護士費用につきましては、本来紛争の経済的価格を基準とするのが原則でございますが、本件の場合は行政訴訟でございますので、経済的価格が算定できませんので、本市における過去の事例を参考に、着手金を54万円として締結させていただいたところでございます。

続いて（6）65ページの職員研修につきまして、29年度決算額が前年比で400万円ほど減っているよと、その理由についてとその内容というご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、主な理由といたしましては、行政評価を活用した意識改革研修を29年度は業者委託しておりませんでしたので、28年度にありました委託料340万円ほどが減額となっているところでございます。

これにつきましては、行政評価を活用した意識改革研修は、平成24年度から5か年間にわたって実施してきておりますので、職員がそのノウハウを習得できたということで、職員が講師となって内部研修に切り換えたことによるものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、ページ73ページの生涯活躍のまち

事業化支援業務委託料についての再質問にお答えいたします。

生涯活躍のまち形成については、まだ成功事例が少ないこと、関心のある移住希望者などの情報が必要になることなどから、合理的かつ効率的な事業効果を見込むため、多種多様な情報収集能力やノウハウを持つ業者に委託しているものであります。

この委託料につきましては、構想の実現に向けての支援業務としておりまして、計画策定業務委託ではございませんので、現在、これから民間事業者の計画を募集しようという段階でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページの市民まちづくり活動支援事業補助金について、市はどういうまちづくりを目指しているのか、また成果についてというご質問にお答えいたします。

まず、市内の各地域には、各地域ごとの課題や行政だけでは解決できないものがあります。住みよい地域社会を築くためには、地域住民の自主的な活動が必要ですので、このような補助金を設けまして、市民団体との共同によるまちづくりを目指しております。

次に、成果につきましては、この補助事業は平成21年度から実施しておりますが、平成29年度までに32団体が市民まちづくり活動団体として登録しまして、29団体へ支援しております。このうち25団体が現在活動しております。

以上です。

（発言する人あり）

○市民生活課長（宮負賢治） 各団体が行った結果、それがどのような効果になったというところまでは把握してございません。この補助金が各地域の自主的な活動というのを指しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、93ページ、青色申告会補助金に対して行政改革で削減対象になっているかというご質問に対してお答えいたします。

この補助金につきましては、行政改革において平成26年度の事務事業評価において、その結果として経費削減の方向を出されております。それに伴い、平成27年に各地区会との協議を経て、庁舎等の見直し検討を行った結果、平成28年のところは段階的に補助額を削減して、平成31年度をもって廃止するというところで決定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、(10) から (12) についての3つについて、回答いたします。

初めに、(10) のP117の被保護者就労支援事業について、事業費が減った理由についてですけれども、これについては、生活保護受給者の中で就労可能な人で就労の支援を必要とする対象者は年々減少していることから、平成29年度は事業費を縮減して実施いたしました。

(11) の飯岡福祉センターの地域ごとの利用者数についてですけれども、これについては市民と市民以外の方で集計しております。入浴施設の利用者なんですけれども、先ほども回答しましたように、1年間で1万1,928人、そのうち市民の方は1万195人で、市外の方は1,733人となっています。

続いて、(12) 臨時福祉給付金について支給率がかなり低いということで、未支給者の方に対してどのようなことをしたかということについてお答えいたします。

これについては、申請期限が平成29年7月末でございましたので、初めは4月1日号で始まるお知らせをいたしまして、あと、5月の広報で受け付け場所の変更のお知らせをさせていただきました。それで、7月1日に、残り1月ということで最後のほうの周知をさせていただいております。

あと、それ以外のことにつきましては、市のホームページだとか、あと庁舎へのポスターの掲示だとかで市のほうでお知らせしました。また、これは国レベルの事業ですので、国でもテレビコマーシャルだとか、新聞広告だとか、ポスターとかチラシを掲示して、市民の方にお知らせのほうをしております。

全員に支給できるようなシステムはということですが、また消費税のほうの延期等があつて、また、この事業が引き続き実施されるようなことがある場合には、市のほうで防災無線とかもありますので、そういうものでの呼びかけだとか、提出されていない方への再通知などを検討して、全員に支給できるような形に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、平成29年度の子ども医療扶助費のうち、補助対象となっている医療費助成につきましては、延べ5万8,754件で、決算額は1億3,918万1,739円です。市単独分で支給している医療費助成につきましては、延べ2万8,737件、決算額は6,127万2,732円でした。合わせますと、延べ件数は8万7,491件、決算額は2億45万4,471

円となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから（15）の生活保護扶助費について回答いたします。

生活扶助費のどの部分が減ったのかというようなご質問でございました。扶助別では、大きなものとして、生活扶助費が28年度と比較しまして1,528万1,000円の減で、医療扶助費が3,604万3,000円の減であります。この2つが大きいものであります。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、私のほうから（16）171ページ、特定不妊治療助成金についての実績と、それから医療費の最高額はということに対してお答えしたいと思います。

まず、実績ですけれども、限度額10万円の助成件数が24件、限度額未満の助成件数が12件、合計36件、32組のご夫婦に対しまして303万1,000円の助成を行ったところでございます。最高額の医療費のほうについてですけれども、顕微授精の治療に対しまして、およそ82万4,000円を支払っている方がおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、（17）番、195ページの新規就農総合支援事業補助金の新規が6人で、旭市の農業はどのようになっていくと考えるかというようなご質問でございました。

この補助事業は、独立自立就農ということから、所得金額の要件がございまして、申請者が6件ということになりました。本市の新規就農者の状況でございしますが、関係機関等の情報によりますと、毎年約20名近くの方が就農している状況と聞いております。

あと、農業法人の就農し、独立する方や移住によりまして就農を希望する方が本市のほうへ相談に来ております。そういった状況の中で、後継者が減少傾向にありますが、後継者を確保するため相談会など関係機関と連携を図りまして、今後も支援に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから先ほどの保証金に関する再質問についてお答えいたします。

まず、保証協会が全額保証するものではないかということでしたが、こちらにつきましては、自治体の行う融資制度につきましては、信用保証協会の保証のもとに行われているところをごさいます、これは条例にもございしますが、こちらに基づきまして、リスク分担をして保証金を支払う旨、規定されているところをごさいます。

それから、各事業ごとの融資の限度額はということでしたが、各事業ごとに融資の限度額というのはございせん。事業は区分せずに、条例のほうに基づきまして、事業資金の運転資金が融資限度額は1,000万円、それから設備資金、こちらにつきましては2,000万円、以上でございせん。

それと、市全体の融資の限度額でございせんが、こちらは預託金を1億円用意しております。この10倍ですので10億円、これは各金融機関に分散して預託金をお支払いしています。総額は1億円でございせん。これの10倍です。ですので、総額10億円ということをごさいます。

以上でございせん。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、(19) P227の地籍調査事務費で、どうして完了しているのに計上するのかというご質問に対しましてお答えいたします。

国土調査法第21条の2において、成果の保管として、市は国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならないとなっております。このため、地籍情報管理システム等の管理費を計上して、地籍調査のこの部分の事務を行っているところをごさいます。

次に、(19)の231ページの道路舗装改修工事、これについてお答えいたします。

要望地区からの達成率かどうかというご質問でございせん。お答えいたします。要望地区からの達成率につきましては、旭地域が2.9%、海上地域が7.1%、飯岡地域が20%、干潟地域が6.3%です。

次に、同じページです。231ページ、道路新設改良工事についてお答えいたします。

要望地区からの達成率でございせん。旭地域が2.8%、海上地域が2.9%、飯岡地域が5.4%、干潟地域が2.5%、以上でございせん。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、243ページ、旭スポーツの森公園整備事業について再質問です。

園路600メートルほどを改修したとのことだが、年間の利用者はというご質問です。年間

の利用者とのご質問につきましては、一般の方が自由に利用できる公園の園路でありますので、申し訳ありませんが、具体的な数字は持っておりません。

ただ、通常の管理業務の中で、昼間にウォーキングをしている方や、夜間も10時まで園路灯がついている中、ウォーキングをしている方を多数拝見しておりますので、かなりの利用者の方はいらっしゃるというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、海上キャンプ場の利用状況でございます。昨年度、平成29年度は市内1,478名、市外1,730名でございました。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、私のほうからは（25）325ページの機械器具費についての再質問で、事前キャンプの予測との質問にお答えいたします。

東京オリンピック事前キャンプ地誘致につきましては、昨年5月に市長をはじめ卓球関係者により、ドイツを訪問し、ドイツ卓球チームに対しトップセールスを行いました。その際に、ドイツ卓球連合会長及びドイツ代表チーム監督からは、事前キャンプを実施するならば旭市で行うと口頭で回答いただきました。約束をいただきました。オリンピック事前キャンプは行ってもらえるものと思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、3回目の質問を行います。

29ページの保健衛生費国庫補助金ですが、可能性ということで補正をしなかったということですが、そんなこと言ったって、3月にやれば十分できたわけなんですよ。3月時点では結果が分かるでしょうから、やはり、なるべく歳入歳出ですか。これは合わせたほうがいいと思いますよ。

それから、47ページ、臨時財政対策債ですか。先ほど、交付税算入されるということでありましたね。ですからそうであれば、今まであんなに剰余金出さないで、臨時財政対策債を借りなかったほうがむしろよかったと思いますよ。当時は臨時財政対策債借りなかったら損だというような課長の見解だから借りたんでしょうけれども、それは私、前々から交付税算入されるだろうと話しした中で、やはり剰余金を出せば決算上格好いいかしれませんけれども、そんなものじゃないと思いますよ。

次に、57ページですか。そうしますと、この弁護士の委託料、結局この顧問弁護士に頼んでいるということなんですか。

それから、65ページですか。そうしますと、結局この職員研修ですか、減らしたということは、それだけ今までの研修、成果があって、職員が知識を得たということだと思いませんか。その中でも、じゃ、実施しなくても改善された部分はどういうふうになっているのか、それをお尋ねします。

それから、73ページですか。いずれにしても、業者に委託するのもいいですよ。しかし、実態を知っているのは職員の皆さん方なんですよ。そして、こういう優秀な職員な皆さん方いる中では、なるべく経費をかけないように、皆さんが実態に合った計画を作ってくださいと思います。

それから、85ページですか。長い間、いろいろ事業をやっている中で、なぜどういう効果が上がったのか把握できない。これでは、この補助金無駄遣いになっちゃうと思うんですよ。その辺どのように思うのか。

それから、117ページの被保護者の就労支援事業ですか。職につく人が減っているということですが、それは、この生活保護費を受けている人が高齢化しているからなのか、それとも、まだ働けるけれども働く気がないのか。それをお尋ねします。

それから、119ページですか。臨時福祉給付金、やはりこれは生活困窮者が多いわけなんですよね。そんな中で、皆さん方は自分たちの目線でやるんじゃなく、やっぱり相手の立場に立った目線で、やはりPRした中で、一人でも多く、給付金をもらえるような態勢に持っていくのが本当だと思うんですが、そういう中で、今後こういう事業ありましたら、どういうふうにしていくのか、お尋ねします。

それから、あと、171ページですか。35組の夫婦がこの対象になったということで、かかる人は80万円ぐらいかかるということですね。そんな中で、利用した人の中で実際お子さんがお生まれになったのは何人いるのか、お尋ねします。

それから、195ページですね。新規就農総合支援事業補助金ですか。旭市は、農業のまちということで自負しているわけなんですよ。しかし、やはり就労者がいなければ、これはだんだん農業が衰退しちゃうわけですよ。それで、そんな中で今の新規就農者ですか。このままいったら旭市の農業駄目になっちゃうと思うんですが、そういう中で新規就農者をどういうふうにして具体的に増やしていくのか、お尋ねします。

それから、215ページの保証金ですね。これは、中小企業の融資の関係でございますが、

中小企業者に対して、最高、旭市として10億円貸せるということですね。その中で、その融資の際の審査はどのようなふうになっているのか。そして、これが、もし融資が焦げついた場合、保証協会だけでなく市も負担があるわけなんです。ですから、そういう中で、この審査はどのようなふうになっているのか。また、今後こういう事例があった中で、どのような対応をしていくのか、お尋ねします。

それから、231ページですか。先ほどの答弁ですと、要望に対して10%大幅に、5%も下回っちゃっているわけなんです。これは、何が要因なのか。そして、今後どうしていくのか、お尋ねします。

それから、231ページ、これについても、やはりそういうことで、どういう要因なのか。予算が少ないとか、予算が少なかったら、当然予算がないからできない。その辺に対してどうしていくのか。要望に対して5%未満というのは、これは行政の怠慢だと思うんです。そういう中で、どのようなふうに関後して、要望を満たしていくのか。それをお尋ねします。

これで3回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、再々質問にお答えいたします。

決算書29ページの循環型社会形成推進交付金において、歳入予算の補正ということがございます。

確かに、ご指摘いただいたとおりと思います。今後は、国や県の情勢をしっかりと見きわめ、適正な予算管理及び事業執行に努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 47ページの臨時財政対策債の再々質問といたしますか、ご質問に対してお答えいたします。

ご質問の中で、借りないほうがよかった、損だ云々ということのお話ございましたけれども、私、前に申し上げた中では交付税と同じものだというふうに申し上げておきまして、借りないと損だということは申し上げておりませんので、そこはご理解をいただければと思います。そうした中で、28年度も少し圧縮しましたし、今回、29年度も2億5,000万円ほど圧縮したところでございます。ご指摘ありがとうございます。今後も、圧縮できるものがあれ

ば、圧縮したいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから弁護士等の委託料の関係で、事件を委任した弁護士は顧問弁護士なのかといったようなお尋ねでございました。

私ども契約しております、いわゆる顧問弁護士との契約書の中で、第5条にはなりますが、行政訴訟事件等具体的な法律事務処理を要する案件が発生した場合には、受託代理人としてその案件の処理の委任を受けるものとし、その弁護士費用については、その都度甲乙協議して決定すると、そのような大もとの契約になっておりますので、それに基づいて行っております。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、6点目の65ページ、職員研修についてということで、昨年から委託しなくなった研修というのは、私ども行政改革推進課の所管ですので、その改善、改革の結果ということでお知らせしたいと思っております。

平成28年度まで、5年間かけて事務事業評価の研修を委託で行ってまいりました。それで、その間、5年間のうちに、最初は単純な事務事業の評価から始めまして、毎年より高度化して、施策体系に基づく評価を行う行政評価等に近づけるような格好で行ってきたところでございます。

それで、28年度、委託で行いましたけれども、5回委託をかけていますけれども、毎年毎年、その研修を受ける中で、私どもの職員でできる部分というのを削っていきまして、委託料は年々削ってきた経緯がございます。

それで、昨年度、初めて評価の方法が固定したような格好になりましたので、十分職員でできるのではないかとということで、昨年、職員による説明会を開催させていただき、結果、その前年と同様に評価のほうはスムーズに行われたということで、改善が図られたものと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、73ページ生涯活躍のまち事業化支援業務委託料についてでございます。

生涯活躍のまち形成については、導入機能が多方面に及ぶことや移住の意思がある都市住

民へのニーズ調査の実施など、これら特殊性、専門性が非常に高いものとなっております。担当職員も頑張っておりますが、業務委託も必要と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、85ページ、市民まちづくり活動支援事業の補助金について、なぜ効果が把握できないのか、それをどういうふうに考えているかということにお答えいたします。

この補助制度につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、市民団体が自立して、それぞれの目的の活動を行うこと、それ自体を目指しております。この補助金の採択に当たりましては、審査会を行いまして、まちづくり推進のための必要性や重要性、それからまた継続性など、そういったものを民間の委員に入っただいて、審査を行っております。

この効果をはかるというのは、なかなか難しい部分がありますんで、今後も、この各団体が計画どおり、それぞれの団体がその事業を進めているのかをしっかりと確認していきたいと思えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 私のほうから、（10）と（12）の2つについて回答いたします。

初めに、（10）のP117、被保護者就労支援事業についてですけれども、現状については、高齢者の方が多いのか、また、働く気がない人が多いのかというような形の質問でございましたけれども、これについては、旭市では平成26年度から始めておりまして、初めの時には、だいたい被保護者の方400人ぐらいいるんですけれども、その中で就労可能な方が何十人かおりましたので、その方を対象として就労の支援をしておりまして、それから平成29年度ということで、年数がたちまして、被保護者の中で就労可能な人がだいぶ少なくなってきておるといふ状況で、そういうわけで事業費のほうも縮減しております。

ということで、働く気がないのかということですが、働けるのに働く気がない人に対しては、さまざまな形での就労支援のほうをしておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

それと、あと臨時福祉給付金について、またこのような制度が行われた場合に、未支給者の方を減らすべきだというお話なんですけれども、これについては、確かに旭市は受給率、支給率ですけれども、国の平均調べましたら85%でした。約3%ちょっと低い状況がちょっ

とあります。

これについては、やっぱり再通知だとか、また個別な案内がやっぱり必要なのかなというのを改めて感じておりますので、今後、このような制度がまた行う場合には、その辺をしっかりと検証して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） では、私から171ページ、特定不妊治療助成金についての治療を受けて出生したお子さんの数についてお答えいたしたいと思っております。

これは、旭市特定不妊治療費助成事業に関する要綱の一部というものがございまして、この要綱の一部を改正したものが28年9月でした。この28年9月以降、30年7月末までの状況ということでお答えしたいと思っております。

申請組数73組のうち、お子さんが生まれたご夫婦は16組で、出生数は17名です。これ組数と違う理由は双子さんがいらっしまったためです。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業のまち、就農者いなければ、今後このままで就農者がいなければ衰退する、今のこのままでは駄目になる、どのように増やしていくのかというご質問に対しまして、お答えさせていただきます。

平成27年の農林業センサスによりますと、販売農家は2,185戸、後継者のいる農家は1,036戸となっております。下降率は47.4%でございます。

県の「輝け！ちばの園芸」産地支援整備事業等、そういった補助金を活用しまして、魅力ある農業経営が今後も継続できるよう、総合的な支援を行いまして、後継者の確保に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、再質問についてお答えいたします。

まず、融資の審査の関係でございます。まず、融資の流れでございますが、まず、事業者のほうから取り扱い金融機関のほうに融資の相談がございます。その時に、もちろん審査がございます。その後、市の中小企業融資を使うということであれば、取り扱い金融機関のほうから次に商工会のほうに、意見書の依頼がございます。その意見書、商工会のほうは各事業者の事業内容等をよく熟知していると思っておりますので、ここで意見書をいただきます。こ

の意見書をもって市のほうに申請が上がります。

市のほうとしては、この書類等を精査した後に、信用保証協会のほうに審査依頼をいたします。この中で、また信用保証協会のほうがこれは融資ができるものかどうかというのは、また保証協会のほうでも審査いただきます。そこで、保証協会のほうで協議が整ったということで、こちらのほうに通知が来ましたら、市のほうで決定するという流れでございます。

それで、もう1つ、今後このような事例があった場合どうしていくかということでございますが、もちろん、この金融機関、それから商工会等もこちらに入ってきますが、こちらのほうでもしっかりと審査していただくということも大事かと思えます。市のほうとしても、書類等だけでなく、事業内容等よく見まして審査するのがよろしいかと思えますので、そちらのほうを今後ともしっかりと、このような保証金等が出ないように気をつけていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、道路舗装改修工事と道路新設改良事業、これは両方とも要因が同じような要因ですので、併せてお答えしたいと思いますので、よろしく願います。

まず、1つ目が……

（発言する人あり）

○建設課長（加瀬喜弘） 失礼しました。

1つ目が達成率の低い理由ですね。1つ目が、着手済みではありますが、継続事業が多く、未完了となっているということでございます。複数年工事が結構ありますということで、よろしく願いたいと思えます。

2つ目が、要望の中には実現が極めて困難なものもありますということで、要望が全て達成できるということではないということでございます。

3つ目が、新たな要望がありまして、早期に補修が必要なものが増えているというようなものがございます。そういったものがございまして、建設課といたしましても、要望された箇所につきましては、一つ一つ現場を確認しまして、緊急性や利便性を考慮しまして、限られた予算の中で着実に実行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○9番（高木 寛） 私、議案第1号の旭市一般会計決算のことについて質問します。

決算書107ページ、備考欄の学校基本調査費、これはどのような調査をなされたのか、質問いたします。

2番目に、171ページ、備考欄の赤ちゃん全戸訪問事業とは、どのようなものなのか、お尋ねいたします。

3番目に、ページ181、住宅用省エネルギー設備設置助成事業とは、どのようなものかお尋ねいたします。

以上、3点よろしくお願いいいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは（1）107ページ、学校基本調査で、どのような調査をしたのかというご質問にお答えいたします。

学校基本調査は、毎年5月1日を調査期日として、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象といたしましては、幼稚園、小・中学校、高等学校、専修学校でございます。

調査事項といたしましては、学級に関する事項、教員の数、園児、児童生徒数、不就学学齢児童生徒数等、学校施設に関する事項になります。

主な利用につきましては、教育諸問題の検討、学校の設置・廃止、教員養成計画のための基礎資料や地方交付税及び教職員の給与、補助金等の算定資料に使用されております。

以上です。

○議長（島田和雄） 健康管理課長。

○健康管理課長（木内喜久子） それでは、私のほうから（2）171ページの赤ちゃん全戸訪問事業とはどのようなものかについてお答えいたします。

赤ちゃん全戸訪問事業は、児童福祉法及び母子保健法に基づき、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言をするものです。支援の必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげ、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的としております。

訪問は保健師・助産師が行い、異常の早期発見に努め、安心して育児が出来るよう支援を

行っているものです。訪問の際は、乳児の身長・体重の計測、母乳指導、育児環境への助言や事故防止に関する指導などを行い、母親のさまざまな悩みの相談に応じています。さらに、市の保健事業や子育て支援事業についても情報提供をしております。

平成29年度の訪問件数は457件で、事業費は242万8,340円です。この事業に対しまして、国・県補助金175万円を充当しております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうから（3）181ページの住宅用省エネルギー設備設置助成事業とはどのようなものかについてお答え申し上げます。

この事業は、地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的としまして、太陽光発電設備等の住宅用省エネルギー設備を設置する市民の方に、その設置費用の一部を補助したものでございます。

平成29年度の補助対象設備は5つの設備がございますので、その種類と補助額を申し上げます。

まず1つは、10キロワット未満の太陽光発電設備で、これは1キロワット当たり2万円で限度額が10万円でございます。

2番目に、家庭用燃料電池システム、これは限度額が10万円でございます。

3番目定置用リチウムイオン蓄電システム、こちらも限度額10万円でございます。

4番目、太陽熱利用システム、こちらは限度額5万円でございます。

5番目、地中熱利用システム、こちらは限度額10万円となっております。

決算額は549万1,000円ございまして、補助金の交付件数は59件ございました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） よろしいですか。

高木寛議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

まず、決算書の361ページ、1款にございます国民健康保険税の状況について伺いたと思います。この項目、昨年も質問をいたしておりますが、大きく変わっている点がありましたので詳しく伺いたいというふうに思うんですが、たしか平成28年度の不納欠損額、これも1回調べ直しましたら、1億1,462万9,761円でありました。

それに対しまして、今回の平成29年度は2億674万4,124円と、倍近い巨額となっておりますが、直近の3か年程度で構いません。その前の状況と比較をしていただきながら、この主な要因について伺いたと思います、そのように思います。

次に、415ページ、1款の診療収入の状況について質問をいたします。補足説明によりますと、収入済額7,226万9,033円は、前年度比3.1%の増とのことでしたが、その要因となるであろう患者数の状況と、その増減の要因を伺いたと思います、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 議案第3号、国民健康保険税の状況についてということで、不納欠損額の前年度の比較に対して、倍近くの欠損額についての要因と、あと直近の3か年程度の不納欠損額を伺いたということで、申し上げます。

まず、平成27年度の国民健康保険税の不納欠損額につきましては、9,473万7,401円でした。平成28年度の不納欠損額につきましては、1億1,462万9,764円でございます。平成29年度につきましては、2億674万4,124円と倍近くなってございます。

これにつきましては、執行停止等につきましては3年時効ということになってございますので、平成27年等について財産調査及びもろもろの差し押さえ等につきまして見直しを行った結果、3年を迎え、その金額が倍増になったということでもあります。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、私のほうからは診療収入の状況ということで、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、近年の診療収入の状況でございますけれども、平成25年度は6,560万1,000円、26年度は6,872万7,000円、27年度は7,378万1,000円、28年度は7,012万6,000円、そして29年度におきましては7,226万9,000円となっております。

29年度と28年度を比較しますと、214万3,000円の増加となっております。この増の要因としましては、患者数の増加によるものと考えられます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、まず、国民健康保険税の不納欠損の状況についてでございますが、国民健康保険の改革がございました。平成30年度からは都道府県が財政の運営主体となり、国保運営を行っておるものでございますけれども、平成29年度の不納欠損が1億円弱多くなったということが深く影響しているのかなど、そのように思っておりましたので、その点について担当課の見解を求めたいと、そのように思います。

次に、診療収入の状況についてでございますけれども、患者数が増えているということは分かりました。そこで、診療日数及びトータルの診療時間ですか。それを直近3か年程度と比較していただきたいと、そのように思うのと、その時間等の周知がちょっと不足しているのではないのかなというように、僕は感じておりますので、周知の状況を併せて教えていただけたらと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林議員の再質問に対しまして、平成30年度から国保広域化に移ったということで、平成29年度の不納欠損額に対して影響があるかということでございますけれども、不納欠損額等につきましては、県の広域化のほうの算定等の要件には入っていないと私は思っておりますので、影響はないと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、診療日数と、あと時間ということに対してお答えさせていただきますと思います。

診療日数につきましては、平成27年度は191日、28年度は189日、29年度におきましても191日となっております。

診療時間でございますけれども、診療日は日曜、水曜、土曜、あと国民の祝日に関する法

律に基づく休日、あと年末年始を除きまして、診療時間は9時から零時まで、午後1時半から午後5時までとなっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 最後に、診療収入の状況についてであります。今、診療の日数だとか、時間について現状を伺いました。最後に、今現状行っている日数と時間に対する担当課の見解を伺いまして、今回の質疑を終わります。丁寧なご答弁に努めていただきまして、ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） ちょっと難しいお答えになろうかと思えますけれども、とにかくスタッフ一同、診療収入を少しでも上げたいという気持ちで頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算について質疑をします。

ページは505ページです。下水道使用料の不納欠損額について、この具体的な理由及び件数についてお尋ねします。

次に、515ページ、施設維持管理費の管渠工事について、この具体的な内容についてお尋ねします。

それから、同じく515ページの下水道改修事業の管渠工事について、具体的な内容についてお尋ねします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（島田和雄） 議案の質疑は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） ご回答いたします。

初めに、（1）505ページ、下水道使用料の不納欠損額についてでございます。

不納欠損額3万1,292円、この件数は5件でございます。5件のうち、生活困窮に係るものが3件で1万6,348円、死亡によるもの1件で3,153円、破産によるものが1件で1万1,791円、こちらの合計となっております。

次に、（2）515ページ、施設維持管理費の管渠工事についてでございます。

この管渠工事287万2,800円は、マンホール改修修繕工事1件及び舗装修繕工事1件の計2件を実施したものでございます。

マンホール改修修繕工事は、下水道マンホール破損によるがたつき及びマンホール周辺の沈下による段差を解消するために、舗装の打ち替え等を実施したものです。契約金額が274万3,200円で、マンホール3か所について改修修繕したものです。

もう1件、舗装修繕工事につきましては、水道管理設箇所を経年による沈下箇所の舗装修繕を実施したもので、契約金額は12万9,600円です。

次に、（3）515ページ、下水道改修事業の管渠工事についてです。

この管渠工事406万800円は、公共下水道へ接続するための公共ますが未設置であった土地の宅地化に伴いまして、公共ますの新設工事を実施したものです。契約件数は6件で、合計10か所に公共ますを設置いたしました。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、505ページの不納欠損の件でございますが、要因は分かりましたんですが、ただここでお尋ねしたいのは、この使用料支払いをしなかった場合、下水道などは使用料を納めなかった場合、何か月かで停止という条件がついております。そんな中で、この下水道について払わなかった場合、法律的にこれをとめることができるのか、できないのか。

それから、この使用料支払いをしなかった場合、これは個人について回る負債なのか、それとも土地につくものかをお尋ねします。

次に515ページ、これは先ほどの説明でございますとマンホールが沈下したとか、それから経年劣化とかなんとかと話ございましたが、まだこの下水道、供用開始して十数年でしょう。そんな中で、この地盤沈下ということは設計の問題であったのか。それから、なぜ経年劣化なのか。その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 初めの使用料未納の場合に法的にとめられるかというところですが、すみません、勉強不足で申し訳ありません、法的なところをちょっと調べてございませんが、物理的にはとめることができないということで、今まで使用料が未納のために下水道を流せなくしたというようなケースはございません。

それとあと、払わなかった場合、個人についていくのか、土地についていくのかというようなご質問ですけれども、これはあくまでも個人に、例えば、貸し家なんかに住んでおられまして転居なさった。転居なさる際に料金未納のまま転居なさったというときには、その転居先まで追って料金を請求するものでございます。

あと、マンホールの修繕でございますけれども、これはまだ十数年ということで新しいところなんですけれども、たしか掘削深が深いところですか、あるいは車両の交通のわだちにちょうどなってしまうというようなところに傷みが出てきてしまうのかなというふ

うなところで、交通に支障になるようなところから修繕しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと課長は法的に分からないということですが、上水道はとめられるんですよ。しかし、下水道については、これは法律的に幾ら使用料を支払いしなくたって、とめることができないんですよ。それと同時に、これは土地について回るものなんですよ。その辺十分踏まえた中でこれから勉強して、今後こういう不納欠損が出ないような対応をお願いします。

それと同時に、次の515ページですか、やはりこれだけの莫大な経費をかけて今下水道事業をやっているわけですよ。その中で、皆さん方は簡単に地盤沈下だとか経年と言いますけれども、だんだん旭市の財政も厳しくなっていく中では、それは十分念頭に入れていただきたいと思います。特に、今、下水道には年間4億円も血税をつぎ込んでいるんですよ。4億円といたら、旭市の自主財源の5%くらいになるでしょう。これが合併しないで旭市1市でやったら1割、早く言えばどぶに垂れ流ししているわけ。そうしたら、旭市の財政はできないんですよ。そういうことを踏まえて、なるべくそういう無駄金は使わないような対応を今後とも考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） 使用料の追いかかけ方は、すみません、ちょっと認識が足りなくて勉強不足でした。これからよく研究いたしまして、的確に収納できるように努めてまいります。

あと、施設のほうですけれども、確かに一般会計からの繰入金という話がございますので、今後も適正に維持管理していきたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第6号の質疑を終わります。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、539ページ、管路施設改修事業について、具体的な内容についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、平成29年度農業集落排水事業特別会計決算の（1）の539ページ、管路施設改修事業につきまして事業の内容をお答えいたします。具体的な内容ですか。

これは、江ヶ崎地区農業集落排水事業の管になりますが、県道旭笹川線歩道下に埋設してあります管の延長が760メートルございまして、その陶管を塩ビ管のほうへ改修する事業になります。

概算の事業費が1億4,700万円を予定しております。この事業は、平成28年度から平成30年度までの3か年で事業を行う予定でございます。29年度につきましては760メートルのうち、201メートルの工事を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この29年度にやった延長ですか、長さ、管渠の長さは、これは何メートルなのか。それから、メートル当たりどのぐらいかかっているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 29年度におきましては、延長201メートルを予定いたしました。メートル当たりの単価でございますが、いろいろな諸経費を含めまして、約22万円程度かかっているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） メートル20万円ということですか。分かりました。メートル20万円というのは莫大な金額ですよ、私もびっくりしました。

あとはいいです。これで質問を終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、1ページ、水道事業収益について、予算額に対し6,500万円程度増額しているが、原因は何かお尋ねします。

それから、15ページ、業務量について、人口が減少する中で給水人口も減少しています。給水件数は増加していますが、給水件数の増加の原因と水道料金がもらえない無収水量の増加についてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、（1）決算書の1ページになります水道事業収益について、営業収益が予算額に対し増額となった理由についてご回答申し上げます。

増額の主な要因は水道料金収入となります。当初予算では年間予定有収水量から算定した料金に調整率として97%を乗じた金額を予算額としております。平成29年度は、年間有収水量が5万3,746立方メートルの増となったため、また、決算では調整率の3%と、それから有収水量の増加分を合わせ、6,631万4,341円の増となっております。

また、このほかに手数料収入や他会計負担金などの増減を合わせ、1款1項営業収益の増減が6,595万1,141円の増となりました。

続きまして、（2）業務量について、これのうちの市の人口が減少し、給水人口も減少している中で給水件数が増加している要因についてお答え申し上げます。

平成29年度の給水人口は5万7,637人で、前年度より118人減少しております。これとは逆に、給水件数は2万403件で、前年度より263件増加しております。

これにつきましては、核家族化等による世帯分離から新築分譲やアパート住まいが増えていくことによるものと認識しております。

本市の世帯数においても、前年度と比較しますと、平成29年度の人口が減少している中で世帯数が増加していることと同一の状況と考えております。

また、次に、無収水量の増加についてお答えいたします。

初めに、無収水量の内容について申し上げます。無収水量は主に事業用水量、それとその他の水量、また漏水量とに分けられます。事業用水量といいますと、基準塩素濃度を保つための排泥処理、これや管工事を行った際に配水管の洗浄をするための水量、その他の水量としましては消防による消火活動、訓練等に要した水量となります。また、漏水量ですが、これは配水管等の破損により今回増加した9万441立方メートルのうちの約8万2,000立方メートルが漏水量の今年度の増加分となります。また、漏水量全体としては、約19万8,000立方メートルとなり、これを金額にしますと税込みで約940万円くらいとなります。

以上で終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） かなりの量が無料といいますか、無収水量になっているわけなんです。それで、そんな中でかなり漏水しているという話ですが、これはいつごろからそういう漏水量が多くなったのか、もし分かればお尋ねします。それで、そういう中で、その対応はどのようなふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） すみません、過去の資料は今現在手元にございませぬ。ただ、知る限りでは、過去何年かにさかのぼっても漏水量は今と同等くらい多かったのかなと。ここ二、三年のうち、それを修繕しながら量が減ってきていた。ただ、平成29年度にはまた少し増えてきたという格好で今認識しているところでございます。

ただ、漏水につきましては、今のところ調査というのはちょっと手がございませぬで、配水管が埋設されている道路から水が出たとき初めて分かるということで、その都度その都度対応していると。だいたい年間5か所から8か所くらいを対応しています。ですから、何年にもわたって漏水している場合は積もっていくことがありますので、例えば平成29年度、この決算のときのようにちょっと多目になるというときがあろうかと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、結局老朽管対策ということで水道料金を値上げしているわけですよ。しかし反面、全然その工事はしないと。相反する中でこういう問題が起こっているわけですが、そういうことを踏まえた中で、この漏水がないように老朽管対策をこれからしっかりやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今後、今年、来年で行っています長期計画に基づき、管路の更新、施設の更新について着々と進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、4ページになります。第2表、債務負担行為補正についてでございます。

四つ質問がございます。

まず、債務負担行為、この場合の意味です。生涯活躍のまち形成事業における債務負担行為、どういった意味か教えてください。

期間が平成30年度から平成32年度までということで、3年間の期間が書かれてありますけれども、3年とはその起算点が何で、終点、期限です、これが何かということ。

三つ目、5億円の財源はどこから持ってくるのかということでございます。

そして、最後、補助金5億円の支払い先はどういうふうになっているかということ。

この四つ、お願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、一つ目の質問でございました債務負担行為の意味ということでございましたが、これは今回事業主体を決めるために公募を行います、その公募を行うに当たり、募集要項に市からの補助額を明示するために、あらかじめ議会の承認を得るものとして補正予算に計上させていただくものです。

それと、期間3年間ということございました。これは、事業者が行う造成やインフラ整備ということは、平成31年度の後半から32年度に行われるということ想定しております。

30年度が入る理由は、公募するに当たり募集要項に補助額を明示するために、今回債務負担行為として設定をさせていただくということで、3年間という期間になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ご質問の順番にということですので、間で財政課のほうから財源のことについてお答えを申し上げます。

今回の債務負担行為を設定する生涯活躍のまち形成事業補助金の限度額5万円の財源でございますが、これは地域振興基金を……、失礼しました、5億円です。失礼しました。5億円の財源につきましては、地域振興基金を活用する予定でございます。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 5億円の支払い先ということでございました。生涯活躍のまちを形成する事業者が行う土地の造成及びインフラ整備に係る負担金として、整備を促進するために補助を設定しているものでございまして、これは事業者が選定された後に、その事業者より要望がありましたら、補助対象経費に対しまして5億円を上限として補助していくというものになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは、再質問いたします。

債務負担行為というのは、意味は分からないことはないんです。そのものの意味がですよ。ただ、一般的に債務負担行為といったときには、必ず今年はいらないけれども、例えば3年といった場合に、その3年の中で使っていくという。今年、これは5億円、今年度は2億円、来年1億円、次1億円というような感じで5億円を消化するという意味で、確定しない、はっきり分からないときにこれはよく使うとは思うんですけども、この質問はこの5億円全部使うという、一般予算でいう債務負担行為という解釈だったら、全部5億円使い切るといふことが多いですよ。このケースはどうですかということを知っているんです。

○議長（島田和雄） 有田議員、四つ質問しました……

○7番（有田恵子） 順番間違ってますか。

○議長（島田和雄） いえいえ、順番じゃなくて、4項目質問されましたが、それについての……

○7番（有田恵子） 四つ言っていていいですか、今。

○議長（島田和雄） 全部。再質問を4項目言ってください。

○7番（有田恵子） 了解しました。

今のそういうことです。一般予算でいう債務負担行為でいうところのものと全く同じなのかということですが、まずは。

そして、次は、ちょっとすみません、順番ぐちゃぐちゃになってしまったんですけども、補助金5億円ということで、今、課長がおっしゃったように、指定された事業者に渡ると。5億円、1社に渡る。これはちょっと考えられない金額。5億円ですよ。1社に補助金、そういうケースはありますか、今まで。宝くじ5億円とテレビでよくやっています。あれは何人参加していると思いますか。物すごい数が参加するんですよ。5億円を狙いに。これ、1社に5億円を渡すんですか。ちょっと常識で考えられない金額なので、私の頭の中で分からないものですから、初めて聞いたような話なんで、詳しくどういう経緯でこうなったのかをお示してください。

それと、先ほど3年という、何をもって起算点、出発、それで終わる、この3年。これ入札から募集と、この工事そのものが、工事というか生涯活躍のまちが形成されるのが3年以内にやっちゃうのか、この3年は水道管を入れて道を舗装したということが3年以内なのか。ちょっと回答が分からないんですけども、これは何が3年なんですか。そういうことです。

それと、地域振興基金、何かどこにあるか分からないようなお金なんですけれども、それでもこれは税金ですよ。もらうんですか、どこから。それとも、あるものですよ。この辺の地域振興基金というのが一体何なのか。素人ですから、この辺が分からないんです。分からないからお聞きしていますから、よろしくお願いします。

以上、四つ、一応入れましたので、第2回目の質問をこれで終わります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） まず、今、一つ目の5億円の使っていく期間ということで、よろしいでしょうか。これにつきましては、債務負担行為というものは、将来の支出に対してあらかじめ議会の同意を得ておくというものでありますので、実際の支出に当たってはそれぞれその年にその金額が予算化されますので、その事業の実際の計画が出てきたときに、31年度はこのぐらいで終了する予定だねとかということで、総トータル幾らの申請があつて、

そのうちの何%が31年度の支出になるかというような計算がされます。また、その残り期間で終了すれば、その32年度に残が支払われるというような形に捉えていただきたいと思います。

それで、次、その補助は1社に渡るのかということでございました。これは、提案が、1社が全てこの生涯活躍のまちの形成される事業を、1社が全てやってもいいですし、どこかが代表になってグループ形成して申請してきてもいいということになっておりますので、その1社で申請してくれば、その1社にインフラ整備の、造成とインフラ整備のものですけれども、それに対して計画された内容で精査しまして、補助申請がされるということになります。また、グループであれば、その代表企業が代表者として申請してくるという形になりますので、よろしく願います。

それと、3年はということでもう1回お聞きされましたけれども、ですから、今想定される造成、インフラとかという形で、この補助金を導入資金として使うというのは、計画が始まった最初の2年ぐらいでそういうお金が使われるということで想定しております。それで、今現在募集するに際しまして、あらかじめ議会の同意を得たいということで、債務負担行為という形で設定をさせていただきたく、今回補正予算に計上させていただきましたので、よろしく願います。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 四つ目の地域振興基金がどこにあるのかという、何なのかというご質問についてお答えいたします。

地域振興基金につきましては、せんだっての決算の説明資料の中でも少し触れたかと思えます。旭市の中で条例をもって設置している基金でございます。金額につきましては、今29億円ほど、29年度末でございます。決算書の中でも財産の調書の中で547ページにも載っているものでございます。旭市が今独自に所有している基金、財産でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今の財政課長のそれで結構ですよ、答えは。

企画政策課長のほうに、要はさっき工事が今年終わる、来年終わるという形で分けてというようなことでも、それはそれでいいんですけども、5億円を1社に渡すという感覚というのがちょっと理解ができないということを言いたいわけですけども。そしたら、1社の

中にグループを作って、例えば3社で組んで、ジョイントでやって、例えばですよ、私は何か、業者でビルなんか建てたことは、こういうことを逆の立場で提案が来た場合、何を考えるかということ考えたことはありますか。分かりますか、言っていること。反対の立場でも、こういう補助金をもらう側で参加する側のほうから何を考えるかということ考えたことというのは公務員の方、企画課の課長、考えたことはありますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） この5億円の積算につきましては、先般全員協議会において資料をお配りして説明した際、この資料の3というのをお配りしてはいますが、この中に役所側で想定している道はこんなふうな設定で、そこに水道管を入れたり下水道管を入れたりとか、そういうことを考えた場合の積算が5億4,760万円ほどの積算になっておりますということの説明しております。

それで、そこから5億円に上限として設定したものでありますので、これはあそこの水田であるという現状を造成するというのを考えた場合に、これを全て民間のほうでやってくれば、いらないと言ってくればそれはそれでオーケーなんですけれども、今の旭市の現状でやはりここら辺は市のほうで負担していかなければ、事業者のほうもなかなか来てくれないのではないかということで、これは導入のための造成にかかる経費を持つという形で補助、選定された事業者が希望した場合には補助金として交付しますよという想定でお願いしているものですので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 3回までですので。3回までですから、終わりです。

続いて、片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 議案第9号、平成30年度一般会計補正予算の議決について質問いたします。

9ページの2款1項12目15節の工事請負費の中のカメラ設置工事ですか、210万6,000円とありますが、工事内容の詳細をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

カメラ設置工事費210万6,000円の詳細ということでございます。この工事費は新たに街頭防犯カメラを市内4か所へ設置するための工事費でございます。

カメラの設置場所でございますが、これまでは市が設置した街頭カメラは駅前広場や駐輪場、金融機関の周辺など人が多く集まる場所や犯罪発生が懸念される場所を中心に設置してまいりました。

今回は、警察署との協議によりまして、犯罪防止だけではなく犯罪者の早期検挙をも目的として、逃走に利用されやすい主要道路の市境に設置する、交差点4か所に防犯カメラを設置するものでございます。

具体的な場所として、1か所目は市の北西部でございます旭市鎚木地先で、県道佐原椿海線と多古笹本線との交差点で、香取市や匝瑳市との市境になります。2か所目は市の西部でございます旭市秋田地先で、県道佐原椿海線と広域農道との交差点で、匝瑳市との市境になります。3か所目は同じく市の西部でございます旭市泉川地先でございます。4か所目は市の北東部でございます岩井地先で、県道銚子海上線と市道とが交わる通称五本松交差点で、銚子市との市境になるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございます。

この財源のほうで、この財源の内訳として一般財源ということになっていると思いますが、県の補助の制度の中に防犯カメラ等設置事業補助金があるかと思いますが、その助成金、助成制度を使わなかったのはどういったあれなのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

県補助金を使わなかった理由ということでございますが、使わなかったということではございません。いろいろと市民の声等も大きい中で、とにかく早く防犯カメラを設置してほしいという声の中で、今回取りあえず一般財源で歳出予算のほうは組ませていただいておりますが、現在県のほうにおきまして第2次の募集が8月にありまして、現在申請中でございます。その内示等がない中でありますから、一般財源、とにかく1か所当たり上限が20万円、

事業費の2分の1ということで、4か所であれば80万円ということになりますが、されど市民の税金を使うこととなりますので、なるべく有利な財源といえますか、県の補助金のほうも採用してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、4ページ、債務負担行為補正についてであります。この事業の内容につきましてはこの前の全協で説明がありましたので。ただ、この中で先ほど有田議員の質問に対する答弁で、地域振興基金を使うということです。それで、この事業については補助制度があるわけなんですよね。補助制度がある中で、これは補助金じゃなく交付税算入ということになるんですか。

そういう中で、もう一点お尋ねしますが、この事業について、道路から下水道、造成はともかく、それは全部この事業を受ける事業者ですか、これに補助金として渡すんですか。それとも道路とか下水道などは市でやるのかお尋ねします。

そんな中で、これは債務負担行為ということでございますが、似たような勘定科目に継続費があるわけなんですよね。それで、そんな中で債務負担行為と継続費がある中で、債務負担行為にするのはどういう意味合いがあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、1番目の地域振興基金を使って、この事業は交付金の対象じゃないのかということでございました。これは、造成工事等は交付金の対象にはならないというふうに認識しております。市のほうから補助をせざるを得ないということで、これを設定したいということでお願いしているものであります。

それと、2番目の債務負担行為と継続費ということで、なぜ債務負担行為を選んだのかということでございます。当年に、平成30年度の中で支出があれば予算組みをして、2年間でやりますよという形で継続という形も組めるとは思います。しかし、今回の場合は、今年度は募集して終わり、実際の工事に入るということは想定しておりませんので、今年度の支出がないということで、債務負担行為ということを選定しておりますので、よろしくお願いたします。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、もう一度。

それと、この5億円で設定している工事ですが、これはあくまでも業者のほうで計画を出して、その業者の引いたラインといいますか、この前全員協議会でお示しした図面は仮の図面というか、市でやるとこのぐらい道路が必要なんだろうなということで、そこに上下水道を引いていくというような想定をして積算しておりますのが5億円ということで上限を設定しております。これはあくまでも事業者のほうで計画を出してくる段階で、事業者のほうでレイアウトを決めるということなんで、道路づけのほうも事業者のほうで設定してきますので、その道路の延長等も変わってくると思いますので、改めてその時点で積算されて、その事業者がその造成工事、上下水道の設定を、工事をしていくということになっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それで、いずれにしましても、これは先ほど来申し上げましたように、いろんな三つの組み合わせの中でやるんですが、これは補助金なのか交付金なのか、そんな中でどのようなものがその対象になるのか、具体的に分かればお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） その事業を推進していくための経費は交付金の対象になっております。うちのほうでももらっております。そのほかにハードの面での対象となるには相当ハードルがやはり高く、いろいろな事業の省庁をまたいだような連携がなされるとか、そういう条件がございますので、なかなかハードに対して補助金をもらうというのはちょっと厳しいということで、うちのほうもそれになるように検討しているところでございますが、まだいかせん計画が確定しておりませんので、どういう形になるかは何とも言えないということでご了承願いたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市はその三つのタイプの中で申請したらそれははねられちゃったと。国はそれは認めませんよ。これではなくちゃということで決まったわけですから、そんな中では補助金か交付金か、ほとんど1億円くらいしかないわけですよ。そんな中で、ソフト事業ではある程度使えるけれども、ハード事業では全く使えないということではよろしいんですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） ハードのほうも使えるようにちょっと頑張って研究していきますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定についてでございます。

設置、第2条のところでございますが、基金として積み立てる額は予算で定める額とするについてでございます。この中の予算で定めるという意味ですけれども、これは新たに税金を用いて、税金でもって積み立てるといっていいのでしょうか。これが1点です。

次、2点目、もしそうであれば、予算で定める額という額の算定根拠は何であるか。

この2点について、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 最初に、一つ目、第2条の予算で定める額をという文言でございますが、これは基金に積み立てる場合、歳入歳出予算のほうに計上してそれで積みますよということ、そういうルールを明文化していることです。それが税が充当とかそういうことを言っているわけではございません。

これは2番目の回答と一緒にありますけれども、今回の補正予算のほうに、補正予算書の7ページでございますけれども、ちょっとご覧いただいでよろしいでしょうか。

7ページの一番下のブロックになりますけれども、15款の財産収入のところ、一つ目として600万円を道の駅の施設貸付料ということで、ここに歳入が組まれています。それと、その下に、利子及び配当金ということで、季楽里あさひの配当金ということで今年度6月決算のときに株主総会で配当金が決まりましたので、それを受けて、それで年間収入が661万5,000円ということで、これを積み立てるといっていい形で、今度は歳出のほうは9ページになります。9ページの7の企画費になりますけれども、25の積立金ということでここに道の駅整

備基金積立金ということで661万5,000円という形で歳出が組まれております。こういうような形をとるということが、先ほどの一つ目の質問にありました基金のほうに予算で定めるといふ文言がこういう形を表しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 7ページとか9ページとかおっしゃるんだけど、はっきり言って、私、全部読んでいるんです。読んだ上でこれをお聞きしているわけなんですよ。

基本的なことを言いますと、聞こえますか、だいたい家賃をもらっていないということですよ、今の段階で。家賃。10億円か12億円か建物、これは減価償却もやっていないでしょう。

今回、私、一般質問のほうで詳しくお聞きしますけれども、ちょっとここだけでとどめておきますけれども、そもそもこれは積み立てて何かするような問題じゃないと思うんですよ。そもそもですよ、このお金は、この基金で積み立ててどうかというような話を、何のために使うかというのは第4条、第5条でずっと書かれてありますけれども、でも補修費、拡張費、こういうのは普通一般企業、公会計、企業会計というのは当たり前の話なんですけれども、こういうのを説明するまでもなく、減価償却を積み立てるんですよ。そしてその中から一般的にですよ、そして積み立てて修繕費とか充てていく。

ところが、この道の駅というのは家主は市役所ですから、貸しているわけですよ、家賃も取らずにですよ。600万円還元させるとか、道の駅季楽里から還元させる600万円。600万円じゃ済まないですよ、毎月これは減価償却、計算を私したことがあるんですけども、だいたい230万円の減価償却、毎月出ます。そうすると、年間2,800万円になるんですよ、減価償却は。そうすると、それを普通企業では2,800万円が家賃に変わるわけです。修繕費とはまた別に積み立てていくという、減価償却が余ってきますから、そういうような会計になってくるんですけども、ただ600万円もらったやつを積み立てるといふ、年間600万円来たところで、12で割って50万円ですよ。50万円。あんなの50万円で済まないですよ、実際。全ての備品から何から何までみんなそろえたわけでしょう、市役所が。

そうすると、これはやり直さないといけないと思いますよ。家賃をもらうべきだと思います。基本的に。こういう積み立てなんかやめてですよ。本来普通のこと。でないと、株式会社季楽里の意味がない。今やっていることが何か、課長、言ってあげましょうか。このやっているこのやり方というのは、支店ですよ、市役所の。支店。役所の経営ですよ。じゃないでしょう。株式会社とは法人税を全部払うわけでしょう。きちっとした独立採算、これは誰が、もうぐちゃぐちゃになっているんですよ。これは整理していただきたいと思います。も

うちちょっと会計というのを。

だから、私、自分の一般質問でやりますけれども、新会計基準、これについて次回財政課長に言いますけれども、今回はこれで終わりにしますけれども、なぜそれをやるかということを考えていただきたい。こういうちょっと、はっきり言って何か八百長みたいな感じがします。こういう600万円余ったからもらった。はい、それで済む。済みます。とんでもない話よ。税金で建ててやってもうけて、そしたら季楽里はボーナスまで出す。何で私たちがこれ建てた税金で払っているやつがボーナス出さないといけない。株式会社ですよ、何で私たちがボーナスを出さないといけないというような話になっちゃうんですよ。ここら辺の会計は、こういう基金なんかもうやめていただきたい。もうきっちりと、会計計算して、もらうものはもらう。そして、会計をはっきりさせる、線引きするということをやっていただきたい。こういう曖昧なことは説得力がありません。企業を経営していない人は分かりづらいかも分からないですけれども、世の中の人、一般の市民は経営者が多いです。こんなやり方通用しませんよ。納得しませんよ。そういうことで、もうこれでいいです。

以上です。回答もありません。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについてであります
が、具体的な事故の状況について詳細にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（遠藤茂樹） それでは、お答えします。

補足説明と若干かぶるところがあるかもしれませんが、ご了承願いたいと思います。

時系列的に申し上げますと、去る平成30年7月9日、午前8時5分ごろ、保険年金課職員
が郵便物発送のために行政改革推進課所有の公用車を借り上げてまして市役所を出発いたしま
した。午前8時20分ごろ、干潟郵便局へ進入する際、干潟中方面ですか、干潟八万石方面の
坂の交差点を下って左折して、直進してくる大網白里市在住の方が運転する車両を見落とし
てしまって右折したため、衝突し、破損させてしまいました。あと、相手方にけがのないこ
とを確認した後、8時25分に警察に、また8時27分に所属の保険年金課のほうに連絡が入っ
ております。さらに、警察官到着後、状況を確認し、その後干潟郵便局駐車場に車のほうを
移動させました。

郵便物につきましては、他の保険年金課職員が受け取りまして、干潟郵便局へ発送のほう
を依頼しております。

今回の賠償額は、相手方の修理代及びレッカー代の金額と、事故の責任割合が確定したこ
とによる151万2,003円について、損害保険金として全国市有物件災害共済より支払われるも
のでございます。過失割合につきましては、9対1でございまして、市側が9の過失という
こととなります。

また、所属長としましては、本人帰庁後すぐに面談を行いまして、運転について慎重かつ
十分注意するよう申し添えたところでございます。ご心配とご迷惑をおかけいたしまして、
誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ここ近年だいぶ事故が多いようですが、その中で市はどのぐらい保険
金ですか、保険の掛金を払っているのか、もし分かればお尋ねします。

それと同時に、そういう事故金額ですか、これも分かればお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 誠に申し訳ございません。保険のほうを担当しているのが私ども行政改革推進課なんですけれども、今手元にその保険料の総金額、それから損害金の年間どのくらい出ているかということにつきましては、手元に資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○議長（島田和雄） よろしいですか。

高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第15号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第15号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決めるにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第15号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第15号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

◎日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（島田和雄） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第8号までの8議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（島田和雄） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任したいと思います。これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することになりました。

これより決算審査特別委員会委員を指名いたします。

総務常任委員会より、宮澤芳雄議員、米本弥一郎議員、遠藤保明議員。

文教福祉常任委員会より、飯嶋正利議員、高橋秀典議員、有田恵子議員。

建設経済常任委員会より、宮内保議員、林晴道議員、高木寛議員。

以上の9名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島田和雄) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(島田和雄) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第8号までの8議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、18日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時45分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長(島田和雄) 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長に宮澤芳雄議員、副委員長に飯嶋正利議員。

以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第9号から議案第14号までの6議案をお手元に配付してあります付託議案分担表のとおり所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、21日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 3時46分

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成30年9月10日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	片桐文夫	2番	平山清海
3番	遠藤保明	5番	高橋秀典
6番	米本弥一郎	7番	有田恵子
8番	宮内保	9番	高木寛
10番	飯嶋正利	11番	宮澤芳雄
12番	伊藤保	13番	島田和雄
14番	平野忠作	15番	伊藤房代
16番	向後悦世	17番	景山岩三郎
18番	木内欽市	19番	佐久間茂樹
20番	高橋利彦		

欠席議員（1名）

4番 林 晴 道

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 っ て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	松 本 尚 美
消 防 長	川 口 和 昭	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学 校 教 育 課 長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体 育 振 興 課 長	花 澤 義 広
監 査 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 義 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	池 田 勝 紀
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます

ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 米 本 弥 一 郎

○議長（島田和雄） 通告順により、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、おはようございます

島田和雄議長より発言の許可をいただきました、議席番号6番、米本弥一郎です。

今年の夏は、豪雨、台風など各地で災害が発生しました。9月6日に発生した北海道の地震では、私ごとですがおいが函館市にいるため大変心配いたしました。おいは無事でしたが、災害でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。本市においても、さらに防災力を高めなければならないと思いを新たにいたしましたところでは。

それでは、通告に従い4項目の一般質問をいたします。

1項目めは、消費増税への対応をお伺いします。

初めに、来年秋の消費増税が一般会計にどの程度の影響があるのかお伺いします。

2項目めは、公債費の管理についてお伺いします。

公債費は、現在起こした地方債の元利金を将来にわたって返済するもので、将来世代に

としては財政上の負担となるものです。本市では、新庁舎建設など大きな事業を控えており、公債費の増加が見込まれます。

1回目は、合併後の市民1人当たりの公債費の推移をお伺いします。

3項目めは、改元への対応をお伺いします。

来年5月に改元が予定されています。改元の市への影響と現在の状況をお伺いします。

4項目めは、保育所、小・中学校のエアコン設置についてお伺いします。

この夏は、大変暑く、危険な暑さ、命にかかわる暑さ、災害級の暑さという言葉も使われました。地球温暖化により今後も暑い夏が続くと予測されます。将来を担う子どもたちの命を守るために、エアコンの設置が必要と考えますが、市内の保育所、小・中学校で熱中症は発生していないのか。発生しているとすれば、発生時の状況とその後の児童・生徒の状況をお伺いします。

1回目の質問は以上です。

再質問以降は自席で行わせていただきます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、1番目と2番目のご質問にお答えいたします。

初めに、1番目の消費増税への対応において、来年秋の消費増税が一般会計にどの程度の影響があるかというご質問でございますが、ご案内のとおり、消費税法の一部改正に伴い、平成31年10月1日を適用開始日として、消費税及び地方消費税の税率が現在の8%から10%へ引き上げられることが予定されております。

これに伴う一般会計への影響について、まず支出科目の種類で捉えますと、主に物件費、維持補修費、普通建設事業費、災害復旧費、こういった科目で影響を受けると考えられます。

また、金額については、平成29年度の決算額を基に試算しましたところ、概算ではございますが、一般会計では通年ベースで約1億2,000万円程度の影響があるものと見込んでおります。

なお、改正の1年目ということになります平成31年度につきましては、10月以降の半年間が増税の対象期間でございますが、一般会計への影響につきましては、年間の影響額の単純に半分ということではないと思われれます。それというのも、予算執行におきましては、建設事業などの工事費について完了時期がどうしても年度の後半に集中するということが予想されますので、影響額は年間の半分というよりももっと大きな金額になるものと予想しております。

ます。

続きまして、2番目の公債費の管理の中で、合併後の市民1人当たりの公債費の推移というご質問でございます。恐縮ですけれども、平成18年度と平成29年度の数値に絞ってお答えをさせていただきます。

まず、平成18年度でございます。市民1人当たりの負担額は4万1,789円で、ここから交付税の算入分を差し引きますと、実質の負担額は2万2,811円となっております。なお、平成18年度の実質公債費比率につきましては、18.5%でありました。

一方、直近の平成29年度でございます。市民1人当たりの負担額は4万3,142円で、平成18年度より増えておりますが、交付税算入分を差し引きますと、実質は8,549円の負担となっております。実質公債費比率も8.5%となり、大幅に低下しております。

このように、合併後の公債費の傾向としましては、交付税算入のある有利な起債を活用してきた結果、市民1人当たりの実質的な負担額は年々減少しております。また、これに伴って、実質公債費比率についても毎年改善し、現在は健全な状態を維持しております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからは、大きな3番目、改元に伴う市への影響と現在の状況についてお答えをさせていただきます。

米本議員ご指摘のとおり、天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づく皇位の承継に伴い、来年5月1日に改元が行われることとなっております。

政府におきましては、新しい元号の公表を1か月前の4月1日を行うことを想定し、準備を進めるとの発表をされており、関係団体等におきましても円滑な移行に向けた早目の対応が求められているところでございます。

このような中で、市では、8月13日付で各課に対し改元に伴う影響等についての調査を行ったところでございます。主な影響といたしましては、情報システムの改修、例規の改正、各種申請書や証明書、契約書、委員の委嘱などの元号表記であり、その対応につきましては、各課とも調整中のところでございます。

今後は、これらの情報を全庁的に共有し、市民サービスに影響が出ることのないよう、早目の準備に努め、関係機関等と連携を図りながら対応に万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目4、保育所、小・中学校のエアコン設置について、まず最初に、保育所等の状況についてお答えいたします。

市内にあります教育・保育施設21施設ございますが、こちらにおきまして熱中症による体調不良等の事例は発生しておりません。

エアコンの設置状況につきましては、市内公立保育所13施設で園児が利用する保育室や遊戯室及び保育以外に係る事務室や調理室におきまして設置済みでございます。また、民間保育所5施設及び認定こども園3施設におきましても、保育室及び遊戯室について全て設置されております。

熱中症予防対策といたしましては、こまめな水分補給、衣服の調節、遮光対策等、園児が活動しやすい環境づくりに努めております。

また、体の抵抗力の弱い乳幼児にとって、保育室内の温度・湿度管理は、保育環境を整える上でも重要な条件の一つでございますので、エアコンを活用し、適切な温度・湿度管理を徹底し、引き続き子どもたちの健康管理に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 今年の夏は猛暑が続いており、教育委員会としましても、各学校に対し、熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるようお願いしているところでございます。

ご質問の市内小・中学校のこの夏の熱中症の発生状況でございますが、8月末までに熱中症で病院を受診したと報告を受けた件数は、小学校1件、中学校1件、合わせて2件でございます。

小学校のほうは、7月下旬に音楽部の児童が、午後3時過ぎに多目的教室での練習中に頭痛や体調不良を訴えたため、保護者引き渡しにより、病院で手当てを受けた後、帰宅し回復しております。練習の際には、休憩をとったり冷水機、水筒などでこまめに水分補給をさせたりするなど注意しておりましたが、熱中症となってしまったとのことです。発生場所にエアコンはございませんでした。

次に、中学校でございますが、屋外での発生でございます。8月上旬に午前中の水泳指導の後に、学校から下校途中に具合が悪くなり、救急搬送されております。病院で手当てを受けた後、帰宅し回復しております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、1項目めの再質問をいたします。

消費増税の制度の内容はどのようなものか、経過措置などがあるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、制度の改正の内容ということでございますが、原則として、来年、平成31年10月1日から税率が10%へ引き上げられます。これは、皆さん、ご案内のことかと思えます。

ただし、例外もございます。その代表的なものは、食料品と新聞でございます。これらのうち一定のものにつきましては、引き続き8%の軽減税率となります。

また、ご質問の中にもございました経過措置というものもございまして、8%が適用される場合がございます。その中で最も注目しておりますのが、工事請負費に関する取り扱いでございます。原則としましては、引き渡し時点の税率、つまり引き渡しが10月1日以降であれば10%の税率が適用されるのですが、一般的に工事請負契約などは引き渡しまでに日数を要するために、新税率の適用開始日の半年よりも前、具体的に言いますと、平成31年3月31日までに契約したものは、引き渡しが10月1日以降となっても、経過措置として旧税率の8%が適用されることとなっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

消費税増税分は、子育て支援などに使われることになっていきます。そのため、増税分をそのまま納めるという考え方もあろうかと思えます。一方で、市は、市民の皆さんのお金を預かっているので、節税に努めるということも必要かと思えます。経過措置を受けるために、具体的にどのような対応をするのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） ただいま米本議員のほうから節税といったようなお話がございました。

総務課からは、当面大きな事業でございます、新庁舎建設における消費増税への対応に

ついてお答えをさせていただきます。

現在、この経過措置の適用を受けるために、本体工事をはじめ、外構工事、その他工事について、年内に補正予算の議決をいただき、年明け1月に入札公告を行い、3月中に本契約の議決がいただけるように準備を進めているところでございます。

なお、この経過措置の適用を受けた場合には、約1億円の事業費縮減となるものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政課からは、庁舎以外で節税が可能なことについてお答えいたします。

それは、先ほどのお答えともちょっとかぶるかと思えますけれども、工事やその他の請負契約で来年度に予定している事業、これにつきまして発注部局と協議しまして、債務負担行為を設定する、それによりまして平成30年度中に発注するということが考えられます。これによりまして、引き渡しは仮に10月1日以降となっても、経過措置により8%の税率が適用されることとなります。

また、経過措置の適用ということではございませんが、物品の納入などにつきましては、税率引き上げ前の9月末までに納入できるよう、年度前半での執行に努める、こういったことでできるだけ経費の節減を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

一般会計以外でも同様の対応をしていただき、節税に努めていただきますようお願いいたします。

なお、基本的には業務を前倒しすることが節税につながりますので、職員の皆さんが過重労働から心身の健康を損なわないよう、十分に留意していただきたいと思っております。

続いて、2項目めの再質問をします。

地方債は、行政区域を超える住民移動があることから、いわゆる地方債便益の食い逃げや世代間の公平に配慮されていると思っておりますが、将来の公債費の見込みをお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 再質問にお答えいたします。

将来の公債費が増えるのではないかとこのことを憂慮いただいております、ありがとうございます。また、ご質問の中で、起債が世代間の負担の公平性を確保する役割があるということに言及していただきまして、ありがとうございます。

今さら申し上げるまでもございませんが、道路や公園、学校といった公共施設の整備には、多くの財源が必要となります。一方、整備した施設については、将来にわたって長い間、市民の皆様にご利用していただくこととなります。このため、建設した年の市民だけが経費を負担するのではなくて、借入金の返済という形で、次の世代の市民の皆様にも公平に負担していただくため、旭市でも多くの事業で起債を活用しているところでございます。

ところで、ご質問の将来の公債費の見込みでございますが、まず起債を活用する今後の事業について考えてみますと、大きなものとしましては、新庁舎の建設、あるいは広域ごみ処理施設の整備の負担金、こういったものが予定されるところでございます。このほかに、毎年計画的に実施していくこととなります公共施設や道路などの老朽化による維持管理、あるいは長寿命化に伴う事業、それと施設の再編に伴う事業、こういったものが今後見込まれるところでございます。

こうした見込みを踏まえまして、5年後と10年後という形で将来の負担額について試算してみました。

まず、5年後の平成35年度でございます。平成35年度につきましては、新庁舎、あるいは広域ごみ処理施設建設費の負担金、これの元金償還が影響いたしまして、市民1人当たりの負担額は4万7,700円程度でございます。ただ、ここから交付税算入分を差し引いた実質負担額については9,600円程度と見込んでいるところでございます。また、実質公債費比率も試算をしております、8.4%と見込んでおります。

次に、10年後の平成40年度ですが、市民1人当たりの負担額は4万2,900円程度、交付税算入分を差し引きました実質負担額は7,400円程度と見込んでおりまして、実質公債費比率については7.7%と見込んでおります。

このように、公債費の負担につきましては、大型の事業に係る元金の償還が始まります平成35年度からちょっと数年の間は、一時的に上昇しますが、その後は年々減少に転じるというふうに見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

将来も実質公債費比率が大きく上昇することはないとのことですが、今後、人口減少は避けられないでしょうし、歳入の増加も考えにくいことです。この中で将来世代は、現在私たちがした借金の元利金を返していくこととなります。将来の公債費を管理する指針や方針があるのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 再々質問にお答えいたします。

公債費につきましては、中・長期的な視点に立ちまして、起債を活用する事業を選びまして、適正な発行額となるよう努めているところでございます。

また、将来の公債費の負担が過大とならないよう、実質公債費比率の目標値を設定しております。これは第3次行政改革アクションプランの中で、平成33年度の目標値を10%以内と定めて、これまで運営してきたところでございます。

そして、先ほども申し上げましたが、平成29年度の実質公債費比率につきましては、8.5%となっておりまして、平成26年度にアクションプランで目標値を設定してから、ずっと10%以内を維持しているところでございます。

このように、現在あるいは近い将来も実質的な公債費の上昇は想定されませんが、次のアクションプランでも目標を設定することで、将来世代に重い負担だけが残らないように、起債の活用においては適正な発行額と事業の選択に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

今回は、将来の負担となる公債費についてお伺いしましたが、減債基金や財政調整基金など、将来世代にとって受益、プラスとなるものもありますので、これらをバランスよく将来へ送ることが必要と考えます。

4回目の質問は、基金の処分についてお伺いします。

担当の皆さんは、財政のソフトランディング、軟着陸という言葉をよくお使いになります。将来財源が不足したときには、基金を処分をして穴埋めをし、その間に行財政改革による歳出削減を進めて収支を均衡させるということだと理解いたします。

しかしながら、財政調整基金をはじめとする多額の基金があるがために、歳出削減への誘

因が働かないのではないかと危惧いたします。基金、特に財政調整基金の処分についてのルールや歯止めが事前に必要と考えますが、ご所見をお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

財政調整基金が多額なので、歳出削減が進まないのではないかとというふうにご心配をいただきまして、ありがとうございます。

議員のおっしゃるとおり、財政調整基金につきましては、平成29年度末で約94億円と非常に大きな金額となっております。こうした財政調整基金の増加というのは、旭市に限らず合併した自治体に共通して言える部分がございます。それは、合併以降も地方交付税が合併前と同じ計算方法で交付されてきた、いわゆる合併算定替があったこと。その一方では、歳出を行政改革により削減してきた、こういったことによるものでございます。

ただ、これからは事情が違ってまいります。交付税の合併算定替は、平成28年度から縮減が始まっておりまして、30年度、今年度は50%、そして平成33年度にはゼロとなってしまいます。このため、これまで財政調整基金を積み増ししてきましたが、今後は全体の収支を見通す中で、取り崩しを考える時期がそろそろ来ております。

ご質問は、処分のルール、あるいは歯止めが必要ではないかということでございますが、旭市ぐらいの財政規模におきましては、その年度の主要事業が多いか少ないかによりまして、財源として必要な額も大きく変化いたしますので、一律にその上限額のようなルールを設けるということは、少し難しい面がございます。

ただ、これまで蓄えてきた貴重な財源であります基金を将来の世代の方々にも有効に活用してもらえよう、取り崩しについては本当に必要な額を見きわめるということが大切だと理解しております。そのためには、今後も事務事業の継続的な見直しによる歳出の削減を図る、あるいは公共施設の見直しを進めることによって、健全で持続可能な財政運営に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

改元への対応の再質問をいたします。

例規の改正、情報システムの改修が必要とのことで、大きな影響が出ると思いますが、具

体的な対応をお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、具体的な対応ということで、総務課からは、条例、規則等例規への影響についてお答えをさせていただきます。

このたびの改元に伴い影響がありますのは、条例等の条文中に、経過措置等に関して、平成31年5月1日以降の日付が規定されているものでありまして、6本の条例と4本の要綱について改正を行う予定でございます。

例といたしましては、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例についてございまして、減免対象となる建替住宅等の取得時期を平成33年3月31日までと規定されております。また、東日本大震災復興交付金基金条例では、条例の執行期日を平成33年3月31日までと規定をしております。そのようなことですが、その議決を必要といたします条例の改正につきましては、一括条例により行うものとして、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 企画課のほうからは、情報システムの改修について具体的な対応はということでお答えいたします。

企画政策課が管理する全庁的な情報システムとして、住民登録や税務、福祉を扱う住民情報系システム、これと財務関係や文書管理など職員側の事務を扱う内部情報系システムがあり、この2つのシステムについては、既に今年度中に改修作業を進めることとしております。

当初予算のほうで、約695万円ほど予算を組んでおります。作業内容は、影響箇所の調査、プログラムの修正、印刷と画面表示への反映の確認でございます。

今年度中に改修を完了しておき、新元号が発表され次第、元号名をセットいたしまして運用できるようにいたします。

このほか、各課が個別に管理しております情報システムとかソフトウェアとか、専門のものがございまして、これについては必要があれば企画政策課のほうでも相談してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

既に、今年度中に予算を確保して改修作業を進めているとのこと、職員の皆さんの働きを大変心強く思います。

改元を機に窓口の申請書なども見直すことになろうかと思えます。文字の書体、大きさ、太さ、間隔、さらに記入欄には枠を設けるか罫線とするかなど、ご検討いただき、超高齢社会、ユニバーサル社会に対応した見やすく書きやすい文書にしていだけないかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

改元を機に窓口等の申請書を見やすく、超高齢化社会、ユニバーサル社会に対応したといったようなご質問に対してお答えをさせていただきます。

市役所では、高齢者の方や体の不自由な方など、さまざまな方が利用になられます。そのような中で、市の窓口担当課等におきましては、誰もが利用しやすい窓口を目指し、常に申請書等の記載方法の改善にも努めているところでございます。

今回の改元につきましても、一つの機会と捉え、各種申請書の見直しなども含め検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

それでは、4項目めの再質問をいたします。

2人とも回復したということで安心いたしました。これは、学校の指導、消防の救急搬送体制、国保旭中央病院の救急外来体制が重篤化を防いだものと感謝を申し上げます。

ところで、執行部の皆さんは、事業の実施に当たっては、国・県、近隣の動向を注視してという答弁をされます。このことは、行政の無謬性を担保する先進事例に学ぶという意味で必要なことと考えます。そこでお伺いします。

国の動向、近隣のエアコンの設置状況をお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、子育て支援課から、先に、近隣市の保育施設のエアコンの設置状況についてお答えいたします。

銚子市公立4施設、匝瑳市公立4施設と民間が8施設及び香取市が公立12施設、こちらの保育施設において保育室での設置は全室完備されておりましたので、報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から小・中学校のエアコン設置について回答いたします。

まず、国の動向から申し上げます。平成30年4月、学校環境衛生基準が改正され、10℃以上30℃以下とされていた教室の望ましい温度が、17℃以上28℃以下と変わりました。

また、この夏の暑さを受け、菅官房長官が記者会見で「来年のこの時期に間に合うよう政府として責任を持って対応したい」との発言がありました。その発言の後になりますが、例年では新規の追加要望については認められませんでした。文部科学省より、平成31年度の補助事業として、エアコン設置についての追加要望調査がありました。ただし、補助率の引き上げや制度の変更については、今のところ何も示されておられません。

旭市内小・中学校の普通教室においては、暑さ対策として平成24年度に全ての普通教室に扇風機を設置しておりますが、エアコンにつきましては、多額の費用もかかることから、現在一部を除いて設置されておられません。

次に、近隣の状況につきましては、千葉県が過日発表しました平成29年度4月1日時点での普通教室の空調設置率によりますと、旭市が1.7%、香取市が100%、銚子市が2.7%、匝瑳市が2.2%とのことでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 近隣の状況をお伺いして愕然といたしました。子育て支援に力を入れている旭市ですから、エアコンの設置率も高いものと思っておりました。おのれの不明を恥じると申し上げ、これを機にエアコンの設置を強く市長に要望いたします。

その前に、ない袖は振れないといいますので、財政課長に合併後の財政状況をどのように見ているのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

合併後の財政状況ということでございますが、現在の旭市は、財政調整基金の積立額が増

えるとともに、財政の健全性を図る数値も改善しておりまして、非常に健全な財政状況にあると言えます。これは、合併以降、歳入が安定的に確保されてきたこと、その一方で、歳出は定員適正化計画の着実な実行によって人件費の削減、事務事業の継続的な見直しなどによる削減を進めてきたこと、さらには交付税算入のある有利な起債を活用してきたこと、こうした取り組みの結果が、財政調整基金の増加と財政の健全性を示す数値の改善として表れている、このように理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございます。

あとは、市長のご英断をまつばかりです。市長のお考えをお伺いして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、米本議員からエアコンの設置について、ぜひやってほしいというようなお話でありました。財政とほかの近隣と色々なことの回答をさせていただきました。確かに、今年は、本当に例外といいましょうか、非常に猛暑という夏でありましたし、私も7月に古城小学校の学校訪問をいたしました。そしてまた、この教室に入ってみて、子どもたちにもその状況を聞いたところでもありますけれども、子どもたちは結構強いなど、そんなような感じで、暑くないのかと私が聞きましたら、そんなにも暑くないですというような回答がありました。

しかしながら、全国的に猛暑の中、エアコンの設置は各自治体、団体ともやっているわけでありまして、そういったことも含め、そしてまた、これまで何の施策もしていなかったということではなく、平成24年にこの議論は、エアコンの設置の議論は議会でもかなり前からいろいろ議論されておりまして、エアコンを設置する前に耐震化や非構造部材の整備、そういったものもやらなければならない、そんな状況がありまして、取りあえずは扇風機を各教室に入れようというようなことの中で、扇風機の設置をしたわけでありまして、今年は本当に猛暑が続いたわけでありまして、熱中症が発生したらと、そんなような心配はいろいろと全庁的に考えていたところでもあります。財政のほうもゆとりがあるというようなことの中で、ぜひ今年状況を踏まえまして、設置に向けて2か年計画というようなことの中で準備を進めていきたい。

ただ、いろいろ設置に向けては課題もあろうかと思えます。国が補助事業の対象にしてくれるのかどうかという部分もありますし、恐らく小学校、中学校全部入れると十数億円という大金がかかるわけでありまして、これが今の自治体の状況の中で、旭市の状況の中でやれるのかどうかという部分、課題もいろいろあると思えますけれども、2か年計画で小・中学校全ての教室にエアコンの設置を進めていきたい、考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（島田和雄） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願ひます。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。大きく分けて6点の質問を行います。

大きな1点目は、市バスについてであります。その目的と利用状況についてお尋ねします。

現在、2台のバスを所有していますが、その29年度の総経費、これについては1台3,000万円のバスを20年使用するとしたら、1年の減価償却は150万円で、2台だと年間300万円となりますので、それに平成29年度のバスにかかわる決算額、そして、このバスを所有している目的についてお尋ねします。

そして、2台の合計の運行可能日、その稼働日数と稼働率、そして学校などそれぞれの稼働日数とそれらの比率、また使用日が重なる場合、市では補助金で対応しているのか、それとも各団体の実費なのか、補助金の名称と件数、金額についてお尋ねします。また、実費の場合の件数と概算額についてお尋ねをします。

次は、契約についてであります。市バスの委託業務契約の委託金額と契約書の総則第1条第6号から11号の内容についてお尋ねをします。

次に、大きな2点目は学校問題についてであります。まず、1として、学校あり方検討委員会の提言についてであります。何を目的に委員会を設置したのか、また提言の内容についてお伺ひします。

2番目は、小・中学校のエアコンの設置についてであります。私、視点を変えて質問しますが、今年の夏は、猛暑で、全国で熱中症にかかり亡くなった方や入院した方が多数いると報道されました。そういう中で、先ほど、このエアコンの県内、それから近隣の設置状況

につきましては答弁されましたが、原稿が作ってあれば、再度、もう一度これについてお尋ねしたいと思います。

そんな中で、本市でも一部エアコンをつけてあるという答弁でしたが、それはどこなのかお尋ねします。

3点目は、危険な塀の関係でございますが、新聞やテレビ報道によると、学校のブロック塀が倒壊し、小学生が亡くなったと聞いています。本市では、教育施設でそのような塀が何か所あるのかお尋ねします。また、通学路の中でそのような塀があるのかも併せてお尋ねします。

4点目は、全国の学力・学習状況調査であります。県平均と比較して本市はどのようになっているのか。また、前回と比較してどのようになっているのかお尋ねします。それと、県内での順位、また今回のこの結果についてお尋ねします。

大きな3点目は、新庁舎建設に伴う職員駐車場についてであります。新庁舎も平成32年度中に完成し、平成33年度からは新しい庁舎で業務が開始されます。快適な環境で市民のための行政運営ができると思われ。そういう中で、職員の駐車場をどのように考えているのかお伺いします。

大きな4点目の企業誘致についてであります。その1として、工業団地の分譲も終了し、大規模な製造業の企業誘致は非常に難しいと考えます。市長の掲げた雇用の場の確保のための取り組みについて、企業誘致の取り組みを前年度と今年度、どのように行っているのかお伺いします。

2つ目として、企業誘致のための旭市のセールスポイントについてお尋ねいたします。

また、製造業などの施策から観光施設サービス業に対する優遇措置をどのように考えているのかお尋ねします。

大きな5点目は、決算の状況についてであります。平成29年度決算での実質収支は7億6,570万円、平成28年度に比較して大幅に減少しました。この半分以下になったのは、財政状況が非常に厳しくなったのか、また、平成30年度当初予算の繰越金は5億円あります。実質収支の2分の1を積み立てると約3億8,000万円程度の繰越金となりますが、歳入欠陥になり、非常に財政状況が厳しくなったのではないのかお尋ねします。

次に、2点目は、下水道特別会計であります。平成29年度も一般会計から3億9,000万円もの多額の繰出金を受け入れています。わずか1,800戸弱の接続世帯で、1世帯当たり22万円もの税金を投入している状況です。今年度の決算内容を踏まえ、どのように経営改革を

行っていくのかお尋ねします。

大きな6点目は、災害時の対応についてであります。本年度、西日本地域では大雨等による災害が発生しました。また、今月の6日には北海道で大きな地震があり、現在もお行方不明の方が多数おられます。災害に見舞われ、亡くなられた方々には、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。また、一日でも早い復旧・復興を願うものです。

そこで、災害はいつ起こるか分かりません。このような西日本地域での災害や先般の北海道での地震での救急車の出動はどのようになっているのか、また本市の救急体制はどのようになっているのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わり、あとは自席で行いますが、単純明快な答弁と議事録は未来永劫に残るということを念頭をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 私からは、市バスについてお答えいたします。

まず、（1）の目的と利用状況についてというご質問です。

その中でも、まず29年度の経費ですけれども、今回の議案の第1号の決算の日程の中にあります決算書の89ページに、市バスの運営事業が記載されております。これは2台合わせての経費ですけれども、992万828円です。内訳の中には、車検等の経費、それから車の保険、それから運転の委託料、委託料分が中でも大きいものです。これが2台で565万7,178円かかっております。

続きまして、所有している目的です。目的につきましましては、市が主催する式典や行事に市民を送迎するほか、学校や市の関係団体が実施する行事、大会等に参加するために使用することなどを目的としております。

続きまして、稼働日数と稼働率です。平成29年度の状況ですけれども、まず1号車について申し上げます。運行可能日が355日、稼働日が231日、合計しますと2台合計で運行可能日が711日で、稼働日が405日、稼働率が57%となっております。

それから、その利用の状況、団体ごとなんですけれども、まず、29年度、学校関係での使用が248件、それから教育委員会での使用です。この教育委員会の使用というのは、公民館活動、それから文化クラブ、しおさいマラソンとか卓球大会、そういったものの使用となります。これが95件です。それから市のイベントや行事、それから視察等の使用が58件、そ

の他のそれ以外の団体の使用が20件です。合計しますと、2台合わせて421件となっております。

(発言する人あり)

○市民生活課長(宮負賢治) それでは、ただいま申し上げました利用件数全体421件について比率を申し上げます。まず学校です、58.9%、教育委員会関係が22.6%、市の関係が13.8%、その他が4.7%となっております。

それから、補助対象ということでございますけれども、特に市民生活課のほうでの補助制度というのはございません。ただ、小・中学校のほうにおきましては、バスが空いていないということで、民間のバスをチャーターしているという状況があるということで、それにつきましては、昨年度におきましては100台ほどあったというようなことを伺っております。

以上です。

(発言する人あり)

○市民生活課長(宮負賢治) それでは、この補助対象の関係は担当する課の課長にお願いすることとしまして、私のほう、(2)の契約に申し上げます。

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) ただいまの答弁漏れがあったようでございますので、それでは担当課の課長、答弁をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) それでは、学校教育課のほうから、実費の件数、概算額というところでお答えしたいと思います。

学校教育課のほうで市バスの使用要綱に適合するんだけど、いろいろな日程の都合等で使用できず、民間バスを使用した件数、ただいま100台という答弁がございましたけれども、費用にいたしますと約700万円でございます。

以上です。

○議長(島田和雄) 補助金についての答弁は、生涯学習課長。

○生涯学習課長(高安一範) 生涯学習課でございますけれども、子ども会がバスを使うときに、子ども会の経費の中で出しております。もちろん、その子ども会に対しては補助金は出してございますけれども、直接は出ておりません。ちなみに子ども会では、1台当たり3万円の補助をしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 市バスの補助金に適合するかどうかは分かりませんが、バスの借り上げ料というようなお金がありまして、そこでバスを使ってもよいということにはなっております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） では、学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 200万円、8件というのは、競技会の参加補助ということで8件と200万円を出してございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど、米本議員の質問に対しまして答弁をした中で、古城小学校へ学校訪問した際に、暑くなかったというような話を、生徒がそういう話をしていたということをお返事いたしましたけれども、実質的には干潟小学校でありまして、古城小学校は冬に訪問しまして、干潟小学校の生徒がそういったようなことを言っていたということでもありますので、ご了解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） それでは、1の市バスについての（2）契約について、委託金額と契約の条項に関することにつきましてお答えいたします。

まず、委託金額の関係ですけれども、市バス2台の運行につきましては、民間の業者へ委

託をしております。運行業務と整備管理業務委託ということで委託をしておりまして、1台1日当たり1万3,938円という単価契約をしております。

それから、契約の約款の中にあります総則の内容ということですが、第1条は、総則ということで、発注者及び受注者は、この契約書に基づき、業務委託仕様書に従って、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならないというふうなことで、基本的なことが定められております。

その6項ですが、この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

それで、7項では、契約書に定める金額、支払い、そういったものの通貨は日本円とする。

8項では、発注者と受注者との間で用いる計量単位は、計量法に定めるものとする。

それから、第9項では、期間の定めについては、民法の定めによる。

(発言する人あり)

○市民生活課長（宮負賢治） 今、6から申し上げたところですが、まず6項では、言語は日本語とする、7項では、通貨は日本円、8項では、計量単位は計量法、9項では、期間の定めは民法、それから契約は、日本国の法令に準拠するもの、11項では、裁判の関係ですが、日本国の裁判所をもって行くと、そういったことが記載されております。

以上です。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） それでは、2の（1）あり方検討委員会の提言についてというところの目的でございます。

近年、全国的な少子化が進み、児童・生徒の減少に伴う学級数の減少から、学校の小規模化が広がりつつあり、旭市においても、同様に、学校の小規模化に対して真摯に向き合う時期にきている。このようなことから、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に考え、各学校の規模や地理的条件、また地域とのかかわりや地域コミュニティの活性化などの幅広い見地から、子どもたちにとって、より充実した教育環境が提供できるようにするため、平成28年7月に設置いたしました。

次に、提言の内容でございます。

まず、適正規模について。小学校においては、多様な考え方を持つ児童が出会い、その中で社会性、協調性を培い、お互いに学び、ふれあい、切磋琢磨しながら人間関係を形成していくことが重要であるため、クラス替えが可能な12から18学級、1学年2から3学級を望ま

しい適正規模とする。

中学校においては、小学校と同様、さまざまな人間関係に配慮した学級編制や教育指導の充実を図るためのバランスのとれた教員配置が可能であり、部活動や学校行事においても切磋琢磨する環境をつくることのできる12学級から18学級、1学年4から6学級を望ましい適正規模とする。

次に、適正配置についてでございます。

現在の旭市において望ましい適正規模となっている学校は、小学校においては15校中1校、中学校においては存在していません。このため、小・中学校ともに望ましい適正規模である12から18学級の学校を念頭に置いた適正配置を検討していくものとする。ただし、単に現在の学校の規模だけでなく、学校を取り巻くさまざまな現状や児童・生徒数のより詳細な将来予測等を踏まえ、将来に向けて学校の良好な教育環境を維持していくという長期的な視点に立ち、学校の望ましい適正規模を安定的に維持できるようにすることを念頭に置く必要があるということになってございます。

最後に、今後の適正規模・適正配置の検討を進めるに当たってという記述もでございます。現在、旭市においては、小学校での複式学級及び中学校での単学級は存在しない。しかし、今後、適正規模・適正配置の検討時期を見きわめるためには、早期に中・長期的な児童・生徒数の詳細な将来予測の調査と、学校施設の老朽化に伴う改修や建て替え時期などの把握に努め、総合的に判断しながら進めていくことが必要である。

また、検討に当たっては、児童・生徒や保護者、地域等の方々からの期待に応えられるようなより魅力的な学校とするよう努めることや、適正配置による児童・生徒、学校運営等への影響もできるだけ少なくするよう、さまざまな配慮が必要である。例えば、通学距離が延びることで、児童・生徒の学校生活における学習意欲やさまざまな活動に影響を与えないよう、通学時の安全確保や通学時間の短縮などを考慮したスクールバス等の配慮が必要である。

そして、最も大切なことは、保護者や地域住民等との協議の場を設け、学校の適正規模・適正配置の必要性について丁寧な説明を行い、十分に理解を得られるよう努めることであるというところで、こちらが提言の内容となっております。

次に、(2) エアコンについて回答いたします。

近隣の状況をもう一度説明ということでございました。小学校のエアコンの設置について回答いたします。

先ほど質問がございました米本議員の回答と重複してしまいましたが、千葉県が過日発表し

た平成29年4月1日時点での普通教室の空調設置率によりますと、旭市が1.7%、香取市が100%、銚子市が2.7%、匝瑳市が2.2%、そして県平均では44.5%とのことでした。

続きまして、エアコンの設置してあるところはどこかということでもございました。

まず、普通教室でエアコンがついている教室は、特別支援教室で4教室ございます。普通教室以外といたしましては、基本的には、校長室、職員室、保健室、PC室等が設置してある部屋でございます。

次に、学校の危険な塀等というところでもございまして、危険な塀がどのくらいあるかというご質問でもございました。

市内の小・中学校のブロック塀について調査を行いまして、現行基準で不適格なブロック塀は、プール施設では9校、小学校8、中学校1、敷地を囲う塀としては3校、小学校2、中学校1、児童がボールをぶつける投てき板が3校、小学校3ございました。

なお、敷地を囲う塀や投てき板については、現在改修を進めております。プール施設につきましては、現時点で立ち入りをしないよう措置済みであり、今年度中には改修を完了させる予定で、本定例会において補正予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、通学路における個人が施工する危険と思われるブロック塀はあるかのご質問について、把握状況についてお答えをします。

まず、児童・生徒の通学路等の状況調査については、毎年、市内の小学校5校ずつを保護者や学校、関係機関と合同の安全点検を実施しております。合同点検を実施していない学校についても、各小学校が中心となり、地域の方々と協力して安全点検を実施しているところではあります。

通学路における危険と思われるブロック塀について、各学校を通じ報告があった件数で申し上げますと、傾きやひび割れにより危険と思われる箇所は、現在のところ4か所でございますが、引き続き把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、学校教育課から（4）全国学力・学習状況調査についてということで、まず県平均との結果はとのご質問についてお答えします。

ご存じのように、この調査は、義務教育の機会均等と維持向上の観点から、児童・生徒の学力と学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として、平成19年度より実施されているものでございます。

この調査といたしまして、国語と算数・数学並びに3年ごとに実施される理科の3教科において、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題によって構成されています。小学校6年生及び中学校3年生を対象に、今年4月17日に実施され、7月31日に国と都道府県ごと等の結果が公表されたところでございます。

ご質問の県との比較というところでございますけれども、平成29年度より序列化や過度な競争を防ぐため、県・市の平均正答率は整数値での公表となりましたので、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは、各教科に関する調査結果で、平均正答率についてご回答いたします。

小学校については、国語A、県70%、旭市69%、国語B、県53%、旭市53%、算数A、県62%、旭市62%、算数B、県51%、旭市48%、理科、これはA、B一括したものでございます。県61%、旭市60%となり、3教科の平均正答率は、県が約59.4%、旭市約58.4%でございます。参考値ではありますが、小学校は県と比較すると約マイナス1.0ポイントとなっております。

続いて、中学校でございますが、国語A、県76%、旭市74%、国語B、県61%、旭市60%、数学A、県64%、旭市62%、数学B、県46%、旭市43%、理科、県65%、旭市64%となり、3教科の平均正答率は、県が約62.4%、旭市は約60.6%でございます。小学校と同様に参考値ではありますが、県と比べると約マイナス1.8ポイントとなっております。

また、本市の調査結果を昨年度と比較しますと、参考値ではありますが、小学校の平均正答率は、県と約0.7ポイントと、それぞれわずかに差は広がる結果となりました。中学校においては、平均正答率は、県とは約1.9ポイントと、それぞれ逆に差が縮まる結果となりました。

続きまして、前回との比較とのご質問ですがけれども、今回と前回について千葉県順位をお答えします。平成30年度の3教科の平均正答率では、千葉県、小学校が32位、中学校は31位でした。平成29年度の2教科の平均正答率では、小学校が29位、中学校が37位でした。

続いて、県内の順位ということでございますけれども、国のほうから平成30年度の実施要領において、調査結果の公表に関しては、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争は生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

また、平均正答数や平均正答率との数値について、一覧での公表やそれらの数値により、

順位を付した公表等を行わないということになっておりますので、学校現場や関係者等の意見を踏まえ、本市においては、市内各小・中学校の結果の公表は行ってはおりません。

最後に、考察ということでございますが、分析と活用というところでお答えをしたいと思います。

本調査は、教科に関する調査と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の2つからなっております。

まず、教科に関する調査結果については、主として知識に関するA問題と主として活用に関するB問題の設問ごとに課題を分析し、市全体の傾向をまとめるとともに、授業改善に向けたポイントを学校訪問や各種研修会において指導してまいりたいと考えております。

また、児童・生徒の基礎学力の向上を図るため、学校支援の充実を目指し、今後も関係課と連携協議の上、教諭補助員やALT等、個に応じた指導支援の充実に努めていきたいと考えております。

次に、生活習慣や学習環境等に関する調査結果については、学力向上、学習習慣の確立については家庭での過ごし方も大切であることから、家庭学習の進め方に関するパンフレット等を作成し、市内小・中学校の保護者に配布しているところでございます。今年度は、子どもの実態に寄り添った内容を提示できるよう、小中別に作成し配布予定となっております。

学校教育課からは以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうからは、大きな3番、市の庁舎建設に伴う職員駐車場ということで、本庁舎移設後の職員の駐車場確保をどう考えているんだというご質問に対して、答弁をさせていただきます。

これまでも説明してきましたが、新庁舎建設に当たっては、来客用と公用車の駐車場のスペースは確保する予定でございますが、職員駐車場は計画をしておりません。

当面、現在使用しております駐車場を引き続き利用することを予定しておりますが、新庁舎完成に伴う行政機能の集約により空くこととなります第二庁舎、現在の環境課と都市整備課入っておりますが、その第二庁舎は耐震性をクリアしていないため、取り壊しの上、駐車場への代替を予定しております。

また、周辺施設では浄化機能を終えました東町都市下水浄化施設が駐車場への代替として見込まれております。

その他、現在の本庁舎の敷地も当分の間、駐車場としての暫定利用することも可能かと考

えております。

また、近接いたします東総広域市町村圏事務組合の建物は、老朽化が著しく、近い将来において旭市の空き庁舎への移転等について、内部で検討していると伺っているところでございます。検討が進む中で、建物の敷地は旭市の市有地であることから、返還いただいた上で駐車場としての利用が考えられるところでございます。

市といたしましては、これらの市有地を60年、70年先まで見据えた長期的な視点に立って、職員の駐車場確保をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから、企業誘致について、まず前年度と今年度の取り組みについてということで申し上げます。

まず、昨年度の企業誘致についての取り組みでございますが、既に議員ご承知のとおり、鎌数、それから干潟、さくら台の両工業団地は、既に売却が終了しているところでございます。このため、私どものほうでは、県主催によります企業誘致の関連イベント等に積極的に参加しまして、空き物件等の情報提供、また情報の収集等を行っているところでございます。

また、本市への進出に意欲のある企業に対しまして、優遇措置等の情報提供を市のホームページで行っているところでございます。

また、今年度の取り組みにつきましては、昨年度と同様に県を經由しての情報提供と企業誘致関連のイベント等への積極的な参加、さらに金融機関との連携を図りながら、企業誘致を推進していきたいと考えているところでございます。

続いて、2番目でございます。企業誘致のための優遇施策ということで、まず市のセールスポイントということでございますが、現行の企業誘致条例の関係についてご説明いたします。

旭市の企業誘致における優遇施策につきましては、旭市企業誘致条例に基づき、対象となる土地、建物、償却資産に係る固定資産税の課税免除でございます。これは、新設また増設する場合も適用されております。対象となる業種につきましては、市内全域につきましては製造業のみということでございますが、一部の工業団地におきましては、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、また研究所も対象となっております。

また、このほか課税免除以外では、工業団地に限りませんが排水処理施設の助成措置、また緑化事業を行った場合の助成措置がございます。

それと、製造業から観光サービス業に対する施策ということですが、現在の企業誘致条例につきましては、主に製造業が主となっております。

なかなか工業団地等もいっぱいになって厳しいということですので、先ほどの対象業種を幅広く今後は見直すことで、産業の振興または企業誘致につながればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな5番、財政の状況についてのうち、（1）一般会計についてのご質問にお答えをいたします。内容は2点あったかと思えます。

まず、一つ目としまして、平成29年度の決算で実質収支が減ったことについてのご質問でございます。ご質問にもありましたとおり、29年度の一般会計の実質収支額は7億6,580万7,000円となっております。前年度より大きく減っております。この主な要因は、臨時財政対策債の発行を決算見込みを見る中で可能な限り抑制したことが理由でございます。決して財政状況が悪くなったからということではございません。

もう一つ質問で、実質収支の中の2分の1は積み立てをするから、そうすると30年度の予算5億円を組んでいることが歳入欠陥を起こすのではないかというご質問がございました。2分の1の積み立てにつきましては、確かに地方財政法の中で定められておまして、時期については翌々年度までというふうに地方財政法の中で定められております。したがって、今年度、この後の財政状況、収支見込みを見ていく、あるいは来年も踏まえる中で、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 下水道課長。

○下水道課長（高野和彦） （2）下水道事業特別会計について、回答いたします。

下水道事業につきましては、面整備を休止いたしまして、予算規模は縮小しておりますが、起債償還のための公債費が増加しており、予算全体での減額は限られ、一般会計からの繰入金に依存している状況にあります。

平成29年度決算の一般会計繰入金は3億9,400万円で、下水道事業特別会計歳入の約64%となっております。この繰入金のうち約2億9,100万円は総務省の定める基準内繰り出しであり、交付税算入されております。

この繰入金の削減を図るため、国道126号沿いの未整備区間を整備することによる収支を

試算いたしました。区域は、東側が大正道路から警察署入り口まで約600メートル、西側は市役所北側から約550メートルです。

試算の結果は、東側は仁玉川を横断するため深く掘削しなければならず、ポンプ施設も必要となるなど多額の工事費が必要となり、処理施設の維持管理費、供用開始区域での接続率を加味した使用料収入を比較いたしますと、大きな増収は見込めず大幅な改善にはつながらないものと判断いたしました。今後も使用料収入を増額して繰入金を削減できるよう、区域内の水洗化率向上のため普及促進を継続し、また施設を適切に維持管理して歳出を抑えられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、6、災害時の対応についての中で、救急出動関係、現状の救急対応状況と体制などについてご回答いたします。

現状の救急対応につきましてではありますが、旭市消防本部の救急車は、消防署、3分署に各1台、合計4台を運用し、救急業務を行っております。

救急要請のあったときの対応についてですが、車両の出動順位は、ちば消防共同指令センターにおいて救急車の位置情報を常に把握しており、救急現場に一番近い救急車が選定され、救急事案に対応しております。

一例としましては、旭市内で病院引き上げ途上の救急車が要請のあった救急現場に一番近い場合は、その車両が出動することとなります。

なお、旭市内の救急車が全て出動してしまい、残りがゼロ隊となった場合は、千葉県広域消防総合応援協定に基づきまして、隣接する消防本部の管内から救急現場に一番近い救急隊が選定され出動します。このとき、同時に旭市からは、救急現場に一番近い消防車両が出動して、隣接する消防本部の救急車が到着するまでの間、救急支援として隊員が応急処置を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問をします。

まず、市バスでございますが、稼働率が5割台ということでございます。その少ない要因についてお尋ねします。そういう中で、このような状況では、バスを持っている意味がないと思うんですが、そのためには、むしろ補助金で対応したほうが効率的、また公平性が保た

れるのではないかと思いますので、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） まず、市バスの利用の少ない要因はということでございますけれども、年間の市バスの利用状況を見ますと、冬場の1月から4月が非常に利用率が低いと、そういうような状況がありまして、年間を平均しますと、先ほど申し上げたように57%になっているというような状況がございます。

それから、バスの補助という、持っている意味がないということで、補助のほうがいいんではないかというようなことでございますけれども、市といたしましては、バスを購入して20年程度使用するという中で、これを全部民間に委託して、その分を補助するというものを比較してみますと、市で購入して持っていたほうが安いというようなことで、購入したバスを皆さんに利用していただいたほうが、費用対効果の面では有利になるのかなと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 持っていたほうが安いと言いますが、バスを持っていたって運転手もいないわけですよ。そんな中で、じゃ、運行可能日数からしたら、今の利用状況を見たら、補助でも何でも変わらないわけですよ。そんな中で、あと対応できない分を補助金だの、それから自己負担でやっているでしょう。先ほども教育課長から答弁ありましたが、学校での部活関係で年間100台、概算額で約700万円も父兄が負担している状況なんですよ。そういう中で、父兄の負担を軽減させるためにも補助金での対応はできないのか。また、そのような検討をしたのか。これは、むしろ市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません。検討という部分ですけれども、平成29年度におきましては、2号車を買替えるということで、既に進んできておりまして、現在、バスを組み立てているというような状況でありまして、特に本年度におきましては、そういったことで補助金の検討というのはしておりませんが、先ほど申し上げましたように、市バス購入のほう有利になるというような考えを持っております。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） いろいろと精査しなければならない部分、それは庁内で検討させてもらっているわけでありまして、市で購入した場合と委託した場合、その際の損失といたしまししょうか、そういった部分を比べて、メリット・デメリット、そういったものもいろいろと研究をさせてもらっているところであります。

ただ、一つ言えることは、やはり市民サービスの観点から、バスを持っていなければ急遽委託すると、民間のバスを利用するということになっても都合がつかない場合があるというようなこともありまして、ぜひ市民サービスの観点からもバスは持っていたほうがいいのではないかということで、今維持をしているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 急遽とかなんとか言いますけれども、今のバスの使用ですか、それについてはかなり前から計画的にやらなくちゃ、今日が明日では、この市のバス使えないんですよ。ちょっとそれは答弁違うと思うんですね。

そんな中で、市は、事務事業の見直しをするために、行政改革推進課を設置して行革を進めているわけでございます。このバスの運営事業について、稼働率が悪い中、また使用日数が重なった場合、市バスが使用できなく、幾つかの課では補助金や実費負担で事業を行っているわけでございますが、この市バス運営事業に、これらを踏まえた中で事務事業の検討結果と結論についてお尋ねします。

また、それらの実態の中で今回の市のバスの購入を行ったものと思いますが、どのような検討結果で購入したのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 事務事業の見直しという観点からのお話でございます。

昨年、庁議におきまして、来年度、すなわち今年度ですね、バスを購入するか、それとも議員おっしゃっているような補助制度に移行するかということを検討いたしました。その結果、市民課長からお話がありましたように、その利便の提供と維持コスト、あるいは補助金にした場合、補助金の額をどのくらいに設定するかというのもあるんですけども、バスはバスとして運用しながら補助制度を活用していくというのが、一番費用対効果としては大きいねというような結論が出まして、その上で今回のバスの購入をして、2台体制を堅持しながら、もう一つは、その補助制度を活用しながらやっていくのが一番賢明であるというよう

な結論が出たところです。

それと、先ほど来、例えば学校教育課のほうから補助金が出ている。これは、例えば中学校の部活動の選手の遠征費ということで、必ずしもバスだけに限った話ではございません。昨年の例で、8件で二百数十万円というお答えがあったんですが。昨年は飯岡中の野球部が九州のほうへ全国大会で遠征しておりますので、それでかなり去年については費用が出たということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それは踏まえた中ということですが、先ほど100件で700万円というお話がありました。すなわち、バス1台1日で7万円です。これに対して補助金を幾ら出すのか。補助金で全てを、7万円は当然出せませんので、その中で幾らに設定するのが一番いいのかというのを考えますと、先ほどバスの委託料は1台、1日当たり1万3,000円というお話でした。多分この7万円のうち、例えば3万円を補助するとかというと、それだけでもう出てしまうというような関係がございますので、稼働率が低い中でどうなんだというお話もございました。

ただし、稼働率に関しましては、先ほど市民課長からお話もありましたとおり、冬場の時期、1月から4月の新年度の初めくらいにかけましては、利用が全く少ないという状況の中での57%ですので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） なかなか質問と答弁がかみ合わないんですが、あれでしょう、今の稼働日数ですか、稼働日数、それから経費と運行可能日を割り返したら、1日3万円弱なんですよ。そんな中で、かなりの市バスの運行基準に合うけれども、使えない人がいたりなんざりで、かなり不公平なんですよ。あなた方、結局そのために行革課があるでしょう。先ほどの答弁では、そこで検討していないと私は見ますよ。それについては答弁ありません。

いずれにしても、学校教育課では100台も、700万円も出してるわけですよ。それは重複するからでしょう。

(発言する人あり)

○20番（高橋利彦） いや、出さない。それは自己負担なんですよ。だから、やはり平等、みんなバスが重複して使えないから、そういう自己負担しているわけですよ。そのためには、補助金制度にしていくべきであったんですよ。今回バスを購入しないで。それは、もう4回

終わっていますから答弁しなくても結構ですが。

その中で、この契約ですが、先ほどの回答で、日本語とか日本円などの条文がありました。国内での契約でそのような条文を明記する必要があるのか。旭市は、ほかの市町村に先駆けて外国企業との取引があるからなのか。また、業務委託契約の場合、一般的には総則などは同様の条文と思いますが、他の業務委託契約も同様となっているのか。また、契約書は、一般的には委任者が作成すると考えますが、支払い方法は、当然銀行振り込みで日本円と考えるが、なぜこのような条文を明記するのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 契約約款の中に、このような条文がなぜ必要かということがございますけれども、契約約款では、契約の関係、発注者と受注者の関係を明確にしていく必要があるという中で、こういった日本語とか日本円とか、そういったものが明記されているということございまして、この契約約款につきましては、市のほうで業務委託する場合に標準的にこれを使っているということございまして、そういった中で、こういった条文が入っているということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全く質問と答弁かみ合わないんですよ。ほかの契約書がみんなこういう日本語とか日本円とか入るのか。そういう中で、平成28年の1月に長野の軽井沢のスキーバス転落事故に伴い、運転手の労務管理が厳しくなりました。市では、委託先の運転手の運行管理、それから労働時間などについてどのように把握しているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） すみません、先ほどの契約書、なぜこういったのを使っているのかというようなことですが、市のふだんの業務でも使っているというようなことを申し上げたんですけれども、もともとは国が作成した約款を準用しております。

それから、労務管理の関係ですが、毎月日報ということで使用した日の日報が上げられておりまして、運転時間、そういったものが分かるようになっております。そういった中で確認する範囲では、そういった過労運転につながるような運行にはなっていないというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、それは市バスを運転したその労務管理の時間等は書いてあるでしょう。しかし、バス会社に委託した中で、バス会社が全体の中での労務管理がバス会社は問われるわけですよ。そんな中で、バス会社の運行管理まで把握できているのか。

それから、先ほどの契約書ですか、これについて国のと言いますが、国のは関係ないでしょう。ここはここの契約書でいいじゃないんですか、それをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 業務委託の発注先の会社の労務管理ということですが、会社のほうで労務管理はしていただくと、市から発注している運行分と合わせて、その会社が独自に行っている業務、そういったのを合わせた中での労務管理は、委託先の会社のほうで行うということでございますので、その会社独自の業務にまで、こちらでは把握はしておりません。

それから、契約書の関係ですが、契約書は国が作ったものを市のほうでも準用しているということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時 0分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議長、1回追加の質問、お許しいただけませんか。

○議長（島田和雄） 追加の質問というのは。

○20番（高橋利彦） バスの件で。

○議長（島田和雄） バスの件。

○20番（高橋利彦） ええ。

○議長（島田和雄） 大分前に戻りますけれども。

○20番（高橋利彦） いや、あれでしょ、学校問題。

○議長（島田和雄） バスの件ですか。

○20番（高橋利彦） あの契約の件で。

○議長（島田和雄） 契約の件で。今の続きでしたか。

○20番（高橋利彦） ええ。

○議長（島田和雄） じゃ、特別に前例にならないように、特別に。

○20番（高橋利彦） ありがとうございます。簡単に質問します。

○議長（島田和雄） 簡単をお願いします。

○20番（高橋利彦） この市バスの契約の中で、もし業者の運行管理に違反があった場合には、市に責任がないのかだけお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の5回目の質問に対し答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 労務管理のご質問ですけれども、労務管理につきましては、契約約款の33条の規定をちょっと申し上げますと、受注者は業務委託従事者にかかわる労働基準法、職業安定法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法の規定、その他による労務に関する一切の責任を負わなければならないというような規定で契約しておりますので、委託先の責任でやっていただくことになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 全く質問と答弁がかみ合っていないです。それはそれでいいです。

次に、学校あり方検討委員会の関係でございますが、教育施設の整備を最重要に掲げて、前市長や現市長は、耐震化や改築事業を推進して、全てが終了したと考えておりますが、そのような中で、先ほど老朽化とか何とかという答弁があったわけですが、今さら統廃合になると、市民はどのように受け止めるのかお尋ねします。

また、改修前であれば統廃合も考えられますが、市民の貴重な税金を投入して整備した施設、起債や補助金など、これらの問題はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） あり方委員会の提言についての中で、学校の改築をしておき、今になって学校のあり方に提言とはということでございますが、学校の改築におきましては、校舎の老朽化が著しく、耐震も不足していることなどから、以前から計画されたこともあり、良好な教育環境の整備の観点から必要なことですので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

旭市学校のあり方検討委員会につきましては、平成27年1月に文部科学省より公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引きが示されており、そして旭市総合戦略でも年少人口ゼロから14歳は緩やかではあるが、減少すると予想されていることなどから、今後の検討が必要だろうということで、平成28年7月に設置に至ったものであります。

また、平成25年に国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、旭市公共施設等総合管理計画が平成28年9月に策定されました。その中でも、学校施設については、統合や廃止の推進方針として、将来の児童生徒数予測などから、児童・生徒の良好な学習環境の確保を前提に、適正配置・適正規模のあり方を示し、保護者や地域との合意形成を図りながら進めていきますと示されております。今後もさらなる検討を進めていきたいと考えております。

ここにおいて、先ほどの補助金等ということでございますが、この国で示す統廃合の指針の中で進めていく分には問題ないというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと質問と答弁がかみ合わない。改築、それが耐震が全て済んでいると思うんですよ。そんな中で、いずれにしましても近隣市では、廃止、統合、これは行ったと聞いていますが、施設の改修前で、これは全て近隣は施設の改修前だと思うんですよ。そんな中で、旭市は、やることなすこと全て遅いんですよ。もっと計画性を持って対応すべきと考えますが、いかがなものか。

まして、20年も30年も先のことを提言しても、全くこれは無意味です。全国の各地方公共団体は、計画性を持って行政運営を行っているわけですが、本市では、計画性がなく、無用な計画を作成し、これは全くの税金の無駄遣いであります。市長の任期もあと3年弱です。無用な計画ではなく、実行できる実のある検討をすべきだと考えますが、それについて市長にお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 小・中学校の改編については、それぞれ今地方の人口減少に伴ってそれ

ぞれ検討しているところであります。我々旭市にとっても、人口減少が著しく進んでいるということの中で、学校の再編は当然やらなければならないことではないかと、そのように思っているところでありますけども、それに到達するために、今いろんなあり方や人口問題、そういったものを調査しているところであります。旭市は、幸か不幸か小学校15校ありますけれども、100人以下の小学校、これから10年間推移しても、その割、多くならないということの中で、学校の本当に適正な学校経営の中で100人以下、もしくは複数学級と言いましょうか、1年と2年が一緒になってやる。そういったような状況がつけられるのは、まだまだ旭市では遠いというようなこともありまして、そういった状況を今精査、調査しているところでありますので、そしてまた、今のうちに、そのあり方の中で将来の学校再編はどうすべきかということをも市民に周知、理解してもらおうということが一番今は大事じゃないか。

いきなりこの行政のほうから学校を再編して、この学校とこの学校を統合するというようなことは、絶対に地域の住民にとっては理解しがたい問題であると、そのような思いの中で、今十分調査、検討をしているところであります。それが100人以下の規模になる15校が、そういったような学校が多くなるということは、今のところ10年くらいの中ではありませんので、そういった部分で今検討しているところでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、他の市町村でやっているのは改築前なんです。これでは、実効性の伴わない、実のない計画をただ単に策定するための提言でありまして、何の役にも立たないと考えております。今後の社会状況や経済情勢を踏まえ、無駄な計画策定ではなく市民が望む有効な実のある検討委員会の提言をしていただきたいと思います。いかがか、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしましても、あり方検討委員会での報告書をいただきました。これからそのあり方検討委員会の報告書を基本に、学区・学校再編計画検討委員会、そういったものをつくりまして、2年くらいのうちに結論づけていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、小中学校のエアコンの設置についてお尋ねします。

国でも補助金を交付して設置を推進しています。県内の各市町村では、来年の夏までに間

に合わせるために、今年度補正予算を編成し、エアコンの設置工事を行うと聞いております。本市での設置予定、そして設置に当たっては、普通教室、また音楽教室などの特別教室も含めて、全ての教室に設置するのをお尋ねします。また、小・中学校の全ての教室に整備した場合の工事費と年間の維持費についてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） お答えいたします。

国からの補正といいますか、その正確なものはまだちょっと伝わってきておりません、平成31年度の概算要求の追加というところでの今お話がございまして、本市のほうでも準備に入ったところがございます。先ほどのお話の中で、普通教室、特別教室の全てに設置をするのかというお話でございました。現在、普通教室と特別教室を含めて計画をしていこうというふうに考えてございます。

あと、設置費用ですか、設置費用につきましては、まだ検討を始めたばかりでございまして、全体的にどういうものを導入するかというふうに計算をしてあるわけではございません。直近で他市の施工費を基に計算いたしました。先ほども市長のほうから答弁がございまして、10億円ほどかというところではございまして、本当の概算でございまして、まだ機種、どういうものを導入というところまでは至っておりません。当然のことながら、そこまで至っておりませんので、年間の維持費のほうはちょっと計算ができていない状況でございまして。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） そうしますと、まだどのぐらいかかるか分かんないということですね。概略でも。

（発言する人あり）

○20番（高橋利彦） いやいや、そんな中でどのぐらいかかるか分かんない。また、維持費もどのぐらいか分かんない中で、いずれにしろ全国的にこの設置することが予測される中で、この本市での予算、工事期間をどのように考えているのかを含めてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 平成31年度の国の補助事業のほうに、次の申請の時期に申請をいたしまして、その補助事業の中で、なるべくやっていきたいというふうに考えております。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) すみません。先ほどの他市のものから部屋で割り返して、概算で出したのが、先ほどの全部で10億円くらいというところでございまして、ただそれには個々の設計におきまして、電源の問題とか部屋の中で、そのどのようなエアコンを設置するかという、そういう関係もございまして、まだ具体的ではないですけれども、本当の概算ですが、そのくらいの金額というところで、本当の概々算ということでございます。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) 維持費につきましては、すみません、ちょっと。

(発言する人あり)

○庶務課長(栗田 茂) すみません。そこまでは申し訳ないです。計算しておりません。部屋数は、ちゃんと確認してはございますけれども、そこまではちょっと計算しておりません。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) いずれにしても、エアコンの設置のために全国から機器の発注が集中すると考えられます。速やかな対応をお願いし、子どもたちの教育環境の整備に努めていただきたいと考えますが、いかがですか。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長(栗田 茂) なるべく早い時期に設置ができるように努力いたします。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それでは、危険な塀と通学路の安全確保でございますが、先ほどの答弁では、通学路に若干問題のある危険な箇所があるということでございますが、これにつきましては、今後このような通学路の民間の塀ですね、どのように対応していくのか、お尋ねします。

○議長(島田和雄) 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(佐瀬史恵) 確認された危険と思われるブロック塀に対して、どのように対応していくかということについてお答えします。

確認をしました場合には、建築基準法に係る改善指導については、県が行うこととされておりまして、市都市整備課を通じて、県の海匠土木事務所へ調査等の依頼を行っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは、県がその個人に対して通達するようになっているわけですが、ほかの自治体では、危険防止のために、危険な塀の改修工事に対する補助金を交付して、通学路の安全確保に努めているところもあります。本市では、このような施策を実施する考えはあるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） その件に関しまして、都市整備課からお答えいたします。

現在のところ、まだ調査のほうが県のほうの調査に入っておりませんので、県のほうの調査に入りまして、その結果を見ながら今後補助金等については検討していきたいと、そのように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、学力調査について再質問しますが、旭市は、県内の平均と比較しますと、若干下回っているわけですが、今回の結果を踏まえ今後どのような教育方針で子どもたちを教育していくのか、教育長に具体的にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

学力向上につきましては、学校教育の中心的な課題でありまして、変化の激しい社会情勢にあって、未来を切り開きたくましく生きる力を身につけることが求められております。知識、技能などの基礎、基本の学力を身につけるとともに、思考力、判断力、表現力を身につけ、分かるから、できる知識を生かして実践力、行動力に発展させることが大事であると考えております。

そこで、各学校では、学習への興味、関心を高め、学んだことを活用しようとする主体的な学びや発表や話し合いなどを通して、積極的に表現するなど、対話的な学びを通して授業改善に取り組んでおります。さらに、読書活動や体験活動など、特色ある教育活動を展開し、学力向上に取り組んでいます。

教育委員会といたしましても、今まで以上に教諭補助員、ALTの配置、保護者向けの学

力向上のリーフレットの配布、中学3年生の英語検定受験料補助等々、人的、物的支援を充実させながら学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3点目の駐車場の問題でございますが、先ほどの答弁では、現在の駐車場とか、それから環境課の跡地ですか、それからこの本庁舎の敷地ですか、それを使いたいということでございますが、この駐車場問題については再三質問しております。そんな中で明快な回答が得られません。そこで、駐車場確保の目的は何なのか、明快な回答をお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋議員は、今までもその駐車場確保についての目的、回答がないということでしたが、これは再三にわたって答弁のほうをさせていただいております。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） いえ、市長のほうも、こういった地方の都市においては、市役所に限らず民間の企業においても、そういった通勤のために職員、また社員等の駐車場の確保は明確に必要だと、そんな答弁を何度もさせていただいております。個別にそれを全部申し上げましょうか、よろしいですね。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） であれば、例えば29年9月、駐車場を確保する理由というようなことで、これについては議会開催時の市民の利用であったり、確定申告であったり、七夕の市民まつりと、そのようなことについても回答しております。同じくその9月議会においては、福利厚生ということも何度も質問をいただいた中で、これについては民間とのその均衡を考慮しつつ、その他の厚生に関する事項についてというようなことで、これに該当するということで答弁をさせていただいております。

また、29年11月議会においても、民間事業者の駐車場、これは例えば中央病院であっても、職員から1,000円の負担を取っているようでありますが、市の大きな企業等は、負担なしで、職員にも駐車をさせていただいております等、それから今年の6月議会では、地方自治法にない駐車場の手当の支給というようなことで、ご質問をいただいた中で、そういった駐車場

手当には該当しませんという答弁をさせていただきました。

また、市長におきましても、昨年9月議会、それから11月議会、それからやはり6月議会というような中でも、先ほど申しあげましたように、このような地方の都市においては、職員の駐車場の確保は必要であるといったような答弁も、重ねて高橋議員に答弁をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 課長は、そういうことをとうとうと言いますが、自治法の中には、手当などの支給が明確に記載されていますが、駐車場手当は全くないわけです。その中で、以前の質問の回答でも、市長の職員に対する環境整備と言われましたが、職場の環境整備とは、業務を行うための環境整備であります。これは全くの違法なんです。どこの市町村でも、市が契約するところはありません。職員団体や個人が契約しています。そのような中で、新庁舎に移転しても、このようなことを続けるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

高橋議員に先ほども申しあげましたように、当面は必要がありますから、引き続き駐車場のほうはお借りをしてまいります。今後、先ほど言いましたように、第2庁舎であったり、今回初めてお話し申しあげましたが、東総広域市町村圏事務組合、これは向こうの議会のほうで、匝瑳市の組合議員のほうから質問があつて、東総の事務所も古いよという中で、向こうの事務局長が、旭市が今新庁舎建設のほうを行っていると。その暁には、近隣施設もあるだろうというようなことで、そこら辺を借りることも内々で検討しているといったような向こうの組合議会として、公の議会としての中での発言があつたものですから、私はお話しいたしましたが、先ほども言いましたように、その底地約2,000平方メートル強ありますが、底地は旭市の土地でございます。仮に、もし東総がエアコンが壊れている、雨漏りもしているというような中で、新たな庁舎等に検討する中で、旭市の空き施設に入ってくるようなことであれば、返していただいて、そこについても職員駐車場に使うことができるのかな。ですから、しばらくご理解を賜りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この問題について、市長は、駐車場を確保するのは私の使命だとかなんとかとっておりますが、じゃそれなら何も毎年1,000万円も出さないで、借り賃を払わないで、合法的であれば職員駐車場としてなぜ取得しないのか。そんな中で、先日、市民から手紙をいただきました。図書館の南に舗装されています駐車場があり、車が止まっていることを見たことがない。なぜ使用しないのかとの内容でした。行革の中では、市有地を処分し経費の節減や歳入の確保に努めています。そんな中で、なぜ今までと同じようなことを行うのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、土地のほうを取得しないのかという質問については、これもやはり私が前に回答させていただきました。旧3町におきましては、まさしく周辺の地権者等の合意をいただく中で……

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） ですから、うちのほうは、まさしく地権者の合意が得られない中で、賃貸であればいいということで現在に至っているということでございます。

2点目の東総文化会館駐車場ということでございました。これについてお答えをさせていただきます。今回いろいろその議論になっておりますのは、仁玉川より西側といたしますか、新たに拡張した7.7ヘクタールの部分でございましたが、仁玉川から東側といたしますか、県道側、これは3.5ヘクタールほどでしたか、ありますが、あちらについても、全て一体で都市公園というような位置づけでございます。ですから、図書館の確かに南側といたしますか、そちらに図書館の駐車場が確保されております。それから、そのさらに南側といたしますか、21世紀の森ふれあい広場だったかな。そのような名称で、やはり大きな広場がございますが、そちらは今申し上げましたように、あくまでも都市公園としての位置づけでございますから、市役所の職員の専用駐車場としての利用というものは、公然としてはできないわけでございます。例えば、まさしく市民の方が公園利用のために駐車をしておると、その中に一部職員の駐車場があるということであれば、それは許容範囲なのか。でも、大々的にあそこはあいているから職員駐車場としますといったことはできないということで、ご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 大きな4点目の企業誘致でございますが、県では知事がトップセールスで、国内はもちろん海外へ行って県産品や観光など、あらゆるもののセールスを行っています。また、どこの自治体でも首長がトップセールスを行っています。市長の行ったトップセールスについて、昨年と今年の取り組みについてお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
商工観光課長。

（発言する人あり）

○商工観光課長（小林敦巳） すみません、私のほうからよろしいでしょうか。

この企業誘致に関しましてのトップセールス的なものはいただいてないと思いますが、はい。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） 企業誘致については、県の土地開発公社に毎年、年に2回行ってます。情報交換と旭市にぜひ、その有力企業があったら向けてくださいという部分は、毎度お願いをしているところでありますので、具体的には、土地が今もう全部埋めてありますので、具体的なここへ来てくれというような部分はありませんけれども、県との意見交換といいましようか、そういった部分はしっかりとやっているつもりでありますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾ら県に行っても、県にやはり各市町村から行っているでしょうから、そんな中で、やはり県頼りじゃなく自らがやるべきだと思います。それで、先ほども言いましたが、工業団地の分譲も終了したわけです。それで、製造業などの大規模な敷地を有する企業の誘致は難しいと思います。これからは、サービス業や観光施設などの新たな業種の誘致を積極的に行う必要があると思いますが、これには市長が率先して企業誘致に努めなければならないと考えますが、市長はなぜ積極的にセールスができないのかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 企業誘致の件については、いろいろ県の大きな組織に情報をいただいて、ある程度やらなければ、有力企業といいましようか、そういった部分は分からない部分もあ

りますので、そういった面では確実に、堅実に県とのつながりをやっているところであり
ます。ただ、観光産業といいたましようか、そういった部分の中で、この旭市にというよ
うなお話でありました。せんだっても、刑部岬の恋する灯台に認定をいただきました。あ
の灯台、刑部岬の公園を中心にいろいろな面での観光開発、そういった部分は、地元
のライオンズクラブやいろんな方々が協力して、旭市でも「打ち上げ花火、下から
見るか？横から見るか？」の中でのモニュメントも造っておりますし、そういった部
分では、多くの観光客を呼び込もうという努力はしているわけでありまして、その
観光産業に通じるものであってほしいと、今いろんなPR面での考え方をまとめてい
るところでありますので、刑部岬についてはそういった状況であります。

あと、雇用対策協議会で企業の皆さん方と大勢、その雇用対策協議会に入ってい
ただきまして、今取りあえず私が市長になったころは30社くらいであったわけであり
ますけれども、今は40社くらいに地元の有力企業の皆さん方が入っていただいてお
りまして、その情報交換、あるいはまた関連した産業、そしてまた増改築に対しま
しての補助事業と、そういったものもこれからしっかりとやっていかなければと、そ
のように思っているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、誘致のための優遇措置でございますが、企業誘
致のための旭市のセールスポイント、これはどういうものを持っているのか、またあ
るのか。また、製造業などの施策から観光施設、サービス業に対する優遇施策をど
のように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

まず、旭市の魅力でございますが、年間を通じて温暖な気候に加え、海と緑あふ
れる自然の豊かなまちでございます。また、野菜やお肉等、この食材、これは全
国に誇れるものでございます。加えて子育て、医療、福祉の充実した非常に住
みやすいまちであると考えております。地方進出を予定する企業には、これら
の旭市の魅力を十分にPRし、ビジネスの場として活用いただけるよう広く誘
致を図っていきたくと考えております。ご案内のように、現在の製造業に重点
を置いた企業誘致の施策を見直しまして、現在の企業ニーズにマッチしまし
た、また企業にとっても魅力のある優遇策となるように条例の整備等を進めて
まいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 前に同僚の議員が、企業誘致のための優遇施策について質問しましたが、製造業を中心とした現在の優遇施策からサービス業、観光施設などに対する優遇施策を研究するとの回答がありました。早急に他の市の優遇措置よりも効果の高い優遇措置を講じて、少しでも多くの企業を誘致する必要があると考えますが、どのような施策を考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

議員のおっしゃいました業種も含めまして、魅力ある優遇策となるように検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 近隣市と比較して有利な制度でないと、なかなか企業も進出しないと思います。どのような制度を考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それではお答えいたします。

近隣市と比較しまして、一概に比較するのは難しいと思います。近隣市もさまざまな企業誘致対策を図っているところでもありますので、これらを参考にしまして、繰り返しになりますが、企業にとって魅力のあるような優遇策、企業ニーズにマッチした優遇策となるように進めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の一般会計についてであります。先般の議案質疑で私はびっくりしました。道路整備の要望に対して、補修工事では、旭地域で要望に対して2.9%、新設改良工事では、干潟地域で2.5%と、非常に低い達成状況です。市民からの要望を行わない、つまり事業を行わないということはお金がかかりません。それで財政状況がよいというのは、どのようなことなのか。また、今後市民要望の多い道路関係の整備を達成す

るのには、前回の回答では17年でしたが、今回の回答での達成率2.5%となると、40年もかかってしまいます。この場にいる人は亡くなり、この世にはいません。見せかけだけの財政状況ではないのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私、財政課のほうから、私が答えられる範囲の部分について、まずお答えしたいと思います。

要望に対して率が低いと、それで財政状況がよくなっているというようなお話もございました。道路予算につきまして、少し状況を見ますと、決算としては、年間10億円以上やってきているところでございます。さらに28年度から29年にかけて、あるいは29年から30年にかけて、その単独の維持補修ですとか新設改良というような事業についての予算額の枠も、増やしているところでございますので、その辺はご理解をいただければと思います。

私からは以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 道路補修とかそういうものは、予算、決算で増えたところがないんです。それをあまりやりますと時間がなくなりますので、それで性質別歳出の状況を見ますと、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費です。これは、29年度は3%増えています。歳出の決算額が減少した中で、義務的経費が増加しますと、財政の硬直化につながってくるのではないかと思います。

そこで、交付税も合併特例期間の終えんを迎え、激変緩和措置で年々工事も減少しています。交付税もひもつきで借金の公債費の交付税算入額と中央病院の繰出金の病院部分の算入が大幅に増加していますが、それ以外の大部分が減少しています。合併時と比較して、直近の交付税算入額の公債費分、それから中央病院分の増減額についてお尋ねします。そのような中で、財政上問題がないのか、併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

大きく2つございました。大きな1点目としては、その義務的経費の割合が増えているということがございました。パーセンテージという言い方をなさいましたけれども、これにつきましては、総体的にその比率として増えたというものでございまして、実際の決算額のほ

うを見てまいりますと、決してそんなに増えているというふうには理解しておりません。逆に言いますと、分母が減ったから、それに伴って分子は同じくらいだけれども、数字が増えているということでございます。

一つ一つちょっと見ていきますと、人件費については、金額としては5,600万円ほど増えております。ただ、これは共済の掛金の分が増えているということございまして、私どものその給料の分が増えているというものではございません。扶助費は、若干増えております。社会保障は年々右肩上がりが増えておりますので、1,300万円ほど金額で増えております。それと、もう一つの公債費、公債費につきましては減っております。1,400万円減っておりますので、そういった需要があるということをご理解をいただければと思います。

それと、大きなもう一つのほうで、地方交付税の話がございました。地方交付税につきましては、これまでも何度もご回答をしているところでございますが、今回、29年度の決算を議会に出しておりますので、平成18年のときの数字と29年度の決算の交付税というのを比較して、少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、市の交付税の総額でございますが、特別交付税と普通交付税両方合わせますと、29年度は88億7,700万円くらいということで、18年度と比較して12億5,000万円ほど確かに増えております。

この後、すみません。普通交付税に限った形でお話しをさせていただきたいと思っております。と申しますのは、特別交付税の話をしますと、ちょっと複雑になってしまいますので、お許しをください。それは、特別交付税の中で病院分が5億円増えているというのもございますので、病院が10億円全体で増えているというのは、前にもお話しございましたけれども、そのうち特別交付税で増えている分で半分、普通交付税で5億円、約半分ということですので、すみません、普通交付税に限った形でお話しをさせていただきます。

普通交付税の最終的なそのもらっている額というのを少し分けて申し上げますと、まず普通交付税の合計ですけれども、29年度は79億6,600万円ほどもらいました。これを18年度と比べますと、13億5,500万円ほど増えております。

その増えた内訳を見ていきますと、今ほども申し上げましたとおり、病院分で5億9,000万円ほど増えています。それと公債費分、それで15億3,000万円増えています。

そのほかには、減っている要素もございまして、合併時には交付税の中で特別に補正として加えられているようなものがございました。合併補正と言われるものですが、それで18年度は1億3,000万円ほどありましたけど、それは今はございません。そんなプラス、マイナ

スがございます。

そういう増減を考えますと、そのほかの部分、いわゆる単位費用ですとか、面積、人口とか、そういったもので計算するものですが、それにつきましては、43億6,000万円ほどということが29年度の数字でございまして、18年度と比べますと減っています。マイナス6億3,000万円ほど減っております。ただ、これは旭市に限ったことではございません。基本的な数値でございますので、旭市が減っているとすれば、それはほかの自治体も全部減っているということでございます。

旭市が、この6億3,000万円減ったものの一番大きな部分としましては、収入が増えているという部分がございます。基準財政収入額でございますが、基準財政収入額が18年と29年を比べますと、5億7,000万円増えております。これが大きく影響しまして、その他の部分といえますか、そこは減っているということで、まずご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、先ほど義務的経費云々ありましたけど、これから交付税が減れば、分母が小さくなったら義務的経費は必ず率は上がっちゃうんですね。それと同時に、交付税、私が見た中では、結局、公債費の分、それから病院の分が増えるから交付税が増えているだけで、そうなりますと、真水の部分が減っているということなんですよ。時間がありませんので、次に行きます。

交付税が増加しているということで、以前回答がありました。今の回答で、交付税の伸びている要因は、公債費の算入分と病院分で、これは全てひもつきなんですよ。ただ、市の会計を通るだけでしょう。市には全然メリットがないわけですよ。全て出ていってしまうお金ということですね。このような状況なので、市民に不安を抱かせない正確な財政状況を知らせる義務があると考えますが、いかががお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 財政状況を市民に正確にお知らせしたほうがいいのではないかとこのご質問でございます。財政状況の健全化状況を判断する比率がありまして、ほかの質問にもございましたが、実質公債費比率というものがございます。これで一つ財政の健全性を判断する比率でございます。それが現在8.5%ということで、算定以来ずっと減り続けているものでございます。これが一つ財政の健全性を表しているということで、そこは市民にもご

理解いただける部分ではないのかと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、下水道事業の特別会計についてであります。下水道事業は、合併前の旭市で計画をしまして、議会の承認を得て実施したわけですが、当時はこれは明智市長も議員だったと思います。このような下水道事業の会計になっているのは、軽々に議会が承認し、その事業を実施したからであります。当時の旭市の自主財源は、40億円程度と考えられますが、現在、事業も終了しまして、毎年4億円程度の繰り入れを行っていますが、今後も同程度の4億円を未来永劫繰り入れしなければなりません。合併しなかったら、旧旭市は非常に厳しい財政状況になっていたと思われま。将来の方々に負担を負わせないよう、議会は執行機関のチェック機関として、機能を果たさなければならないわけですが、このような中で、市長は、下水道事業へ毎年4億円もの繰り出し金を出すことに対して、どのように考え対応していくか、市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 下水道事業へ繰り出しが3億9,000万円毎年やって、今後どうするのかというお尋ねでありますけれども、内訳を見ますと、3億9,000万円一般会計から繰り出ししているわけですが、そのうち交付税の算入額が1億7,900万円交付税で入ってくるわけがあります。

それともう一つは、やはり旭市は、当時から、合併前から都市計画税を徴収しておりました。都市計画税の主な今の支出は、公共下水道であります。これは、2億5,000万円旭市では都市計画税が入っているわけがあります。

そういうようなことの中で、先ほど担当課のほうから話がありましたように、その努力は十分していかなければならないわけですが、環境整備、旭市が都市であるべき姿、そういったものを当時の市長が提案いたしまして、我々議員も賛同して、都市環境整備のためにこの公共下水道をやったわけですから、その点を理解いただければと、そのように思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 都市計画税を上げるとなったら、全然ただ税金を取られっ放しの地区もあるわけなんです。その辺の地域の方々からは、大きなブーイングが今でも出ているん

です。そういうことは、あまり言わないほうがいいと思うんですね。それと、交付税に算入されているということでございますが、あとは自主財源から出るでしょう。その辺を十分わかきまえていただきたいと思います。

それから、最後の救急車の関係でございますが、救急車の出動には、軽傷や重篤の方など、いろいろな人がおり、またその場面、場面でいろいろ違ってくるとは思います。一度に複数の出動要請があった場合は、現在どのような出動の順位になっているのかお尋ねします。これは、今回、西日本の災害ですか、それによってやはりその出動の順位、これがだいたい問題になった中で、旭市ではそういう際はどのように対応するのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、負傷者が多数発生して、重傷者、軽傷者多数ということで、そんな中での同時に救急出動があった場合の対応ということで、お答えしたいと思います。

救急車の出動については、原則119番通報の受け付け順となります。そこで、複数の現場から同時に要請があった場合、これは多数の場所で同時多発と言っていると思います。そういう場合ですけれども、受信している状況にもよりますが、結果として重症者以外の方が先に救急出動となる場合があります。それは、通報内容だけでは詳細な重症度を比較することができないことからです。

これらを防ぐことは非常に難しいことではありますが、少しでも回避することができるとすれば、救急車をタクシーがわりに利用するような安易な要請を減らして、本当に救急を要する人のために救急車を利用できるようにすることが求められます。

消防といたしましては、今まで以上に適正利用について啓発し、救急車は限りある資源であることを広報していきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、今後、さまざまな場面を想定した中で、市民の生命、財産を守っていただくようお願い申し上げまして、質問をこれで終わります。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 続いて、高木寛議員、ご登壇願います。

(9番 高木 寛 登壇)

○9番(高木 寛) 議席番号9番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、4つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第1点目です。障害者雇用について伺います。

障害者雇用の水増し問題が、8月16日の報道で発覚しました。国の中央省庁では、障害者雇用の人数を水増しした悪質な雇用をしていました。旭市の雇用状況は、どのようなものですか。首相官邸側は、当初、事務的なミスと見て各省庁の事務方での対応にとどめていましたが、調査の結果、全国37府県で水増しされていました。千葉県でも、水増しされていました。千葉市や船橋市もそうでした。旭市では、水増し雇用はないですね。答弁を求めます。

障害者雇用について、障害者雇用促進法と障害者雇用率制度、これについての簡単な趣旨説明を求めます。憲法27条では、障害者を含む全ての国民に働く権利があり、働く意思と能力を持つ人が、働く機会を得られるよう対策を講じることを国に義務づけています。障害者の場合、働く機会が得にくいのが現状です。

そこで、障害者の働く権利を守り、働く機会を広げる制度として、法定雇用率の仕組みを作りました。障害者雇用促進法で、国や地方自治体、民間企業などは、労働者の一定割合以上の障害者を雇用することが義務づけられています。この水増し問題は、国や地方自治体が障害者の働く権利を侵した重大な問題であると指摘します。明智市長は、この水増し雇用についてどのように捉えていますか、お考えをお聞かせください。

次に、第2点目です。ブロック塀の安全対策についての質問です。

公共施設だけでなく、個人所有のブロック塀への対応を求めます。6月18日に起こった大阪北部地震で、登校中の小学校4年生の女儿が、ブロック塀の倒壊で下敷きとなり死亡したことを受けて、ブロック塀の緊急点検がなされ、危険な塀が数多くあることが判明しました。

旭市でも、点検の結果、小・中学校で16か所、市の施設で9か所があると報告されました。このうちの数か所では、いち早くこの夏休み中に対策がとられました。対応を評価したいと思います。しかし、通学路に当たる個人所有の危険な塀があることを調査し、対応すべきだと思います。また、ブロック塀の撤去や軽量フェンス新設など、設置への補助制度を創設することを求めたいと思いますが、当局の見解をお示してください。

次に、第3点目です。小・中学校教室へのエアコン設置についてです。

新聞報道によりますと、今年の夏は史上最も暑い夏だと指摘されています。銚子气象台に

よると、千葉県内4か所ある气象台測候所で、千葉と銚子は平年より1.9度高かったとされ、全国927ある観測点のうち202地点で、過去最高の気温に並ぶか、記録を更新しました。6月から8月に最高気温が35度以上の猛暑日になったのは、全国で延べ6,479地点、これに達しています。過去最多であったと報じられました。

文科省は、子どもの健康の保護、快適に学習できる環境づくりのため、教室温度を28度以下に見直ししたと説明しています。現在、旭市の学校では、エアコン設置がされているのは、小学校普通教室で164のうち7教室、特別教室120のうち24教室、中学校では普通教室66のうちゼロです。特別教室73のうち19室に設置されています。伺います。現在、設置されている教室は、どのような理由で設置されているのですか、答弁をお願いいたします。

そこで伺いますが、教室での温度の計測はされていますか。その記録は、残されていますか。その状況、数値をお答えください。

家庭でのエアコン設置が普及しているこの時勢に、児童・生徒、保護者からの要望、意見を聞くべきだと思いますが、当局はどのように思いますか。市長にお尋ねしますが、エアコン設置は必要ないとお思いですか、答弁を求めます。

次に、第4点目です。再生土による埋め立てについてです。

まず、再生土とはどのようなものですか、定義を教えてください。

そして、再生土は安心・安全なものですか。旭市での埋め立て実態は把握されていますか。旭市蛇園地先で埋め立てがされていますが、どのようなものですか。埋め立てで使用されている土には、人体や自然環境に悪影響を及ぼす化学物質が含まれていないか、検査、確認すべきではないですか。

以上で終わりますが、それぞれについて市長と担当課の答弁をお願いいたします。これで、第1回目の質問を終わります。あとは、自席での質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再開 午後 2時15分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうから、中央省庁の不適切な対応について、市長の考えはということで答弁をさせていただきます。

それともう一つ、エアコンの設置についてということでお答えをさせていただきます。

中央省庁の対応について私のほうから申し上げることは大変おこがましい、僭越でありますけれども、質問がありましたのでお答えしたいと思います。

障害者の雇用は、障害者の自立や社会参加のための重要な柱であります。そのため官民が一体となって障害者が能力を最大限に発揮し、その適性に応じて働くことができる社会を目指さなければなりません。そのような意味で、率先垂範すべき国において27省庁が、また千葉県を含めた37府県でも、不適切な事務処理が行われた等の報道があり、遺憾に思っているところであります。

いずれにしましても、旭市といたしましては、障害者雇用の基本理念を念頭に、今後も適切に障害者雇用に努めてまいりたいと考えております。

次に、小・中学校の教室へのエアコンの設置についてであります。先ほど米本議員に回答したとおり、いろいろと課題、手法もあると思っておりますけれども、2か年計画で設置に向けて準備に入りたいと、そのように考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから、大きな1番の障害者雇用についてということで、ただいま市長のほうから市長の考え申し述べさせていただいたところでございますが、私のほうから（1）、（2）を通じて旭市の雇用状況といったようなことで回答をさせていただきます。

まず、ご指摘のとおり、国の省庁等では障害者の人数を算入する際に、障害者手帳の確認を怠るなど、不適切な事務処理が指摘されております。

これに対しまして市の状況でございますが、対象者全ての障害者手帳を確認しているところでございます。

確認方法でございますが、在職者に対しましては、年末調整時に障害者控除を受ける場合

は、手帳の写しを添付させておりますので、その職員を障害者としてカウントしているところでございます。

また、新規採用者に対しましては、試験の申し込みの時に身体障害者手帳の写し、または知事が指定した医師の診断書の添付を条件としているところでございます。それに基づいてしっかりと確認をしております。

そして、旭市の具体的な雇用状況でございますが、本年4月1日現在の旭市の雇用率は2.87%となっております。法定雇用率の2.5%を上回っているところでございます。法定雇用率に基づく旭市の法定雇用障害者数は13人という計算になりますが、カウントされる雇用者数は15人となっております。実雇用者人数は11人でございますが、この制度上、重度の障害を持つ方、障害者手帳1級、2級の者でございますが、これは2人分の雇用としてカウントされることになっております。旭市では、その重度の障害を持つ職員が4人おりました、8人分として算定されることから、カウントされる雇用者数は15人となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、大きい番号2、ブロック塀の安全対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、（1）公共施設だけでなく、個人所有のブロック塀の対応も求めますというご質問ですが、公共施設以外の個人が所有するブロック塀の対応はどのようになっているのかというご質問だと思います。

ブロック塀につきましては、建築基準法において建築物の一部と位置づけられ、設置に当たりますと、同法施行令第62条の8に、その基準が示されております。これを受けまして、ブロック塀の安全に関する改善指導を行うのは、建築基準法に定められた建築主事を置く特定行政庁となりますが、旭市はこの特定行政庁ではないことから、当該事務は千葉県知事が行うこととなります。

現在、県におきましては、点検調査及び所有者等への自主点検の啓発などを早急を実施していくこととしておりまして、市といたしましても、県と情報を共有の上、協力してまいりたいと考えております。

続きまして、（2）ブロック塀撤去・軽量フェンス新設等の設置に対する補助制度を創設することを求めますというご質問です。個人が所有するブロック塀の撤去・軽量フェンス新

設等に対する補助制度を創設することができないのかというご質問だと思います。

6月に発生いたしました大阪府の事故をきっかけとしまして、他市や県外の一部自治体においてブロック塀の撤去等に関する補助制度が創設されていることは承知しております。しかしながら、先ほど高橋利彦議員の質問でもお答えしましたが、旭市におきましては、今後、県と協力の上、所有者への改善・啓発活動を実施していく段階であります。また、ブロック塀が個人の財産である点も鑑み、補助制度の創設については、公平性の確保やさらなる調査研究が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課のほうから、3番、小・中学校の教室へのエアコン設置について、現在設置されている教室はどのような理由でつけられたのかというところのご回答をさせていただきます。

普通教室でエアコンが設置された経緯、また特別教室等に設置された理由と普通教室についていないのはなぜかという質問について回答いたします。

初めに、普通教室にエアコンがついている教室は、特別支援教室で、4教室ございます。先ほど議員が質問していただきましたときに7教室ということで、これは文部科学省のほうの最新の調査のときに、その分類がちょっと変わりました、普通教室扱いの特別支援教室は4教室というふうになりましたので、4で答えさせていただきます。4であります。現在はいずれも特別支援教室となっておりますが、以前は普通教室以外の用途で使われており、そのときに設置されたものです。

普通教室以外としては、基本的には校長室、職員室、保健室、PC室などに設置しております。校長室及び職員室は、夏休み期間中も常時使用していることや、業務をする上で来客等もあること、保健室は、児童・生徒の体調不良時に利用する部屋であること、PC室においては、精密機械のため、ほこりや過熱によるPCの故障を避けるための理由が必要であると考えております。

普通教室に設置されていない理由としては、今年3月までの学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度については10℃以上、30℃以下とされていたことと、気候的にも都市部と比べるとそれほど厳しくなかったというところで設置しない方針でございました。

次に、教室での温度計測はされているかというご質問でございました。

教室での温度計測につきましては、エアコン設置の判断基準の一環として、昨年度より児

童・生徒が教室にいるときの室内温度の調査を実施しております。今年もはかっていたくように依頼をしております。昨年度の記録によりますと、最高室温は32.4度となっております。

続きまして、要望の件でご質問いただきました。

児童・生徒、保護者からの設置の要望についてというところで、エアコン設置の要望につきましては、議員の言われるように、保護者等に設置すべきか否か特に聞いてはおりません。ただ、学校ごとに保護者に対してアンケートを実施していると聞いております。学校施設に対する要望は、学校を通じていただくこともございますが、昨年度までは普通教室のエアコン設置についての要望は特になかったと認識しております。ですが、今年に限ってはエアコン設置についての声を何件かいただいていると聞いております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは、4項目め、再生土による埋め立ての状況についてお答え申し上げます。

（1）再生土の定義ということですが、千葉県の再生土等の埋め立て等に係る行政指導指針では、再生土等を建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生したものとしております。

また、旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、いわゆる残土条例では、再生土ではなく改良土として土砂または建設汚泥等にセメントまたは石灰等を混合し、科学的安定処理をしたものとしております。

続きまして、（2）再生土は安心・安全なものかというご質問に対してお答えします。

再生土としまして、中間処理施設で処理されて製品化されたものについては環境基準がクリアされ、安全性が確保されているものと認識しており、適正に利用される場合は安全で有用な資材であると考えられます。

しかしながら、一部では再生土による埋め立てと称した廃棄物等の不適正な処理が行われている事例もあり、県内で基準値を超えるフッ素が検出された事例もあります。また、崩落等の発生のおそれや再生土には高いPH値や塩化物を含むものもあるため、周囲への影響も懸念されるところです。また、千葉県の残土条例の規制対象ではないため、実態の把握には限界があることから、生活環境の保全を図るため県が条例化を進めているところであります。

続きまして、3つ目、旭市として実態を把握しているかというご質問でございます。

旭市では、残土条例を平成28年7月に改正し、埋め立て面積が3,000平方メートル未満での再生土等の使用を禁止しておりますが、条例に違反して再生土の埋め立てを行っている事例は、現在のところありません。

また、県の行政指導指針、平成28年9月15日施行ですが、これに基づき埋め立て面積が3,000平方メートル以上の対象事業については、千葉県海匝地域振興事務所環境保全課と相互に情報交換をしておりますけれども、現時点では旭市内において再生土による埋め立て事業の届け出はございません。

ご質問の蛇園地先の埋め立てということでございますけれども、これにつきましては、過去、蛇園地先付近に産業廃棄物の投棄がございまして、事業者が事業するに当たりまして産業廃棄物試掘届け出書というものを海匝地域振興事務所のほうに出しました。その結果、事業の区域としましては、約9,460平方メートルで、事業の目的としては、太陽光発電設備のためというふうに聞いております。当初埋め立てを再生土によるものとしておりましたが、現在はこちらを再生採石ということで埋め立てをすると聞いてございまして、これにつきましては届け出の必要がないものというふうに聞いております。したがって、地質の調査等も実際は必要がないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、自席での質問をいたします。

最初に、障害者雇用についてです。

市長の答弁では、遺憾だという回答がありました。まさにそうだと思いますけれども、国による弱者に冷たい政治、この表れだと思います。ただ水増ししたというレベルをはるかに超えたでたらめな実態だというふうに思います。まさに根っこにあるのは障害者への差別です。市長はもっと怒ってもいいと思いますけれども、どうでしょう。国の障害者雇用率は、法律で義務づけられた法律雇用率2.5%を大きく下回る1.19%です。

そこでお伺いしますが、障害者雇用促進法、障害者雇用率制度、これの簡単な要旨説明をお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、障害者雇用促進法でございますが、正式には障害者の雇用の促進等に関する法律と

いう名称でございます。

法第3条では、基本理念として、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」そのようにうたわれているところでございます。この基本理念を実現するため、事業主には障害者の雇用を促進する措置や、障害者が働きやすい職場環境の改善を行うことが求められているところでございます。

このようなことから、法律には、障害者と障害を持たない者が多様性を認め合い、障害者が健常者と同じように生きる社会をつくるという思いが込められているということでございます。

続いて、障害者雇用率制度でございますが、法第37条におきまして、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障害者の雇入れに努めなければならない。」とされているところでございます。制度の趣旨は、障害者について一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるためであり、具体的には常用労働者の数に対する障害者雇用率を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務を課すことにより、これを保障するというものでございます。

先ほど申し上げましたように、障害者雇用率は、国、地方公共団体は本年度から2.5%になっているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以前、私も障害者施設で働かせていただきました。障害者の彼らは、まさに個性がある、そういう皆さんです。確かに一般の人とは違うという性格もありますが、まさに素晴らしい人格をお持ちの皆さんでした。先ほどの答弁の中で、旭市では水増しはなかった、そういうお答えをいただきました。ぜひ今後も水増しをしない、まさに障害者の雇用を差別しない、そういう視点でもってぜひ雇用率を達成する姿勢を貫いていただきたいと思います。

次に、ブロック塀の安全対策について質問いたします。

先日起きた北海道地震に見られるように、災害列島の日本で、いつでもどこでも起こり得る地震があります。通学路の危険性を調査し、対策を講じるべき、そう訴えます。ブロック塀だけでなく、石塀の倒壊、擁壁が倒壊して危害を与え道路を塞ぐおそれが明らかになりました。民家所有のものなど、撤去回収のためには所有者任せにするのではなく、行政が率先して点

検し、財政援助も含めて促進を図る仕組みをつくることが急務であると思います。先ほど課長の答弁では、個人所有だからというお話もありましたが、まさに行政がその指導、点検をする、そして援助制度を作る、そのことをぜひお考えの中に入れてほしい、そのように思います。

宇都宮市では、独自にブロック塀撤去費用の補助制度を創設しました。横浜市でも、独自の補助制度を創設、流山市でも、通学路を対象に危険な塀の撤去に補助する方針を決めました。鎌ヶ谷市でも、通学路沿いの危険な塀の撤去や新設に必要な費用の半分、上限10万円ですが、これを支給する補助金制度を作りました。ぜひこのような各自治体でも取り組みが進められています。旭市でも有効な取り組みをすべきと思います。明智市長の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 通学路の民間のブロック塀の撤去に伴う補助制度といいたほうがいいでしょうか、そういう部分を創設してはということでもありますけれども、県内で鎌ヶ谷市、流山市やっているようであります。ちょうど鎌ヶ谷市は、今、市長会長でありますし、流山市は副会長であります。よく私も、いつも一緒にいる仲間でありますので、その市長に今までの経緯について、そしてまた今後の具体的な方法について勉強させて、検討させていただきたい、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 担当課ですね、都市整備課。ぜひ市長に提言をしていただいて、具体的な方向が出るように、来年の予算ですか、これを期待いたします。

次に、小・中学校へのエアコン設置についてです。

記録的な猛暑の中で、学校の授業や行事の最中に熱中症などで倒れる子どもたちが相次ぎ、学校の暑さ対策が問題になってきています。教室には一刻も早くエアコンを設置を求める保護者の声は高まっています。文科省の調査では、公立小・中学校の普通教室のエアコン設置率は約5割とのが分かりました。千葉県での設置率は54.7%です。旭市近隣の市町では、香取市、成田市、神崎町、酒々井町、栄町、横芝光町では100%の設置率です。

市長、このように自治体によっては100%の設置率をしている、そういうところが今読み上げたところにあります。どうぞ旭市でも、これに近い数字を今度の予算も当然目前に迫ってくると思いますが、ぜひ検討の課題として100%を目指して設置をお願いしたい。確かに莫大な資金がかかります。でも旭市には、調整基金など多額の積立金があります。市長が自

慢している積立金です。ぜひこれを取り崩してでも、いち早く子どもたちの安心な、安全な教室温度を提供できるように、エアコンの設置を求めます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 先ほども市長のほうからご回答いただきましたように、エアコンの設置につきましては、2か年で設置できるように現在計画しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 先ほど質問しましたが、小・中学校の教室での室温の記録ですね、これはなされているというふうにお答えいただきましたが、その記録簿というか、公表はしていただけますか。昨年の最高気温は32.4度とお答えありました。今年は何℃が最高気温でしたか。それでその記録ですね。何月何日から何月何日までという記録が必要だと思うんですよ。それをぜひお示ししていただきたい。

併せて、生徒・児童、保護者からの設置要望について、この意見は聞いていない、そういうお答えでした。でもアンケートをしているというお答えもありましたけれども、なぜ子どもたちにエアコン必要ですか、保護者にエアコン必要ではありませんかという問いかけをしていないのか。子どもさんから要求をつかむんじゃなくて、学校側からエアコンを必要と思いますとか、そういうことを子ども、保護者自身から声を上げていただきたい聞き方をぜひしてほしいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の（2）番目の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） まず、室温調査の結果のデータということでございました。この32.4度、昨年度からと言いますのは、先ほども答弁の中でお話ししましたが、エアコンの設置をするための検討材料として昨年度から調査したものでございまして、昨年度の記録は32.4℃が最高でしたということで確認をとってあります。これは昨年度の9月14日でございました。今年度の分はまだ集計できておりませんので、手元にございません。

先ほども、生徒・児童からの要望、問いかけをしないということでした。確かに今まではエアコン設置について、個別に、要はエアコンを設置したほうがいいですかという問いかけをしたほうがよかったんじゃないかというお話だと思います。それにつきましては、今までもしてこなかったというのは事実でございまして、先ほども普通教室には設置しないという

方向で今までやってきましたので、問いかけもしなかったということでございます。それはご理解ください。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それではこの問題の最後の部分になると思いますが、共産党の千葉県議団では、国の補助率を現在の3分の1から大幅に引き上げることと、千葉県でも東京都のように補助制度を作ることを県に要望いたしました。市原市では、学校の全教室950室にエアコンを整備すると発表しています。君津市も、大型扇風機を置いて暑さ対策を講じてきたが、熱中症対策としては限界があるとして、全小・中学校にエアコンを設置するとしました。八街市でも、エアコン整備計画を前倒しして設置すると発表しています。このような状況になっていますので、先ほど答弁で、2か年計画で設置するようなお答えでありました。しかし旭市でも2か年計画でなく前向きに設置することを私はここで要望しておきます。明智市長の見解を求めます。

○議長（島田和雄） 高木議員、今（3）の再質問ということでよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） それでは（3）の質問の趣旨が一番近い。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） では、（3）の再質問に対して答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、いろいろ精査しなければならないこと、課題、例えばキュービクルですか、電源の問題、そういったものもありますし、子どもたちに一気に工事をして影響が出ないのか、それともその期間までにやれるのか、いろいろ課題もあると思いますので、原則的には小学校を最初で、中学校2年目というような方向性をもっていきたいなど、そのように考えておりますので、皆さん方にもよろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次に、再生土による埋め立て状況についてという項目で質問いたします。

8月28日付の千葉日報新聞によりますと、千葉市での再生土から環境基準を上回るフッ素が検出され、廃棄物処理法に基づき産廃物処理業者に再生土の搬出を禁じる業務停止命令を出したと報じられました。

先ほど、課長の再生土の定義はという質問で、まだ納得いかないものはあるんですけども、再生土とは、建設汚泥などの産業廃棄物を中間処理し、土地造成用の資材に再生したもので、その埋め立てをめぐって盛り土の崩落、飛散、流出、有害物質による農作物等への悪影響、異臭、悪臭など、深刻な環境破壊を引き起こしている、そういう自治体もあります。

聞きますと、旭市では、平成28年に市長名で県への要望書を提出されたと聞いていますが、その内容はどのようなものでしたか。今分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木議員、ただいまの質問ですが、（2）のほうの再質問ということでよろしいですか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

28年ということでございましたけれども、実は29年8月に近隣の市町から知事のほうに要望書を出しておりました。こちらのことかと思われますので、こちらの内容を説明させていただきます。

要望書としましては、銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町、各市長、町長のほうからの要望書ということでございまして、内容としましては、県内の近年の太陽光発電、資材置き場等の目的として再生土による埋め立て行為が多数行われている。そういった中で、現在、県では、再生土については行政指導指針を定めて指導されているところですが、これについては拘束力、罰則等がないということでございますので、各市としましては、改良土、再生土の埋め立て行為につきまして、規制の対象とする条例を制定して早急に厳格な対応策を講じること。なお、改良土、再生土の利用を認めるに当たっては、安全性、利用基準を明確にしてほしいと、そういった内容の要望を提出したところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） これの（3）の質問で、旭市として実態を把握しているかというところで質問いたします。

先ほど少し触れましたが、蛇園地先に、現在埋め立て土で埋め立てがなされています。私も現場を見てきました。このことについて旭市の担当課としては把握しているのか。そして

そこの道路、進入路なんですけれども、その進入路のところには大型車両の通行はご遠慮ください、そういう看板が立てられています。でも、そこ、農道なんですけれども、大型ダンプが行き来している、そういう実態があります。まさにこの再生土という呼び方でないかもしれませんが、埋め立て土によるその場所、そして農道が壊される危険、そういうのはないのかどうか、実態を把握しているのかどうかお聞きいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えします。

蛇園地先の件につきましては、先ほども申し上げましたが、こちらについては再生土による埋め立てではないという県のほうの判断でございますので、確かに現状には再生の採石というものが入っているということではございますけれども、再生土ということではないということではございますので、うちのほうとしましても、ここの現場に対するこれ以上のコメントはできないというところでございます。ただし、道路の進入路でございますか、そちらのほうが大規模車の進入によりまして確かに壊れているという状況は存じ上げております。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） （3）に付随するのかどうか分かりませんが、千葉県では、再生土条例案をこの9月議会に提出するとのことですが、その条例案は、事業者が届け出さえすれば埋め立てができ、住民同意とか水資源などの立地規制もないものです。多古町では、土砂等の搬入による土地の埋め立て等及び土砂等の土質について必要な規制を行うことにより、自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的にした埋め立て条例を可決しました。

市長、当然この旭市でも、このような条例を作るべきだと思いますが、市長の見解を求めて最後の質問といたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 9月議会に、我々の要望に応じて県議会も動いてくれまして、条例を上程して可決してくれるようであります。内容については、高木議員のほうには入手しているようでありますけれども、私どもには入っておりませんので、これからいろいろ検討しながら、旭市で条例を作るべきか、そういった部分も含めながら十分検討をしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） 少し補足の説明をさせていただきます。

現在、旭市においては、残土条例の中で3,000平方メートル未満の再生土の埋め立ては明確に禁止しております。これに対して県が今条例を新たに設けまして、その中では、聞くところによりますと、500平米以上の再生土に対して許可制ではなく届け出制というような話は聞いております。市長も今申し上げましたが、この条例制定された後は、その内容をよく精査した上でありまして、先ほど申しましたように、500平米以上、県は届け出制、旭市は3,000平方メートル以下を許可していないということで、ちょっと内容がそごがごございますので、こちらの条例の内容を確認した上で、必要であれば市の条例の改正も検討して、引き続き環境保全のほうに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 澤 芳 雄

○議長（島田和雄） 続いて、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（11番 宮澤芳雄 登壇）

○11番（宮澤芳雄） 議席番号11番、宮澤芳雄です。ただいまより一般質問を行います。

その前に、市民の皆さん、あるいはこの場の皆さんにどうしてもお話ししたいことがありますので、ひとつお話しさせていただきます。

8月28日から31日まで、世界ジュニア日本選手選考会一次予選がこのまち、旭市で開催されました。8年目で初めて一次台の選考会だったんですが、ここに来た選手は、恐らく将来、東京オリンピックの後の日本を代表する選手が大勢来たんだろうというふうに考えています。これは宮崎監督の特のご配慮で、ぜひとも旭市の人たちに将来の若手のほうの選手も見ていただきたいという配慮でありました。

ご存じのとおり、最終選考会は、今年で8年目になります。監督いわく、自分が強化本部長を受けてから6年間というもの全く芽が出なかった。実はもう少し前からなんですけれども、旭市で国体が開かれて、その翌年から選考会が旭市の体育館で行われる。その後の6年間、落ちついたと。すばらしい選考会になったと。その6年間、最初は女子が3年、続いて男子が3年だったんですけれども、監督に感謝しますよ、旭市としてと言ったら、監督がいや、それは逆なんです。私たち芽の出ない新人の選手の大会というところを受けてくれると

ころはなかった。代表する選手の大会というのは引く手あまただけれども、こういったところを引き受けてくれたのは旭市が初めてなんです。本当にうれしいのは、その大会を市の職員が、体育振興課の職員ですけれども、全くそつなく手厚く、本当にすばらしい大会につくり上げてくれている。本当にすばらしい選考会なんだ。そのことが今日のすばらしい選手が生まれた大きな原因であるというふうに感謝の意を伝えてくれていました。私たちにしても、明智市長の対応、そして職員の手厚い大会への対応に、本当に感謝をするとともに、皆さんにその話をお伝えしたいと思います。

それでは、一般質問を行います。大きく分けて2点の質問がございます。

1点目、大原幽学について。

(1) 幽学の里米作り交流事業、田植え体験について。

大原幽学の水田は、天保12年、今から170年以上前に日本で初めての耕地整理が行われました。耕地を平らにして1反歩の大きさに整理し、水田の回りに水路を引き、正条植えをして手作りの肥料を入れ、米の増収を図りました。当時の形がそのまま残る水田に、子どもたちが田植えをして、稲刈りの体験をしながらこの水田を未来に残していくということが、地元にとってもとてもありがたいことです。子どもたちも、貴重な体験をしながら、大切な思い出と大原幽学の教え、性学を学ぶことができます。

米作りと併せて行われる体験があればお聞かせください。

また、この交流事業では、どのように旭市をPRしているのか、併せてお尋ねします。

(2) 大原幽学記念館を博物館として登録できないか。

大原幽学記念館の現在の位置づけは、博物館類似施設です。幽学は、生涯に多くの功績を残しています。日本で初めて耕地整理を行いました。耕地地割として国指定史跡にされています。また、幽学の作った先祖株組合は、世界初の農業協同組合です。性学という学問を基に数々の教えを説きました。現在407点が重要文化財に指定され、そのほかに600点以上が追加すべく審査されているところです。

大原幽学は、旭市が世界に誇る大切な宝です。3年ごとに実施されている博物館実態調査では、登録博物館と博物館類似施設では、施設面や活動面に明らかに差があり、類似施設より登録博物館や相当施設のほうが施設も整備され、生涯学習活動も活発に行われているとされています。

また、博物館法第9条の2では、博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民やその他の関係者の理解を深めるとともに、これらのものと連携を結び、協力の推進に資するため、

当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない、とされています。地元住民や市民にとって登録博物館となることで、よりよい活動を享受することができるようになります。また、設置者にとっても、法のもとに博物館として登録することは、大原幽学の存在を市としても高く評価しているということ国内はもとより世界中に発信することになり、多くの市民に幅広く理解されていくことと思います。

以上のことから、大原幽学記念館を博物館として登録していただきますよう要望いたします。

大きな2番目、畜産農家の臭気対策とそれに対する支援についてお尋ねいたします。

(1) これまでの取り組みについて。

家畜排せつ物のおいでの発生源となるのは、主に畜舎、排水処理施設、堆肥化施設です。排水処理施設については、回分式処理層などの開発が進み、悪臭の発生は激減しました。悪臭の主な発生源となっている堆肥化施設には多くの対策がとられていますが、これまでの対策についてお尋ねいたします。

(2) 今後の対策は、平成20年南堀之内地区の区長という立場で、産業課の要請により畜産農家と区民との話し合いの場を設けました。また、近隣住民と畜産農家との話し合いにも何度か出向き、お互いに意見を出し合う中、畜産農家の努力と行政の手厚い対策が地域の皆さんに理解されたと記憶しています。

畜産業は、社会にとって必要な大切な施設です。臭気対策に取り組む畜産農家を今後どのように支援していくのかお尋ねします。

再質問は自席で行います。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 宮澤議員の一般質問についてお答えいたします。

私のほうから、1番目の大原幽学について、(2)の大原幽学記念館を博物館として登録できないかということでご回答いたします。

大原幽学記念館の博物館登録についてであります。旭市には、多くの郷土の偉人がおりますが、その中でも代表的な人物の一人が幕末の農村指導者である大原幽学先生でございます。そのゆかりの地である国指定遺跡の大原幽学遺跡については、多くの人々に大原幽学遺跡に親しみ、次世代に伝えていくことができるように、昨年度史跡大原幽学遺跡の保存活用

計画を策定いたしました。今後は、整備基本計画を作成し、史跡を整備する予定でございます。

また、大原幽学の関連資料は、文書類、書籍類、書画類、生活用品に分類され、約5,200点あるわけでございます。そのうち、歴史資料として重要文化財の指定を受けたものは407点あります。これらの資料を有効に活用するためにも、史跡整備と合わせ大原幽学記念館の博物館登録に向けて進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課のほうからは、幽学の里米作り交流事業につきまして回答させていただきます。

農業関係の交流事業につきましては、旭市都市農漁村交流協議会が主催し、事業を行っているところでございます。

幽学の里で米作り交流事業につきましては、市内はもとより、市川市、東京都、埼玉県方面から、昨年は延べ1,000人以上の参加をいただき、国指定遺跡の大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、田植えや稲刈り体験のほか、生き物調査、芋掘り、餅つきなどさまざまな体験を通しまして交流を図っております。

このような機会を利用して、旭市でとれた豚肉や野菜を使った豚汁、カレーライスを提供など、旭市の農水産物のPRや昼食の時間帯を利用して、市内の生産者による旬の野菜や飼料用米を餌に使った卵などの販売を行っております。

また、帰りには旭市産の農畜産物が購入できる道の駅季楽里あさひ等、直売施設の案内を行っておりまして、10月に開催する収穫祭におきましても、しっかりとPRをしていきたいと考えているところでございます。

次に、2番の畜産農家の臭気対策とそれに対する支援に入ります。

(1) のこれまでの取り組みについてご回答申し上げます。

においの発生源となるのは、畜舎、排水処理施設、堆肥化施設と考えられております。臭気対策を含む家畜排せつ物の管理におきましては、畜産物の健全な発展を資することを目的に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用に促進する法律が平成16年に公布されました。それによりまして、家畜排せつ物の管理基準を定め、これに従って適正に管理するとともに、利用促進を図ることになっております。

市内畜産農家は、これを遵守することによって、環境に配慮した畜産経営を目指し、取り組んでいただいております。

市においては、臭気の問題等の対策として、県事業のさわやか畜産総合展開事業等を活用することによって、堆肥化施設及び浄化施設の機能向上、堆肥利用の促進に関する機械等の整備、既存施設に脱臭装置等を付加する事業に対し、支援を行っております。

畜産農家は、既存施設に浄化・脱臭関連の設備の追加や機能向上を進め、畜舎及び周辺の臭気対策に取り組んでいただいているところでございます。

次に、（２）の今後の対策につきましてお答え申し上げます。

県補助事業のさわやか畜産総合展開事業や他の補助事業を積極的に畜産農家の方に活用していただきまして、臭気が外部へ漏れにくいウインドレス畜舎やふん尿を適切に処理するための堆肥舎、堆肥攪拌機の整備、畜舎や堆肥舎へ脱臭装置の設置等の支援を今後も行っていきたいと考えております。

また、他市町村の環境対策の先進事例や研究機関や薬品メーカーの最新の情報の収集に努め、効果の高いものがあつた場合には視察等を行いまして、導入に向けた検討のほうを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、３時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 ３時 13分

再開 午後 ３時 25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き宮澤芳雄議員の一般質問を行います。

宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、再質問を行います。

まず1点目、大原幽学についての（１）の幽学の里の米作り体験について再質問いたします。

昨年の参加者数、それと市内と市外別にお尋ねをしたいと思います。

また、大変盛況な事業であります、これまでの事業開始から昨年までの参加者数の延べ人数をお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、参加者の延べ人数等ということでお答えさせていただきます。

参加者の延べ人数は、平成29年度で1,202名になります。参加者の住所別の内訳でございますが、旭市内の方が119名、千葉県内が699名、東京都、埼玉県など県外の方が384名となっております。

この事業は、合併後の平成18年度から事業が開始されまして、開始からの参加者の延べ人数は1万5,000人となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは続けてお尋ねします。

この幽学の里には大変すばらしい自然がまだ残っております。しかし、残念ながら自然環境は年々と変化をしまいでいます。幽学の里に多くの自然が残っていますが、私たちの子どもころの自然を今の子どもたちに見せる、あるいは目にさせることはできません。ドジョウやイモリやカブトムシなど、水族館やお店でしか見たことのない子どもたちが、自然の中に生息する生き物たちにふれあうことは、子どもたちに大きな感動を与えることと思います。

この事業で、そのほかに行われていることがあればお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、そのほかに行われている事業の内容はということでございます。お答えさせていただきます。

幽学の里米作り交流事業の一環としまして、7月上旬に田の草取りと生き物調査を行っております。生き物調査は、専門家の方をお願いしまして、子どもたちが親子で一緒に田んぼや水路などにすんでいるカエルやドジョウ、バッタ、トンボ等を観察するイベントを行っております。イベントの状況ですが、都会から見えた子どもたちが大きなオニヤンマが矢のようなスピードで飛んでいる姿を見て歓声を上げたり、見つけた生き物の数を競うなど、都市の住民と市民との交流が図られているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） このすばらしい事業をこれからも続けていただきたいと私は思います

けれども、ご見解をお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） これからも続けていくのかというようなお話でございます。

当然、我々も市の農産物をPR等を行っておる関係もありますので、今後もこのような都会のお子さんと一緒にお見えになる親の方へいろいろな面でPRをしていきたいと、当然自然の中で交流できる機会というものを今後も設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） 引き続きお願いしたいと思います。

それでは、（2）の大原記念館を博物館にという要望でございますが、先ほど市長より大変すばらしい、ありがたいご回答をいただきました。私たち、これは私の主観としてお聞きいただきたいと思いますが、合併したときに私たちが本当に誇れるものというのは、学校とこの大原幽学だったと思います。この学校を本当に環境のいい学校で、すばらしい子どもたちであります。それは市内みんな同じ気持ちでいると思います。私は干潟町のことしか見えませんので特にそう思いますけれども、よく学校の卒業式、入学式で話す中に、大原幽学先生の教えが今でも続いているんだらうと、そういう話をさせてもらいますけれども、本当に私たちの宝であります。今では旭市の宝であります。その大原幽学記念館がこうして博物館として登録をされるということ、今、恐らくこの中継を見ている大原幽学にかかわる大勢の人たち、本当に喜んでることだと思います。改めて代表してお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして、大きな2番目の畜産農家の臭気対策とそれに対する支援について再質問を行います。

（1）の再質問です。これまで無理だとされていたウインドレス豚舎であります。しかしながら、気化熱を利用することにより、これが可能になりました。また、温度管理をして好気性発酵した品質のよい堆肥づくりは、悪臭の発生を抑える効果が高く、さらに縦型コンポストと微生物脱臭装置による効果は、悪臭の90%を除去できるとのことです。

しかしながら、これらの施設には、非常に高価なお金が必要とされます。それらに対する補助金があれば、その補助金と割合、そして設置状況についてお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ただいまの施設の補助の割合と設置状況ということで回答させていただきます。

畜舎をウインドレス化している農場につきましては、正確な統計数値もなく、調査も実施しておりませんが、関係機関によりますと、豚舎では約16%、鶏舎等では約30%程度とされており、微生物脱臭装置付き縦型コンポストの設置状況は、合併後から平成29年度までに12事業主体で21基が設置されております。

次に、補助事業のほうの補助割合のほうでございますが、規模拡大を対象とする国庫補助事業の畜産競争力強化対策整備事業では、事業費の2分の1が補助となっております。また、既存施設の機能向上を対象とする県補助事業のさわやか畜産総合展開事業では、県、市合わせまして事業費の10分の3が補助率となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員。

○11番（宮澤芳雄） それでは、最後に、微生物の餌となる麦わら、おが粉、剪定枝などの副資材は、好気性に保つ優れた効果があるとされています。これまで畜産農家と、あるいは近隣の農家の間では、そういったものと、あるいは畜産農家で作られた堆肥、これとの交換、こういう活動がされてきたわけであり、工農の連携とでもいいでしょうか、そういうことがこの剪定枝、街路樹などの伐採した剪定枝、そういったもので今度は市と畜産農家とのそういった連携はできないもののでしょうか。そういったものを畜産農家に提供することはできないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市で行っています街路樹の剪定枝の提供はできるかというようなお質問でございます。回答させていただきます。

街路樹等は、病害虫の対策といたしまして薬剤防除等を行っております。薬剤防除と剪定のタイミング等によりましては、剪定枝に薬剤残留の可能性が出てしまう可能性があります。家畜が口にしたり触れたりする可能性等も考慮いたしますと、安全性の面からも利用は難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 宮澤芳雄議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 惠 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7番 有田恵子 登壇）

○7番（有田恵子） 議員番号7番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は5つでございます。

1つ目は、旭市生涯活躍のまち事業者募集事項についてでございます。これに対して5つの質問をいたします。

1つ目、8月28日議会全員協議会において、本件に関する非常に重要な説明会の席で、挨拶だけで市長が中座されたのはなぜか。

2つ目、事業者募集受付は11月27日から12月6日となっております。重たい内容にもかかわらず急いだ期間を設定した理由はなぜか。

3つ目、3.5ヘクタール、1万606坪の土地整備費は、応募者指定事業者が全額持つものではないかと考えておりますが、市が農振法を外すということで十分ではないかとも考えております。市が積み立てた税金から指定事業者1者に丸々5億円を補助金として支給することは市民が納得できるものではないと考えております。先ほどの一般質問の中でも、子どもたちのエアコン設置10億円のことで3人の議員が大きく取り上げておられましたが、この10億円を出す出さないの問題でこれだけのことが討議されるわけでございます。5億円は軽く見ないでいただきたい。

4つ目の質問。今回の公募において1つの指定業者が土地開発ディベロッパーと生涯活躍のまち構想デザイナーとしての2種類の仕事を受けることについてでございます。構想を練って調整するだけでもかなりの時間がかかる事業でございます。この事業が周知されるのにどのような手段を用いるのか。市内業者なのか、市外業者なのか、法人の業種はどんなものなのかといった条件はつけるのか、つけないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

5つ目、旭中央病院と道の駅に挟まれた3.5ヘクタール、1万606坪の限定された土地が、生涯活躍のまちという概念、コンセプトとどのような関係があるのかお伺いいたします。

大きな質問2つ目に入ります。旭市新庁舎建設について、これについて2つの質問がございます。

1つ目、基本設計で示された建築延べ床面積約4,151坪の本体工事は52億円でございます。そして実施設計になりますと6%の床面積が減っているにもかかわらず、約3,909坪でござ

いますが、工事費は52億9,000万円に上がっていることはなぜでしょうか。

2つ目、地方の人口減少が進むとともに、IT化も進んでおります。ますます庁舎はコンパクト、あるいは小さくしても対応ができるはずでございます。これらを考慮した建築の設計となっているかどうかについて伺います。

大きな質問の3つ目、消防車の入らない道路についてでございます。

1つ目、市内において消防車の入らない狭隘道路はどのくらいあるのか伺います。

具体的に言いますと、拡幅改良、修理等、住民からの整備要望あるいは行政が必要と考えた件数の合算でも結構かと思えます。

2つ目、現在使用している消防車について伺います。

どんな能力を持った消防車を何台所有しているかということでございます。

3つ目、消防団員の確保についてでございます。

人口減少と地方での若者減少により、消防団員の確保は困難をきわめていることと思えます。消防団としてのこの問題の対応策として、どのようなことを構想されているのか伺いたい。

大きな質問の4つ目に入ります。三川蛇園道路整備についてでございます。これには3つ質問いたします。

1つ目、この事業は平成の大合併と言われる平成17年に社会資本整備事業と位置づけられ、新市計画道路整備事業の一環として予算がつけられたということでございます。途中で路線が207から変更されて、見たとおりの工事中の道路に様変わりしておりますが、質問です。いつ着工したのか。当初の県に申請を上げた予算額は幾らだったのか。既に支出額は幾らなのか。途中で25億円に跳ね上がったことを聞かされましたが、その金額は新たに県に対し整備費の変更申請を上げたのかどうか。現在までの13年間におけるお金と工事の経緯について、詳細を教えてください。

2つ目、工事自体、中途半端に中断されたままでありますが、進捗状況についてお聞かせください。あのままの道路では危険だという意見が多く聞こえてきておりますから、よろしくをお願いします。

3つ目、路線変更されている現在建設中の道路のすぐそばにはホテルの里が存在いたします。環境的な問題は一切考慮することなく道路建設を着工したのかどうか。環境問題を考えてやったのかどうか。やられたのであれば、どういうことをやる予定であるのかということをお伺いします。

最後、最も大きな質問になるかと思いますが、5つ目、行政改革推進についてでございます。これについては4つ質問いたします。

1つ目、地方におきまして人口減少が著しいわけでございますが、市の広報に職員の採用募集が目につきました。市職員の採用についても、人口減少にスライドしたものになっているかどうか、伺いたいと思います。

2つ目、総務省及び千葉県からの全自治体への通達という形で、新会計基準の作成を求められていると聞いております。期限、今年平成30年3月に、旭市として提出されたかどうかお聞きいたします。

3つ目、この全自治体への通達の中で作成を求められています新会計基準のことでございます。聞きなれない言葉かも分かりませんが、お聞きください。新会計基準では、財務諸表4表の作成が義務づけられております。そうであるならば、道の駅季楽里は市の所有物件でございます。ですから減価償却費の計算はできているはずだと思います。年間幾らになっておりますでしょうか。

最後です。4つ目、新会計基準を作成するに当たり、市が所有する全ての施設の固定資産台帳は整備されているはずでございますが、旭市は実態はどうなっているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問をさせていただきました。2回目からは自席でお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから質問の1番目、旭市生涯活躍のまち事業者募集事項についての中で、8月28日に開催された議会全員協議会での市長の途中退席についてお答えいたします。

例外はありましたけれども、これまでも全員協議会では、慣例によりまして冒頭の挨拶のみで退席をさせていただいておりました。この日の全員協議会の案件につきましては、新庁舎に関する事、生涯活躍のまちに関する事の2件で、業務の進捗に合わせ随時報告をさせていただいていること、また当日は14時20分から東総水道企業団定例会に関する協議、打ち合わせが入っていたため途中退席したものであります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、生涯活躍のまちの事業者募集要項

についてのうち、(2)番目、募集受付が11月27日から12月6日となっているが、早急な期間設定ではないかということをございました。

まず、11月27日から12月6日までの期間についてでございますが、これにつきましては、参加表明書の提出期間でございます、企業から手挙げをしていただく期間であり、最終的な事業計画の提出期限は12月26日までとなっており、募集要項の公表から約3か月の期間がございます、他市の例を確認した中でも、普通というか、長いほうの部類になるのかなということ考えております。

2つ目として、(3)の土地整備費は応募事業者が持つべきであろうというようにお話ございました。

この構想は、地方創生の観点から国が推奨する政策でございます、本市においても、人口減少、少子高齢化が進展している中で、人口減少に歯止めをかけ、市を活性化させる、そのためには市の宝でもある旭中央病院を活用し、持続可能なまちづくりを行うことが旭市にとっても急務であると考えております。

実現に当たりまして、民間活用を予定しておりますが、将来の旭市を見据えての重要な政策であると考えておりますので、計画地に誘導するための農振除外をはじめとした土地利用や補助金の交付など、民間の参画しやすい環境づくりとしてハード、ソフト両面から支援をしていく必要があると考えております。

3つ目としまして、(4)今回の公募において1つの指定事業者が土地開発と構想のデザイナーという2つをやるというお話ございました。本構想は、募集要項にも記載のとおり、応募者の構成については、単独の法人または複数の法人により構成されたグループとするというふうに書かれております。したがって、単独の法人で全て行うのか、おのこの得意分野を生かしたグループなのか、これについては提案をされないと何とも分からないという状況でございます。

4番目として、(5)の旭中央病院と道の駅に挟まれた土地が生涯活躍という概念とどのような関係があるかということございました。

まず、構想のエリアとしては、道の駅との連携、相乗効果を踏まえ、病院から道の駅まで一帯を構想のエリアとしています。計画している予定地は、旭中央病院の隣接地でございます。

次に、生涯活躍という概念とどのような関係があるのかというご質問ですが、国のいう生涯活躍のまちは、地方創生の観点から元気な高齢者が希望に応じて地方や町なかに移り住み、

地域の住民、多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりということになっております。

国の示す具体像として、入居者の安心・安全の確保などの視点から、継続的なケアの提供というものがあり、地域医療機関等との連携または地域資源との活用などを提示されております。

以上のことから、医療・介護、防災を含めた旭中央病院との密接な連携、円滑な地域医療連携の推進と居住者の安心感、満足感の向上などを考慮すると、現計画予定地が最適であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから大きな2番の旭市新庁舎建設についての（1）、（2）と、大きな5番、行政改革推進についての（1）、そちらについて答弁をさせていただきます。

まず、庁舎の（1）基本設計で示された延べ床面積が実施設計では減っているのに、工事費が上がったのはなぜかということについてお答えいたします。

基本設計での工事費につきましては、空調や照明などの設備や執務室等の費用などが定まっていない中での設計ということで、あくまでも概算設計でありました。積み上げたものではございません。現在進めています実施設計では、執務室等のレイアウトや設備の配置、仕様などを含めた詳細な設計を行い、それらに必要な数量や設備の大きさなどから具体的な積算を行った結果でございます。

主な増額要因につきましては、労務費等の上昇や国の進める働き方改革による工期の延長などによるものでございます。

続いて、（2）の人口減少とIT化の推進により、職員数を減らすことを前提とした上でコンパクトな庁舎になっているかとの質問に対してお答えをさせていただきます。

職員数につきましては、例えば建設部門では、道路の維持補修、街路や公園の維持管理、また水道事業においても、配水場や埋設管等の維持補修などは、人口が減少しても、その事業量は比例して減っていくものではございません。産業面でも、基幹産業である農業や地域の活力でもある商工業への支援等は続けていかなければなりません。

また、福祉部門であれば、少子化により、子育て支援についてはより手厚く多種多様な行政サービスが求められております。高齢者福祉については、対象者が増えてまいります。

窓口部門におきましても、証明手続等を全てIT化ということにはならないわけでございまして、人口減少により量的には幾分減るものの、対象業務が減るわけではなく、より複雑化してきております。総務部門についても、同様でございます。

今後のIT社会の推進によっては、職員数を減らすことが可能になるかもしれませんが、今の段階で、そのような先を見据えた庁舎の規模にすることはできませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、大きな5番目でございます。行政改革推進についての(1)地方においては人口減少が著しいが、市職員の採用についてもこれにスライドしたものになっているかとの質問にお答えさせていただきます。

まず、これまでの職員数の削減状況でございますが、平成17年7月の合併時には851人でありました。本年7月現在では674人となり、実績で177人を削減してきております。ご案内のとおり、平成の合併は、人口減少、少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的に推進されました。

旭市におきましては、第1次、第2次、そして第3次と類似団体を目標に定員適正化計画を策定の上、職員数を削減し、行政基盤の確立を図るべく行政改革を推し進めてきたところでございます。そのようなことで類似団体との比較でございますが、合併時は相当数超過しておりました。100人を超える規模で超過しておりましたが、昨年平成29年度では2人の超過まで圧縮をしてきたところでございます。

採用の状況でございますが、一般行政職は、第1次計画では退職者の3分の1程度、第2次計画では2分の1程度に抑制、さらに技能労務職については退職者不補充により採用を抑制してきたところでございます。また、第3次計画、現在の計画においても削減計画40人を達成するため、引き続き採用抑制を行っているところでございます。

なお、人口減少に伴い職員数の採用を減らせるのではとの質問でございますが、ただいま新庁舎建設に関しての答弁で申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、私からは、3、消防車の入らない道路について、こちらから(1)市内において消防車両の入らない狭隘道路はどのくらいあるのかについてお答えいたします。

消防本部といたしましては、市内4地域9地区において消防車両の進入が困難な狭い道路

があることを把握しております。署員は、毎月、地水利調査を実施しており、狹隘道路や通行障害等の把握に努め、各署々で情報の共有をしております。ご質問の内容に、拡幅、改良等の内容がございましたけれども、消防本部では把握しておりません。

次に、（２）現在使用している消防車両についての内容であります。

車両の種類、台数等の内容でございますけれども、現在、主に運用している消防車両は、消防ポンプ自動車４台、水槽付き消防ポンプ自動車４台、化学消防ポンプ自動車１台、はしご付き消防自動車１台、これの４車種でございます。

内容につきましては、消防ポンプ自動車は、防火水槽や消火栓から消火に必要な水を確保し、水槽付き消防ポンプ自動車に送水することを主な役割としております。約30本ほどのホースと、ホース延長用のホースカーを積載しております。

次に、水槽付き消防ポンプ自動車は、1,600リットルから約2,000リットルの水を積載し、火災現場では、その積載水で直ちに消火活動を行います。

次に、化学消防ポンプ自動車は、水1,400リットル、薬液500リットルを積載し、水と薬液を混合し、発泡させて放水することで泡などによる窒息消火を行います。水では消火困難な油火災や工場などの危険物火災に使用する車両です。

次に、はしご付き消防自動車であります。地上高約30メートルまではしごを伸ばすことができ、高所からの人命救出や高層階への放水が可能な車両です。はしごの先端が屈折することで、屋上のフェンスなど障害物を避けて消防活動が行えることと、前輪、後輪を操舵させる装置、これは4WSと呼びますけれども、最小半径7.2メートルで旋回できることが特徴でございます。

続きまして、（３）消防団の確保についてでございます。

内容的には確保が難しい中、どのような構想を持っているかのご質問でありますけれども、団員の確保には困難なこともございますが、団員の方の入団しやすい環境づくりを実施しております。内容といたしましては、操法大会の当日、イメージアップキャラクターあさピーと団員の家族のふれあいの時間を設け、併せて消防車両の展示やはしご車の試乗ができるようにしております。なお、夜間の操法訓練については、会場周辺への配慮と団員の負担軽減から、訓練時間を制限しております。

また、団員相互の親睦としまして、スポーツ大会を開催し、地域の団員が交流できるようにしております。

そして、旭市消防団サポート店制度を実施しまして、消防団員やその家族が協力店から

サービスを受けられるような事業も実施しております。

このような環境配備をいたしまして、なかなか団員確保には難しいこともあると思いますが、継続して団員確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、4番目の三川蛇園道路整備についての（1）の社会資本整備事業と位置づけられたこの事業はいつ着工したのかと、それと当初の予算額と既に使われていた額は幾らかという質問に対しましてお答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業として着工したのは、平成22年度からでございます。

次に、当初の予算額はというご質問ですが、事業開始時点では道路概略設計を基に算出した約15億5,000万円を計画事業費としておりました。

次に、既に使われた額は幾らかというご質問でございますが、平成29年度までに7億4,400万円でございます。それと金額の変更という話がございました。事業費が平成26年度に変わりましたので、それは国の承認を受けたのかというご質問です。平成26年度に計画事業費の変更承認ということで国から承認を受けております。

次に、（2）の事業自体が長らく中途半端に中断されたままであるが、進捗状況はについてでございます。お答えいたします。

ご質問の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業の進捗状況については、国道126号飯岡バイパスから県道銚子旭線までの約1,900メートルの区間で申し上げますと、用地の進捗については、残る地権者は実質1名であります。また、工事の進捗につきましては、現在着手中の区間約450メートルを含めますと、約1,600メートルでございます、84%の進捗状況でございます。

次に、（3）の建設道路のすぐそばに貴重なホタルの里が存在するが、このことを考慮することなく道路建設を着工したのかというご質問でございます。お答えします。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントにつきましては、本事業は対象となっております。なお、ルートを選定に当たっては、ホタルへの影響対策として、計画線を生息区域からできるだけ離し、水路についても、可能な限り現況の形態を残すようにした上で、起終点位置、支障物件、家屋の連担状況等から経済性を考慮して道路構造令に基づき決定したものであります。

また、夜間に通行する車両のライト対策のため、樹木などによる遮光壁の設置も計画して

おりますので、影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな5番、行政改革推進についてのうち（2）と（3）、（4）についてお答えをいたします。

初めに、（2）でございます。国や県から通達として新会計基準の作成を求められているはずだけれども、期限までに提出したのかというご質問でございます。

議員のお言葉の中で、新会計基準というお言葉を使っておりましたが、国からの通達の中では、統一的な基準というふうに示されておりますので、私のほうでは統一的な基準という言葉で使わせていただきます。

まず、この統一的な基準に基づいた財務書類の作成でございますが、全ての地方公共団体に対して要請されているものでございまして、原則として平成28年度の決算の書類を平成29年度末までに作成することとされております。これに基づきまして、旭市におきましても、平成28年度の決算分から作成を開始しておりまして、この財務書類につきましては、平成29年度末、平成30年3月30日から市ホームページにおいて公表しております。なお、提出ではございません、作成が要請されているということでございます。

続いて（3）でございます。道の駅季楽里あさひの減価償却というご質問でございます。

この資産につきましては、内容としまして、土地をはじめ建物、厨房施設、トイレ等の工作物、あるいは物品等がございます。これらの資産につきましては、財務諸表の基礎となります固定資産台帳に計上しまして、建物、工作物等については、それぞれの耐用年数により減価償却を行っております。

減価償却が年間幾らかというご質問がございました。減価償却の年間の額は約4,700万円でございます。

次に（4）の全ての施設の固定資産台帳を整備しているかというご質問でございます。

旭市におきましては、統一的な基準が示される前の平成20年度から財務諸表を作成しております。このため、財務諸表の基礎となります固定資産台帳については、登記簿謄本等を基に作成しました公有財産台帳をはじめ、道路管理台帳、あるいは備品管理台帳から、市が保有する資産を把握した上で作成しているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それでは一般質問2回目の質問にまいります。

いつも市長は議会全員協議会で挨拶だけだというようなことをおっしゃいました。今回はちょっと違っていて、この中の5億円の税金をすんなり一指定業者に補助金として支出するという点がございますから、5億円というのは軽いお金ではございません。そんなときに、やっぱり担当の課長はあんまり生涯のまちのことについて質問を私もしましたけれども、熟知されていないなという感じがいたしました。それだけに、推進協議会会長にも就任されるということの市長がまずもって説明するべきではなかったかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは、市長が説明すべきではなかったかということに対してお答えしたいと思います。

重要な案件だということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、14時20分から公務が入っていたということもございます。それでこの全員協議会に当たりましては、説明する内容につきまして担当課、副市長を含めて十分な協議を行った上で全員協議会で説明したということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 担当課の課長に聞いていませんよ、市長に聞いています。

意識の問題でございまして、よその定例議会に出て、定例ですから、今回定例ではないですよ。その辺お聞きします。市長にお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今、担当課長からお話がありましたように、この説明会につきましては、副市長、担当課と十分協議をして、説明をしていただくということになっておりまして、この案件については何回か途中に経過報告をしているということもありまして、公務もあったということ、それもありましたけれども、今後はそういった部分、議員の皆さん方に疑問を持たれないようにしっかりと担当課とスケジュールの調整をしながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうしますと、担当課長の方でも結構ですけども、この応募要項というのはこのままでいくおつもりですか。もうこれ修正なし、条件つけない、このままこれを議会を通してもらいたいというような要望でございますか。非常に瑕疵が見つかりますね。私は穴があくほど見ていますけれども、これ、熟知されてやったんでしょかね、本当に。エアコン10億円のことで大騒ぎしていますよ。この5億円をすんなり誰か分からない人にあげるんですか。これって、こんなのあり得ない話です。課長でもいいです。

○議長（島田和雄） 有田議員、ただいまの質問ですが、（1）の質問は市長が中座したことについての質疑ということなのですが、今の質問の趣旨はどこでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） やはりこれ、陣頭指揮していただくのは市長だと思います。協議会、審議会の会長でおられますから。これはやっぱり私から見たら何か嫌で嫌で仕方ない。突っ込まれるのが嫌で逃げたという感じがしますけれども、いかがでしょうか、市長。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しあげましたように、副市長と担当課長に事前によくこのことについて話し合いをしました。それで2時20分に東総水道企業団が来るということもありましたので中座してしまっただけでありますけれども、重要案件ということの中で、これからは担当とよくスケジュールを打ち合わせながら説明会、全員協議会、出席をさせてもらうということに努力していきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2つ目の質問のところ、8月28日と言えば議員の一般質問の原稿締め切りの日です。そんな中でこういう、前から渡していた、渡していたと言うけれども、5億円の話は聞いてなかったと思いますね。早急な期間設定、今、3か月あるではないかという話、先ほどおっしゃったわけですけども、この内容が内容でございますよ、内容。私はコンペ結構なれている人間なんですけれども、単純な1つの事業に対するコンペでもだいたい3か月ですね。これって中身がどんな中身かという話になってきたときに、こんな短い間に、そして議員が一番忙しくて慌ただしいときにさっと渡したら、それで終わりみたいな逃げのような感じでの説明会されたわけですよ。内容のことを考えたら、こんな早い締め切りなんて絶対にあり得ないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） このスケジュールに関しましては、生涯活躍のまちの推進協議会の中でも、期間設定について協議をしていただいて決定されたものでございます。先ほども申しましたように、他市の例も参考にしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） これ、きょうこんな議会で議案で言うよりも、もう1回話し合いというか、詳しくやるべきだと思いますけれども、こんな早急にこれが通っちゃうということは非常に怖いんです。こんなよりエアコンを先に通してあげてくださいと言わんばかりなんですけれども、こんなの後回しですよ。もうちょっと5億円の使い方、きちっとした形で納得のことができるようなことをやっていただきたいばかりに、こんな逃げるようなことをやらないでいただきたい。もう1回吟味する機会を、協議会をやっていただけませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） そうですね、議員、ご質問あれば課のほうに来ていただければお答えしますし、何も隠しているとか、そういうことがあってやっているわけではございませんので。それで5億円の補助の根拠というものは、この前の全員協議会でもお話ししたとおり、道路を計画した中で、こういう形でやると5億円ですよということで設定しております。道路ですし、そこに上下水道が敷設されるということで、要はそれは最後は市のほうに移譲されるわけですから、決してこれが無駄な補助金になっているとか、そういうことではないというふうに考えているんですが、ちょっとその辺が話が合っていない感じが。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 道路が入っているとか、道路整備に5億円かかるという予算、どうやって見積もったんですか。

○議長（島田和雄） 今、議論が（3）のほうに行っちゃったんですけれども、今、（2）の再質問という形の中で進行していたんですけれども、5億円の補助金については（3）ですが、有田議員、（3）の再質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、5億円の根拠ということで、これは全員協議会の資料の3に明示してございますが、道路として2億5,540万円、上水道で6,110万円、下水道で9,090万円、造成に1億4,020万円というような積算になっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そもそも土地開発というのは業者が全部やって、道路も寄附して、とにかく土地開発というのは全部事業者が持つもので、それでいてよくなる。要するに農業振興法を外すだけでも大変なことで、事業者としてはそれで満足できるはず。それにまたこういうことすること自体がちょっと信じられないこと。

要するにこういうことです。こんなこと餌つらなくても、農振法の網外してくれただけでもいいということですよ。そして広いところに事業者募って、もう少し時間かけてやれば、市民の税金、積立金から5億円使う必要はないということ、これが本当に言いたいことなんです。

やりたい人いると思いますよ。これはあたかも、もう何か誰かが決まっているような感じで進んでいるような、こんな慌ただしい中でやるから疑われちゃうわけですね。民間が例えば開発をした場合、市がするより半分ぐらいの値段で済みますからね。

そういうことで、民間にみんなやらせたら安くできちゃうというところがあって、はなから5億円くれるんだったら、5億円の請求書を出しますよという話になってしまうので、こういう企画というのは、いいことなだけけれども、市民の税金の中から、積み立てた中から、エアコンで困っている人がいっぱいいる、そういうところに回す。そして消防署の団員が困っている、道が拡幅とかいろいろな要望が来ていますよ。そっちのほうに幾らでも積立金は回せます。こういうの、事業者にやらせたらいいんじゃないですか。こんなところに贅沢三昧に渡す必要はない、誰か分からないような人という話なんですよ。

そのこのところを盛り込んだ要項を作っていたきたい。私はこれは反対じゃないんですよ、全然反対じゃないんですよ。市民の税金の5億円を勝手に使われる、勝手にやられるというところに、そういうのはもう自分で持たせたらいいんですよ。それでも応募すると思いますよ、あると思いますよ。こんな短いからできないということを私は申し上げているんです。

以上です。ちょっと時間がないのでこれは終わります、これで。それに対してご意見だけで終わります。ここの1番は。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） これも何度も説明しているところでございますけれども、この5億円はあくまでも上限ということで、民間の提案されたかかる経費を算定したもので請求された形で算定されるということになりますので、全て最初から5億円がありきという話ではありません。

そして、これをどうしてこういう形にしたかと言え、民間にインフラ整備を行ってもらうということを考えたというときに、民間の提案の事業計画の内容、例えば機能のレイアウトだとか、規模、接道要件等、どのような提案をしてくるかが民間の計画になります。市で先に先行整備をしてもいいんですけども、それをした場合には、民間がこういうレイアウトでやりたいというものに対して逆な制限をかけてしまう。ですから提案する方がこういうふうに道をレイアウトしていきたいんですよ、そうすると何メートルの道になって、どのぐらいの上水道、下水道、そういうものを敷設しなければならないかという積算がされると幾らかかる。それが例えば7億円かかっても上限5億円ですから、5億円ということになるという決め事でこの要項が決められております。

とにかく民間のコンセプトに合った自由な発想をしていただいて、よりよい生涯の活躍のまちづくりにしていただきたいということでこういう形を選んでいるということでご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 4回目ありますか。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 民間の自由な発想でやる、それは全く同感でいいんですよ。そんなこと言っているんじゃないんですよ。それでいいんですよ。お金のところは民間に出させたらいいでしょうということを言っているの。そして道路をどこにつけるといのは協議すればいいんですよ。1円たりとも民間に出す必要ない、民間に持たせたらいいんじゃないですかということ言っているんですよ。何でそんなやりたいんですか、誰か分からない人に。誰か分かる、子どもたちに先やって。それにこんだけ予算がどうやらこうやらという話があるわけでしょう。何でそんな簡単に渡すという発想になるんですか。喜んでやると思いますよ、これ。今おっしゃったでしょう、7億円かけてもやると思いますよ、事業者は。そういうふうにもっていったらどうですかということ提案しているんです。市民の税金を使っただ

きたくないから、そういうことです。それだけです。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 生涯活躍のまちづくりということで、将来の旭市の展望、本当に人口減少に歯止めをかけたい。そしてまた旭市をある程度東総地区の中核都市としての位置づけをしたい、そんなような思いでこの生涯活躍のまち、国の地方創生、もの・ひと・しごと創生法の中でうたっていることでありまして、ぜひその施策に旭市も乗って何か活性化といいましょうか、発展をさせていきたいと、そんなような思いでこの生涯活躍のまちを計画しているところであります。

債務負担行為の5億円の問題で有田議員からのお話でありますけれども、やはり旭市に企業を誘致をしたいというような部分もありますし、旭市のまちづくりの本気度、そういったものも必要ではないかなと、そんなような思いの中で、よくある例でありますけれども、この土地を使ってください、ぜひ来てください、そんなような手法も企業誘致にはあるわけでありまして、そういった部分も含めると5億円の算定はいろいろとあるわけでありまして、道路、下水道、上水道、そういった部分と3町5反の造成、そういったものを試算しますとだいたいそのくらいになるのではないかなということで企業に提示をして、企業がいないということであれば、それはそれでいいですけども、旭市が、行政がそれを整備したり、やるというよりは、企業の独自性に従ってそれを開発してもらおうと、そういったようなことで今回そういった5億円を補助金の上限として設定させていただくということでご理解をいただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、4時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時40分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 大きな質問の2つ目、新庁舎建設についての第2回目の質問いたします。

基本計画のところではなかった液状化対策2億8,500万円が実施計画では計上されております。これは、やはり今、公園ということでやっておりますけれども、公園ですとあり続けるのなら液状化対策いらないわけですね。そうするとこの地盤悪いんじゃないですか。そもそも海拔も低いと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

液状化対策、先般も全協で説明いたしました、地表から地下20メートルほどまでの地質におきまして細かい砂の粒子といいますか、それが含有量が少ないよというような中で穴を掘って砂を押し込めるような工法、それが液状化対策ということで2億8,000万円の計上をしようとしたところでございます。

1点申し上げさせていただきたいと思いますが、今回、先般も北海道、その前には熊本県、まさしく震度7、最大級の震度というものがある中で、旭市においても当然どのような状況があるが分からない。国のようなそういった基準においてもしっかりと液状化対策しなさいという通知もございます。

参考までということではありませんが、先般造らせていただきました矢指の築山でございます。承知のように総事業費3億円弱ではございますが、設計の段階において、あの築山での液状化対策も1億円という設計額でございました。施工方法としては築山につきましては地表から浅いところで3メートル、深いところで5メートルまでであります。あそこは掘削をして土質の改良、そのような工法で行いましたが、その液状化対策費が1億円、実際には入札の関係で7割ほどになりましたから7,000万円ほどであります。とにかくあの場所、今回の庁舎の場所が弱いというだけではなくて、旭市どの場所がどうだということとははっきり分かりませんが、やはりこのような想定外の地震がある中でございますから、しっかり対策を講じたいということで2億8,000万円の対策費を計上させてもらったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今、建物を建てる、この基本設計、あるいは実施設計、今の値段、物すごく上がっている。その辺、把握していますか。全然変わっているのわかります。その辺のところの費用の設計のところ教えてください。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先ほど、私、答弁でも、今回主な増額要因につきましては、労務費等の上昇や国の進める働き方改革といったようなことで答弁をさせていただきましたが、実は国といたしますか、例えばこれは財団でありますけれども、経済調査会であるとか、同じく財団でございますが建築物価調査会、そういったところが3か月に一度、建築コスト情報というようなことでそういった単価のほうを流しております。当然そこら辺を見据えた中での今回の算定でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 何かよく分からなかったんですけども、今、算定したらどのぐらいになるか伺いたいんですが、分かりますか。例えばきょう、同じことをやれば、どんな時代に入っているかというのをご存じですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 何か今と言われても、それは答弁できませんが、前回の基本設計、それが52億円でありました。それが今回52億9,000万円になっているということで、その9,000万円の上昇の根拠として、大きな部分として労務費等の上昇分が約1.5億円ほどあると。それは基本設計のほうは30年3月に策定をされておりますが、そのときの建築費というのは、実際には29年7月時点、7月から約9か月過ぎた中で0.6%のものから4.3%のもの、いろいろな部材等があるでしょうけれども、そういったいろいろな積み上げの中で今回9,000万円上がったということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） この3か月ぐらいの間でも1.5倍ぐらいの鉄骨費になったりしているんですけども、こんな金額ではできなくなるということ認識していただきたいなど。それに対してどう対処するのかなということ、ちょっとこれはやっぱり細かい勉強していただくとか、状況に対応していただかないといけないと思います。

私になぜこういうことを言うかということ、余りにも大きな金額になってしまう、結果的にね。それって計画から外れたような、50億円で始まった計画でしたよね、それがどんどんす

ごいことになってくるんですよ。そうするともうコンパクトにやるしかないというふうな発想にならないかなと思って、そういうことを言いたいばかりにやっております。

ちょっと時間がないので、そういうことで2番いいですか。答弁をお願いします。

○議長（島田和雄） 今の質問は5回目になりますから。質問の趣旨が違ってくると思いますので、（2）のほうの再質問をお願いします。

○7番（有田恵子） 2つ目の質問の人口減少とIT化ということで、先ほど答弁、本当分からないんですよ。今、事務所なんていないんですよ、我々起業家なんていうのは。本当にいないんです。どこでもやれるんですよ、スマホとパソコンさえあれば。そういう時代に入っていますから、幾ら人口が減ってもいるものはいるんだとおっしゃったわけですよ。いないですよ。すごいですよ、IT化というのは、AIとか今、もうちょっと勉強していただきたいと思います。本当にいないと思いますよ。どでかいのを造ったって知らないです。

これは後で言いますけれども、メンテ代が大変ですよ、大きいのを造れば。人口減少する中で。確実に人口は減りますよ。だからこんな大きなもの、そして高いものを造っていくこと自体が本当にばかみみたいな話なんですよ。観光のタワー造るんだったらまだいいですよ、みんなが見に来てくれてお金を落としてくれる。落とすような建物じゃないじゃないですか。こんなの見て喜ぶ人いませんよ。機能さえできればいいということですよ。それにどんどん1.5倍膨れる。これは多分コンパクトにやらないと、ここで縮減させないと大変なことになる、100億円ぐらいになりますよ、これ。

だから、もう根本的に考え方変えないと、建物の延べ床面積もかなり縮小させないと普通の金額にならない。そして後々のこと、メンテということ考えた場合、それも織り込んで今やっていただきたいなと思っているわけです。庁舎は大賛成なんですよ、私、建てていただくの、賛成なんですよ。だけれども、こういう場所も悪い、水対策やらないといけないとか、そういういろいろなことが起こってくるような高いところ、高くなる一方。これは避けたいという意見でございます。いかがですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

何か事務所いらないと、本当に極端なご意見だと、これは有田議員のご意見として承らせていただきます。

当然、メンテ等につきましてはちょっと質問項目ではなかったので手元には資料は出てきません、維持コスト等についても現在のまさしく分散した中で、各支所があるとかそんな状況の中よりは、当然として維持管理コスト下がるようなことでしっかりと検討しているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 庁舎大賛成ですけれども、考え方を切り替えるという時期になると思います。それを覚悟していただきたいなと思っているんです。当たり前にやれないことになっていくと思いますよ。そういうことで、庁舎に関してはこれで終わらせていただきます。

あとコメント。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほどの答弁と繰り返しになります。事務所がいないということには、まだ当面想定できません。例えばですが、先ほど数字は申し上げませんでした。維持管理コストですね、現在本庁舎であるとか、第二庁舎、または一緒に入るようになるような第二市民会館とか、健康管理課ですね、そういったものを含めると、約9,800万円ほどの年間維持費かかっております。その中で単なるランニングコストというよりは、ちょっとした補修費のほうが1,800万円ほどかかっていますので、一般的なランニングコスト8,000万円ほど。これは新庁舎で想定いたしますと6,600万円ほどになる。1,400万円ほどのそういったランニングコストの削減のほうも検討しているところでございます。

先ほどの答弁の繰り返しになります。以上です。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、ここでおはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 消防署の3つの質問に関しては、ほとんどコンセプト同じなんです。消

防団員の確保に対して、私は非常に同情しているものなんです。実際に火事が近所で起こった時の話なんですけれども、大変なんですよ、後始末のところ。消防団の方がやっていただくというようなね。それでほとんど大変なのは、狭い道路で後の始末なんです。ということで、道路が原因かななんて思ったものですから、これは建設課の人に、消すことばかり把握されているほうですから、建設課の整備の方をお願いしたいと本当に切に思っているんです。喫緊の課題だと思うんですよ、道路整備は。いろいろな意味で、今はもう災害だらけですからね、これから何がくるか全く分からない。しかし、道路が広ければ結構解決できるといふことがありますから。

いらない道路は造らないでください、本当に最後で言いますけれども、こういう大事な、人が住んでいるところの狭い道路、雨が降ったら長靴履かないと歩けないとか、白線が全部消えているとか、草ぼうぼうで広い道路も狭くなっているとか、いろいろなクレームが来ているんです。だから、これ、消防の問題だけじゃないんです。消防の団員さん、楽させてあげたい。やりやすくしてもらいたいという願いがこもっているんです、道路建設。

そういうことで、喫緊の課題、道路にちゃんとやっていただきたいということでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 急なご質問で準備はしてございません。従来どおり道路整備につきましては、住民の皆様のご要望にお応えして着実にやっていくつもりでおります。ただ、うちのほうで幾ら道路を広げたいと言いましても、なかなか地権者の考え方で協力できないという方もおりますので、そういったところ含めて今後道路の整備のほう進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） その点なんですけれども、行政のお上が上から言ったら頭にくることがいっぱいあるんです。やっぱりせつかく自治会とか区長会があるわけですから、その辺を通して何とか住民の協力を得るようなやり方、もうちょっと頭ひねって考えていただきたいなと思ひますよ。いじめていくんじゃないんです、住民を。じゃなくて、あんまり上から言ったようなやり方はよくないと思ひますよ。そういうことです。もうちょっと道路狭いほうがいいんだとか言うような人もおりますよ、中にはね。だけれども、みんなのためを思ふことでやっていくという形で、区長を巻き込んで説得していただくというようなことで、

あんまり上からやらないで、そういうやり方をやっていただけたらと思うんですけども、
どうですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 一応、うちのほうも上から目線ということは考えておりません。当然、住んでいる方の思いを受けながら整備のほうを進めていきますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 4つ目の三川蛇園について。1番、2番飛ばしまして、この中で3番のところ、このホテルの里、それから出清水のすばらしい環境がきょうから始まっていますけれども、これ本当にあれですか、光を遮るものとか何か植林を植えるとか、そういうことを本当に計画はされていますね。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） お答えいたします。

その遮光壁のほうですね、樹木による遮光壁とか、ホテルの生育には支障がないようにうちのほう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それは地域住民のそういう自然環境を守る会の方の同意、得ていますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 過去にご質問もあったと思います。たしか地元、出清水の組合かと思ひます。その辺のところはうちのほうもお話ししながら進めていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 農薬を使われたら困るということで、農薬というのはホテルの餌、カワニナが農薬の水を飲むと育たない。育たないとホテルも食べるものなくなるというような循環しているわけですけども、この農薬の問題はどうなっています。あのあたりの草刈りのときに使ったら困るとかというような話が出ているんですけども。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 農薬のほうは非常に難しい話なんですけれども、今、農産課長にお聞きしましたら、あの周辺は米のほうを作っていないということで農薬のほうは使っていないというふうに聞いておりますので大丈夫だろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） すみません。5つ目によろしいですか。ちょっと時間が。

○議長（島田和雄） 行政改革推進についてですか。

続けてください。5項目め、行政改革推進について。

○7番（有田恵子） 5つ目、行政改革推進についてお伺いいたします。

この中の3番に集中したいと思います。財政課長。

現在、使われているのは普通の現金主義ですよ、平成20年からどちらも作っている。古いのと新しい、財務諸表と従来の会計制度と2つ使っているということをおっしゃっているわけなんですけれども、活用していますか、財務諸表4表。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つかございました。まず現金会計かというのがございましたけれども、官庁会計でやっているのと、1年間終わったものをもう一度別の形でBSを中心とする財務4表で作り直しているということです。両方作っております。

それと、活用しているかということがございました。活用でございますけれども、この新しい形での作成が平成28年度の決算からでございます。29年度、まだ2年目でございます、活用するためにはよその団体との比較ということが重要になってくるかなと思っております。まだよその団体との比較という状態の情報がございますので、今後そこらを比較する中でどんな形で活用できるのかなというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 財務諸表を作るということ自体が固定資産台帳を作るということになるわけですね。ですよ。分かっていますよ、そんなことぐらいね。

それで、固定資産台帳を作るということ自体が、資産の金額が分かってくるわけですね。

今までの従来のやり方であったら収支だけですから、どれが何ぼでというようなことは無視してやっていたわけですね。財務諸表でやっていきますと固定資産が分かる。そうすると何がいかと言うと、建物をむやみやたらと壊せなくなるんですね、価値がある限り。私はこれは発見したんですけれども、平気で壊していく旭市という感じがしまして、古いからとか、耐震性がないからといって壊していくのを見ていまして、お金のない若い人で、技術開発だけができるという若い日本人って非常に多いんです。お金がないだけで。そういう若者を旭市に取り込んで建物を無料で、電気代だけもらって貸すというようなことで、固定資産台帳に載っているものを壊さないで、できるだけ活用していただきたいということです。

それが耐用年数がオーバーしておろうが、そういうような使い方を今後していただきたい。固定資産台帳があると、それがすごく把握ができるから。だから潰さなくて、いいおか荘がそうです。7億5,000万円の簿価があっても潰そうとしましたでしょう。ああいうばかなことを起こさないようにするためにも財務諸表4表、これは必須じゃないにしても、その流れで旭市は会計やっていただきたいと私は願っております。

だから、財政課というのが命取りの課になると思うんですよ。そこがしっかりしていかないと、何でもかんでも言われたら。建てたい業者がいたら壊してくれというようなことになって、はあはあということになりますからね。常に固定資産台帳にらめっこしていただいて、この少子化でどんどんこれからは交付金なくなってきました。国がどうなるか分からない。だから大事に公共施設使っていただきたい。そして捨てるでもいいようなものでも、貧乏な若者集めて何かやれというような形で再利用していただきたい。そして高齢者なんか集めたって仕方ないですよ、金食い虫。若い人を集めるという政策、そのために公共の施設を潰さないで活用していただきたい。これが私の願いでございます。

もう時間がきました。ありがとうございました。

それに対するコメントだけお願いいたします。財政課長。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ありがたくご指名をいただきましたので、私のほうでまずお答えをいたします。

いろいろご提言をいただいたようでございます。私の範疇としましては、その台帳をきちんと作ってそれを管理、あるいは活用していくことかなというふうになんて心得ました。これからそれを継続して行って、活用できるような形を目指していきたいと思っております。私はそれ

までの答弁といたします。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 先ほど議員のご説明の中に、何でもかんでも潰すようなことはやめていただきたいと、当然そのようには考えております。今現在、公共施設の総合管理計画に基づきまして、それぞれの機能別の個別計画というのを策定中でございます。当然その中で潰すものもあると思います。ただしほかの機能へ転用する、ただし先ほど議員おっしゃったように、例えば若者に貸して活用したらどうかと言いましても、耐用年数が過ぎていたり、耐震のきいていないものをそのまま貸すということは行政として非常にこれは無責任なことにつながってくると思います。そういったことも勘案しまして、今現在、個別計画を策定中ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

時間1分ですから。

○7番（有田恵子） 今、無責任とおっしゃったでしょう。ただだったら貸してほしいという人いっぱいいますよ。やらしたらいいんですよ、耐震を向こうに。何もこっちが税金でやる必要ないんですよ。そういうような感じでやっていただきたいなということ。

ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 耐震等なくても無責任じゃない、貸せばいいというお考えには同意しかねますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時 8分

平成30年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成30年9月26日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 事務報告
 - 第 6 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 議案の補足説明
 - 追加日程第4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 事務報告
 - 日程第 6 閉 会
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 片 桐 文 夫 | 2番 | 平 山 清 海 |
| 3番 | 遠 藤 保 明 | 4番 | 林 晴 道 |
| 5番 | 高 橋 秀 典 | 6番 | 米 本 弥一郎 |
| 7番 | 有 田 恵 子 | 8番 | 宮 内 保 |
| 9番 | 高 木 寛 | 10番 | 飯 嶋 正 利 |

11番 宮澤芳雄
13番 島田和雄
15番 伊藤房代
17番 景山岩三郎
20番 高橋利彦

12番 伊藤保
14番 平野忠作
16番 向後悦世
19番 佐久間茂樹

欠席議員（1名）

18番 木内欽市

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬正彦
教育長	諸持耕太郎	秘書広報課長	伊藤義隆
行政改革推進課長	小倉直志	総務課長	飯島茂
企画政策課長	阿曾博道	財政課長	伊藤憲治
税務課長	石毛春夫	市民生活課長	宮負賢治
環境課長	井上保巳	保険年金課長	遠藤茂樹
健康管理課長	木内喜久子	社会福祉課長	角田和夫
子育て支援課長	小橋静枝	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬喜弘	都市整備課長	鶴之沢隆
下水道課長	高野和彦	会計管理者	松本尚美
消防長	川口和昭	水道課長	加瀬宏之
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	佐瀬史恵
生涯学習課長	高安一範	体育振興課長	花澤義広
監査委員局長	伊藤義一	農業委員会事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長 大矢 淳 事務局次長 池田勝紀

開議 午前10時 0分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市勢要覧の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） 議案第1号から議案第14号までの14議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（島田和雄） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 宮澤芳雄 登壇）

○決算審査特別委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました、議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月13日及び14日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑6点について申し上げます。

1点目として、市税の収入状況について、平成25年から年々未収入額が減ってきているが、これまでの取り組みに加え、新たに取り組みを行ったものがあるかとの質疑では、平成29年度から新たな取り組みとして、納付されない方に、自動音声による電話催告を導入しているとの答弁がありました。

2点目として、出会いの場創出事業の事業成果はとの質疑では、この出会いの場創出事業補助金は、後継者対策協議会へ交付しており、そちらで婚活イベントなどを開催している。昨年度は婚活イベントを8回開催して、延べ158名の方が参加し、また10名の会員が結婚しているとの答弁がありました。

3点目として、グループホーム運営費等助成事業の内容についての質疑では、この助成事業は、事業所の運営費の補助と障害者の方がグループホームや生活ホームを利用する際の家賃助成であり、助成金の内訳は、19事業所に1,511万3,875円、76人の利用者の方に1人月額5,000円を限度として343万3,200円となっているとの答弁がありました。

4点目として、資源ごみ集団回収奨励金の内容についての質疑では、これは資源ごみを対象としたものであり、10世帯以上で団体を登録していただき、その団体が新聞、雑誌、ペットボトル等の資源ごみを集めた後、その資源ごみを処分業者に売り渡す重量によって市が助成金を支給している。1キロ当たり5円の奨励金となっているとの答弁がありました。

5点目として、消費生活相談事業について、相談件数の推移と相談内容はどの質疑では、新規の相談件数は、29年度は423件、28年度は453件、27年度は468件と、毎年400件台で推移している。また、相談の内容は、商品のトラブル関係等商品に関するものが185件、工事等の役務・サービス関係の相談が192件、その他が46件となっているとの答弁がありました。

最後に、6点目として、育英資金給付事業について、給付人数とその内訳はどの質疑では、給付人数は40名で、その内訳は、高校生10名、大学生が23名、短大生1名、専門学生5名、高等専門学生1名となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号から議案第7号までの7議案は、全員賛成で認定することに決し、議案第8号は、全員賛成で原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年9月26日、決算審査特別委員会委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成29年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成29年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成29年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成29年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成29年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成……

(発言する人あり)

○議長(島田和雄) それでは、もう一度ご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成29年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成29年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長(島田和雄) 日程第3、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 宮内 保 登壇)

○建設経済常任委員長(宮内 保) おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第12号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

神西住宅について、今回の取り壊しで建物が残る1棟となるが、今後の対応はどの質疑で

は、今回の取り壊しで、ある程度まとまった面積、およそ4,300平方メートル程度が空き地となるが、1棟残っている区域が2,700平方メートルほど残るため、この区域を含めて全体がきれいになってから売却するかどうかは、土地の利用価値を十分考え、売却の区域割りや時期については庁内の関係課を交えて検討していきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年9月26日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（島田和雄） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託された、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、教育長ほか関係諸課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁について申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

小・中学校の危険なブロック塀の対応について、現在の状況と今後の予定はどの質疑では、小・中学校のプール施設のブロック塀については、応急対応として、危険箇所へのバリケードと出入り口の確保が済んでいる。改修については、本議会終了後、速やかに発注し、年度内に完成する予定。また、プール施設以外のブロック塀については、通常の維持補修費により全て対応が済んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑と答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年9月26日、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇)

○総務常任委員長(宮澤芳雄) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について、議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市长、関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

生涯活躍のまちの事業タイプについて、横展開タイプで認定されているが、今後計画が具体化した時点で先駆タイプでの申請も考えているとしているが、それぞれの内容はどの質疑では、先駆タイプは官民協働、地域間連携、政策間連携という三つの要素が含まれている事業であり、横展開タイプは、そのうち二つ以上含まれている事業となっているとの答弁がありました。また、市として何の具体策もなく、事業計画、構想など業者任せでうまくいくのかとの質疑では、全国的にも有名な中央病院があり、そのような中で生涯活躍のまちという構想をまず総合戦略の中に位置づけ、市としては具体的に、生涯活躍のまちのあり方ということで、安心エリア、交流エリア、体験エリアなど、こういったものが立地していただけるとうれしいという例示をしているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第9号は賛成多数で、その他の議案は全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年9月26日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長(島田和雄) 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第14号までの6議案について採決いたします。

議案第9号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市道の駅整備基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、東総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。追加のありました議案は、議案第16号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、追加議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 平野忠作 登壇)

○議会運営委員長(平野忠作) ただいま、議会運営委員会を開催いたしまして、追加議案の提出に伴う日程の追加について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日、市長より提案のありました追加議案は、議案第16号、旭市教育委員会委員の任命に

つき同意を求めることについての1議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第3回定例会議事日程その3をご覧くださいと思います。

日程第4の後、追加日程第1、議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、議案の補足説明、補足説明については総務課長を予定しております。追加日程第4、質疑、討論、採決。

以上のおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第16号の1議案を、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第1、議案上程。

議案第16号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議を願うことといたしました。

追加議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第16号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が来る12月3日をもって満了となるため、後任の委員を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、富山理氏が適任であると考え、提案するものであります。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（島田和雄） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第16号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第16号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、補足説明を申し上げます。

現委員のうち、1名の任期が12月3日に満了するため、後任を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員に任命したい方は、旭市中谷里8346番地にお住まいの富山理氏、昭和46年8月17日生まれの方でございます。なお、富山氏は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定されている欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 追加日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

議案第16号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第16号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 全員賛成。

よって、議案第16号は同意することに決しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、この際、発言の取り消しについて申し上げます。

9月4日における高橋利彦議員の発言について、取り消しの留保をした件については、お手元の資料のとおり発言の取り消しを命ずることといたしました。

次に、9月4日の木内欽市議員の発言は、一部不穏当と認めますから、お手元の資料のとおり発言の取り消しを命じます。

次に、9月4日の有田恵子議員の発言は、一部不穏当と認めますから、お手元の資料のとおり発言の取り消しを命じます。

◎日程第5 事務報告

○議長(島田和雄) 日程第5、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 飯島 茂 登壇)

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。

1つ、金100万円を島田建設株式会社様より7月31日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（島田和雄） 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成30年旭市議会第3回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 島田和雄

議員 有田恵子

議員 宮内保